

労働運動の状況

- 教育出版部長 齋藤健一
 同 部員 渡邊徳蔵 外三名
 政治部長 河野 密 調査部長 土井直作
 国際部長 菊川忠雄 婦人部長 赤松常子
 團體協約部長 三木治朗 爭議統制部長 原 虎一
 組織宣傳部長 高橋 涉 社会部長 徳永正報
 青年部長 茅野眞好
- 尙政治部以下の部員は他日必要を生ずたる場合に之れを選任すること。
- (6) 大會決議事項處理に關する件
 合同大會に於て決定せる「労働國策に關する決議案」實現の爲會長副會長に於て政府に要請することに決定。
- (7) 合同促進特別委員會に關する件

- 本中央委員會は合同促進特別委員會に對し其の積極的活動を促ことに決定。
- (8) 次期大會決定の件
 昭和十二年十月大阪に於て開催することに決定。
- (9) 總選舉對策の件
 總選舉對策は社大黨と積極的に協力し社大黨關係候補者を應援することに決定。
- (10) マーク制定の件
 本件は會長に一任することとし其れは兩同盟の殘存物を流用することに決定(會長一任とあるは會長副會長及總副主事の合議を意味するものなり)
- 以上の他六件

(四) 合同促進特別委員會の状況 前記中央委員會散會後松岡外六名出席し合同促進特別委員會を開催して交總、市從其他堅實なる労働團體に對し今後積極的に合同を勧誘すると共に交總、市從に對しては本決定を通告し更に適當時機に交總、市從の代表と會見し合同に關する意見を交換することに決定(形式的なる決定の如し)

(五) 其後に於ける全的合一派の策動状況 總同盟と全勞の單獨合同決定するや關西地方に於ける全評、交總(特に大阪市電從)並に全勞、總同盟の急進分子(所謂正義派と稱するもの)等は飽迄全的合一派を強調し所謂下からの合同達成に主力を傾倒すべしと爲し各地區協議會等を結成して種々策動中なりしが、最近大阪市電從は全評と行動を共にすることを快しとせず忌避的態度に出でつゝある模様にして、從つて之等一派の策動も差したる進展なきも是等分子中には全協系一派と連絡策

動し——居るものあるやに見受けらるゝを以て其行動は相當注意を要するものあり。

綱領

主張

- 一、我等は労働報公の精神に基き、徳性の涵養、識見の開發、技術の進歩を圖り、以て自己の完成と社會正義の實現を期す。
- 一、我等は強固なる組織と有效なる手段によつて、労働條件の維持改善、共同福利の増進を期す。
- 一、我等は國情に立脚して、資本主義改革を促進し以て合理的なる新社會の建設を期す。
- 一、産業並に労働國策の樹立
- 一、労働組合法、團體協約法の制定
- 一、七時間労働、及び一週四十二時間制の實施
- 一、生活賃銀制、及び失業保險制度の確立
- 一、國民健康保險、廢疾養老保險制度の確立
- 一、國際労働條約の批准、並に勸告案の實施
- 一、暴壓諸法令の改廢
- 一、工場法、鑛業法、健康保險法、労働者災害扶助法等の現行労働法規の改正。
- 一、少年及び婦人労働者保護法、商店従業員保護法、交通労働者特別裁判法等の制定
- 一、臨時雇傭制度、及び中間搾取の廢絶
- 一、同質量労働に對する同一賃銀の獲得
- 一、職業紹介機關の擴充、並に労働組合の參與
- 一、共済組合並に各種協同組合の普及と統一
- 一、公費による労働者教育制度の實現
- 一、メーデーの全國的舉行
- 一、日本労働組合會議、並に統一戰線の擴充
- 一、社會大衆黨との協力による労働大衆政治勢力の強化
- 一、アジア労働會議の強化、労働者國際提携の促進

労働國策に關する決議案

確乎たる労働政策を含まざる一國の經濟政策あることなく、労働運動の状況

労働組合の協力に依らざる産業の發展策あることなし。然るに近時所謂「國家非常時」の皮相的なる認識は、労働強化に依る資本の專恣を助長し、失業の増大、實質的賃銀の切下、生活不安の深刻化等を労働階級の上に重課し、剩へ健全なる労働組合運動の發展を阻害せんとしつゝあり。非常時を名とする國家統制論の横行する反面に、社會政策的立法の枕を並べて討死するの現状は、この間の消息を傳へて餘すところなし。軍需インフレーションの跋行的景氣、輸出産業の表面的好況の蔭には、社會不安の地を這ふて高まりつゝあるを見る。

『國家非常時』打開の唯一の根本的對策は、資本及労働に全般的なる統制と規準を與へ、國家的見地より眞に妥當なる労働問題の解決策を所期するにあり。吾等はこの見地に立脚して、左記の如く労働國策の要綱を決議し、以てこれが實施を政府に迫らんとするものなり。

決議

- 政府は産業及労働の國策を樹立するために最善の努力を拂ふべく、少くとも左記要綱はこれが具體的第一歩として速に實施すべし。
- 一、産業労働省を新設し、労働行政事務の統一を圖り、諮問委員會を設けて労働組合の代表を参加せしむべし。
- 二、産業統制のために次の方策を實施すべし。
- (イ) 重要産業及大産業は國營若しくは國家管理を終局目標とし

國策要綱

て統制し、これが實現のための調査機關を設けること。

(ロ) 一般中小産業は各業別に事業主の組合を組織せしめ、之に統制力を附與し、國家は組合を通じて指導監督を行ひ、その統制には労働組合を參加せしむること。

(ハ) 現下非常時の緊急處置として資本配當の統制を斷行し、貨銀値上に依る大衆購買力の増進を計ること。

(ニ) 輸出品品並に國內主要商品の價格を統制すること。

三、労働統制のために次の方策を採るべし。

(イ) 労働組合法の制定。

(ロ) 團體協約法の制定。

(ハ) 労働争議調停法の改正。

(ニ) 産業労働裁判所の新設。

(ホ) 熟練労働保持の政策。

(ヘ) 國際労働條約の批准並に勸告案の實施。

四、産業及労働統制のために次の方策を採るべし。

(イ) 自主的労働組合を以て統制の對象とする。

(ロ) 勞資の間に國家が介在して『産業協力委員會』を設置すること。

(ハ) 『産業協力委員會』は主務大臣、地方長官、若しくはその任命せる官吏を議長とし労働企業消費者各同数の委員を以て構成し、全國的、地方的、並に産業別的に設置すること。

右決議す。

宣言

日本労働總同盟並に全國労働組合同盟の合同成り、茲に全日本労働總同盟の結成大會を擧ぐるに當り、中外に向つて我等の所信

を披瀝せんとす。

我が國に労働運動の嚆矢を見てより二十有餘年。歲月必しも短きに非ずと雖も、思想の融合は運動の交錯を生み、未だ統一戦線の實をあげるに至らなかつた。一方には資本の攻勢に因る苦難な闘争を續け、他方には陣營内の分立抗争に傾累せらるゝのが、我が労働運動積年の痛弊であつた。日本労働組合會議の結成以來、統一に向つての大道は朝に開けたりと言ふも、『産業別大組合主義』の具體的實踐に移されたるは、蓋し本合同を以て嚆矢とすべきであらう。

我等は本合同を以て過去二十餘年に於ける労働運動の集約點となすと共に、將來に於ける輝ける發展の前途となさんとすものである。

凡そ労働組合運動の所期すべきものは三つある。労働階級に社會成員としての教養を與へ、技能的、産業的自覺と自重の念を涵養すること、その一つである。共濟的施設を通じて相互の福祉を増進し、建設的事業に依つて共同福利増進の任務を遂行すること、その二つである。資本主義に對する『反對的』要素として自らの利害を防衛し、進んで資本主義の根本改革を促進せんこと、その三つである。その道義的教養の任務と、社會政策的互助施設と、資本主義の根本改革を導かんとする理想とが、労働組合同盟の據つて立つところの鼎足である。合同に依つて達成せんとする我等の目標もまたこれに外ならぬ。現實を積んで理想に及ぼし、狂燥を排し偏倚を退け、不滅の信念に燃えつゝ磐石の巨歩を進むることこそ、我等の『健全なる労働組合主義』である。

惟ふに、世界恐慌の勃發以來、國際的なる資本主義の不安動搖

は、労働組合同盟に對しても新しき情勢を展開せしめつゝある。或は革新の幻想を追ふてフアッシュヨに走り、或は民族の名にかくれて投機的の奇利を狙ふなど、意識と運動の混濁今日より甚しきはない。殊に、その搖盪時代を思想の動搖期に養はれたる我が國の労働組合は、運動の新奇を競ふこと恰も流行に類し、組織の廢替、又朝暮もたゞならざる有様である。この間に處して我等は、過去に於て正を樹てて一世を譽策したるが如く、將來に向つても労働運動の嚆矢を明示せんとするものである。

世人口を開けば資本主義の行詰りを言ひ、革新の機運を説く。その言やよくその精神やよし。されど、資本主義の改革は口舌の事業に非ず。健實にして苦難、堅忍にして不拔なる闘争の任とするところである。我等は合同を通じて『健全なる労働組合主

義』の精神を宣揚すると共に、この精神に基づく統一戦線を更に擴充し、労働運動飛躍の礎石をきづかんとするものである。政治運動もまたこの精神に依つて積極化され、國際的の聯繫もまたこの精神に依つて具現せられる。徒に觀念的なる焦躁主義は到底我等の與みし得ざるところである。

劃期的合同を遂行せる我等の任務は重い。日本労働運動の前途又我等の双肩にかゝる。合同の喜びを頌つと共に、相協力し相激勵して、重大なるこの責務に任ぜんことを誓ふ。

右宣言す。

昭和十一年一月十五日

三、組合同議擴大執行委員會狀況

日本労働組合同議にありては本月十三日午後一時三十分より東京總同盟本部に於て擴大執行委員會を開催せるが其の狀況左の如し。

(一) 出席者

總同盟	鈴木文治	松岡駒吉	西尾末廣
全勞	河野密	鈴木悦次郎	菊川忠雄
山口常次郎			
東電	岩永榮一		
官勞	内田文一	川村保太郎	
日鐵	横大路茂	猪野兼義	

労働運動の狀況

(二) 報告等

- (1) 活動及會計報告、上條より活動及會計報告を爲し承認を求む。
- (2) 松岡より米窪朝歡迎の辭を述べ米窪之れに對し謝辭を兼

ね状況報告を爲せるが其中主なる點は「ジュネーブ」に於て印度代表と共に亞細亞労働會議日本開催の件に付き協議せる旨「及」國際労働局に日本より見習(労働者)を常時派遣し置くことを提議したるに今回國際労働局長フイーラン氏より承諾したる旨(滞在費は國際労働局其他にて負擔のこと)返電ありたり」と述べたる等なり。

(三) 議事

(1) 亞細亞労働會議大會開催の件。

本月六日印度労働代表バツケール氏より米窪宛に本大會東京開催承諾せる旨來電ありたるを以て來る四月十日前後三日間に互り東京に於て開催することとし、出席團體は印度及セイロン島の各労働組合代表(パレスティンは出席未定)にして右代表の日本滞在費及觀光費等は日本側に於て負擔し船賃三割引は關係船會社に交渉すること等を決定尙大會準備委員として左の十名を選定せり。

鈴木文、松岡、米窪、河野、山川、上條、小泉、堀内、西尾、川村

(2) 議會對策に関する件。

本件は客年同様大家黨の代議士と組合會議政治委員とが協定して大體左記法律案及建議案を提案し之が貫徹を期することに決定。

(イ) 提出法律法案

團體協約法案
労働組合法案

(ロ) 建議案

産業及労働統制に関する件。

軍需品工場統制に関する件。

退職積立金法案に関する件。

労働争議調停法改正に関する件。

團體保險に関する件。

(3) 總選舉對策の件

社大黨及組合會議關係の候補者を應援する様書記局より各關係團體に指令を發することに決定。

(4) 人事に関する件

(イ) 豫て辭任申出中の副議長河野密は次期大會迄留任することに決定。

(ロ) 日鐵より評議員として加藤、土佐野の兩名出で居りしが同組合の役員改選の結果左の二名と交代することを承認。

横大路茂 濱橋文作

(5) 國際労働代表選出に関する件

代表は河野密に萬場一致可決せるも顧問二名に付ては各組合夫々自派より選出せむとして譲らず午後九時迄協議せるも決定せざる爲め翌十四日午後六時より改めて總同盟本部に於て擴大執行委員會を開催することとし散會せり。

而して同日(十四日)午後七時より翌十五日午前一時迄右執行委員會を開催して協議せるも依然各組合自派より推薦すべく主張し容易に譲らず就中港從、官勞の兩團體は自組合より選出せざれば組合會議より脱退すべしと強硬なる態度を表明せるも結局右二團體には明年度に優先権を與ふることを條件に斷念せしむることとなり左の如く決定せり。

總同盟 金 公平 全 勞 山口常次郎

四、愛國労働團體統一運動狀況

日本労働組合總聯合及日本産業労働俱樂部等が主體となり愛國労働團體の全國的戰線統一を企圖し、各地方の愛國労働團體に呼び掛け懇談會等を開催して之れが具現化の爲め策動しつゝあることは本誌客年九、十の兩月號に既載の通りなるが其後關東地方に於ては「愛國労働組合統一促進關東地方懇話會」を中部地方に於ては「中部地方日本主義労働團體戰線統一座談會」を關西地方に於ては「關西愛國労働組合統一準備會」等を夫々結成して全國的統一實現化に努力すると共に客年十一月十八日名古屋に於て同十九日大阪に於て關東、中部、關西の各團體代表會合の下に懇談會を開催し之れが準備工作に付き協議を進むる處ありたり。而して本月十九日大阪中ノ島公會堂に於て各代表者出席し「愛國労働組合統一促進第二回準備會」を開催し新海員組合赤崎寅藏議長の下に各地情勢報告等を爲したる後「日本愛國労働組合懇話會」の要綱、規約其他を審議せるが其概況左の如し。

(一) 出席者

總聯合 高山久 藤外九名 産 勞 西山仁三郎外三名
日 協 大橋治房外三名 東電愛國同盟 關 俊二
(代理) 忠孝労働 山崎常吉 日 勞 小田 孝
外一名 大阪海上同志會 土岐信次

(二) 協議事項

(1) 懇話會要綱審議

高山久氏より別記草案作成の趣旨を説明爲したる後逐條審議に入りたるに「産業人と産業報告の意味」「資本主義經濟制度の革新にては手緩し根本的改革と改められ度し」「資本主義制

労働運動の状況

度に對する態度如何」等の質問竝に修正意見等ありたるが結局本草案を基礎として互に虚心坦懐に協議を重ね結成大會迄完全なるものを作成することに決定

(2) 規約要綱審議

別記草案に付協議したるに日本愛國労働組合云々とあるを「日本主義労働組合」或は「皇産労働組合」と修正しては如何等の意見ありたるも結局草案通り可決し事務所を東京に置くことに決定

(3) 執行細則に関する件

高山より執行細則に就ては加入の資格、加入の範圍、役員を選

出、機關の構成、會計等に區別して作成せざるべからずと思料するが之れに對し各自の意見を承り夫れを參考として別に委員を擧げ草案を作成したしと述べ各自より加入單位其他に付き種々意見の開陳ありて結局之等を參考として作成することに決定

(4) 懇話會結成大會に關する件

創立準備委員の選出方法、場所及日時等に付き協議したる結果左の如く決定

イ、創立準備委員は地方協議會又は團體に於て選出すること

ロ、場所は關東側に一任

ハ、日時は来る三月十四日創立準備委員會を開催し翌十五日

結成大會を舉行すること

(5) 建國祭に關する件

舉行日時、方法等に付き種々意見ありたるも結局地方的情勢に應じ適當に舉行することに決定

(6) 日本主義労働歌に關する件

協議の結果室内等に於て嚴肅たるべき時は君が代(開會の時)及労働歌(閉會の時)行進の時は行進歌(元麻布聯隊長にして新聞班長たりし本間大佐の作歌を用ふるものゝ如し)を用ふることに決定

(7) 國際労働會議に關する件

高山久蔵より從來日本主義團體は國際労働反對の態度を採り來れるが吾々は國際主義に必ずしも反對すべきものに非ず即ち眞に日本に於ける労働運動は我々日本主義労働運動なることを示し之れを認識せしめざるべからず若し我々の主張容れ

られざる場合は今回海軍軍縮會議に於て帝國全權の採りたるが如き處置に出づれば可なり故に此の意味より總聯合は産業労働俱樂部及新海員組合等と語りて海軍聯盟に合流を申込みつゝありと述べ種々意見ありたるが、結局高山の意見の如く日本主義の立場より之を利用する意味に於て參加することに決定せり。

而して代表、顧問等の推選問題には何等觸れざりしも高山久蔵と赤崎寅藏との間に於て代表に海軍の林助一、顧問に聯合會の今井武吉及産業労働俱樂部の石井熊藏の兩名を推薦することに申合せを爲したる模様なり。

懇話會要綱(草案)

一、我等は日本精神に則り、産業人の結束を促し、産業報告の實をあげ以て皇國日本の興隆を期す。

二、我等は産業人たる使命に即し、公正なる生産關係を確立し、以て労働者の生活向上を期す。

三、我等は合理的方法を以て資本主義經濟制度を革新し、以て人類文化の發展に貢獻せんことを期す。

規約要綱(草案)

イ、本會は、日本愛國労働組合懇話會と稱し事務所を東京に置く。

ロ、本會の加盟團體は要綱に基き全日本の愛國労働組合の組織の促進、必要問題の處理並びに全國的會議結成の爲めの準備機關とす。

ハ、本會は常任委員若干名を置き、事務その他を處理するものとす。

ニ、本會委員の選出方法は別表に依り之を定む。
ホ、本會の會議は原則として滿場一致とす。
ヘ、本會は全國委員會、常任委員會、地方委員會を設く。

ト、本會はその選出委員數に應じ毎月の會費を負担し必要に應じ臨時支出をなすものとす。
チ、本會の執行細則は別に之を定む。

五、労働組合法小作法獲得労働大會状況

豫て關東地方に於ける左翼無産團體を以て結成せる東北飢饉救済東京無産團體協議會にありては、同救済事務終了と共に労働提携連絡機關程度に於て労働懇談會なる名目の下に同協議會を存続し何等活動を見ざる状態にありしが、最近労働組合戦線統一問題に議會對策等の關係より茲に活動を展開することとなり、東交、東京市従、全評、全農の四團體主體となり全農の年度大會開催(本月十五、十六の兩日東京に於て開催)を機とし労働大會開催を策し表面労働組合法案及小作法案獲得並に第六十八議會即時解散を名目とし反面總同盟、全勞の合同を契機とする右翼結成に對抗すべく反社大黨勢力の結集及目録にある衆議員總選舉に於ける自派の應援對策等を意圖の下に、本月八日頃より數次に互り準備委員會等を開催して之れが開催準備に努めつゝありしが、愈々豫定の如く本月十七日夜芝區協調會館に於て之れが開催を見たり出席者東交、全評、市従、全農、關清聯、自勞其他の組合員約七百名にして杉山元治郎(全農)議長に加藤勘十(全評)中島喜三郎(東交)副議長の下に左記議案を審議可決し、相當氣勢を掲げたり。

(一) 議案

(1) 小作法制定要求に關する件 宮向國平(全農)議案を説明

し之れに對し山花秀雄(全評)賛成意見を述べ滿場一致可決

(2) 自主的労働組合法制定の件 河野平次(東交)議案を説明

し西納楠太郎(全農)小野正造(市従)論旨不穩の爲め中止とな

労働運動の状況

る)島上善五郎(東交)不穩の言辭を弄し中止となる(牧野松太郎(東交)等賛成意見を述べ原案通り可決

(3) 退職積立金法制定要求の件 南喜一(關東工聯)原案説明

中論旨不穩に互りたる爲め中止となり安平鹿一(全評)代りて説明をなし異議なく可決

労働運動の状況

- (4) 自動車災害保険法制定要求の件 遠藤忠治(自勞)提案理由を説明し松田長左エ門(大阪自従)佐々木壽三(東京)等賛成演説を爲し満場一致可決
- (5) 政府の米穀政策に関する件 菊田一雄(關西聯)議案を説明し之れに對し全農の石田有全賛成意見を述べ(不穩の言辭を弄し中止となる)原案通り可決
- 緊急動議 大阪市電從岩守雄より「電気工事人取締規則改正反對の件」を提議し満場異議なく可決
- (6) 第六十八議會解散要求の件 加藤勘十(全評)提案理由を説明したる後別記決議文を朗讀し實行方法は左記實行委員に依り首相に解散を要求することに決定
- (7) 宣言發表 石川清(市從)左記宣言を朗讀異議なく承認

實行委員

- 全農 杉山元治郎 岡田宗司
- 全評 加藤勘十 安平鹿一
- 東交 中島喜三郎
- 大阪市電從 小野清三郎
- 東京市從 橋本富貴良
- 關東工聯 南 喜一
- 日清聯 森岡高門次
- 自動車労働 遠藤忠次

決議

労働者貧乏の經濟的窮乏に對して一顧だにせずこれ等階級の政治的社會的權利の伸張を阻止し一部支配階級の利益を圖るに汲々たる現議會を政府は即時解散せ

られんことを要求す
右決議す
一九三六、一、一七

労働組合法 獲得労働大會
小作法

第六十八議會は解散の風雲を孕んで、將に再會されやうとしてゐる。吾等は労働無産大衆の政治的前進のために、斷乎解散を要望するものである。

日本現下の政治的動向は所謂『非常時のカケ聲』の下に、内外共に、労働大衆の生活とは、凡そ縁なき途を邁進しつゝある。而して労働民衆に與へられるものは、獨占的金融資本の支配權強化のため必要とする一切の犠牲である。極端なる低賃銀、堪へ難き労働強化、一切の労働を收奪される中小農の窮乏化、中小商工業者の没落、しかもこれ等の諸階級は憲法によつて保護された言論の自由、政治的活動の自由を著るしく制限されてその生活防衛の爲に闘ふことさへ出来ない。

この數年來の重苦しい陰鬱なる生活の體驗は、労働者、農民、労働大衆をして所謂『非常時のカケ聲』のもつ階級的意義を、明確に把握、理解せしめるに至つた。到る處に、モリ上りつゝある労働者大衆の職場を基礎とした統一職線の要望、農民の熾烈なる耕作權確保の懇求、中小商工業者の大資本の獨占的統制化への反對、等々はその何よりも有力なる表現である。

吾等は斯のモリ上る労働大衆の要望を、更に強力に促進せしめんがために、労働者、農民が當面最も必要とする、獨立的政治的要求、即ち労働組合法並に小作法獲得を目指して、労働組合、農民組合

の完全なる提携による、眞摯熱烈なる労働共同闘争を展開せんとする。本大會はその第一歩である。

全労働者農民諸君、吾等は本大會の名をもつて、吾等の所信を明かにして、諸君が久しい間諸君を苦しめた重壓と沈滞を打ち破つ

六、都市従業員組合全國協議會第一回中央評議員會狀況

東京市從、大阪都市從、神戸市從の三團體を以て結成せる標記協議會は豫てより組織の擴大化を圖りつゝありたるが、客年十一月十七日大阪に於て交總年度大會を機に各都市電氣局關係組合の参加を得準備會を開催したることは本誌客年十一月號に記載の通りにして、其席上の決議に基き本月十六日東京市京橋區築地交總本部に於て第一回中央評議員會を開催せり。出席者東交、東京市從、大阪都市從、大阪市電從、大阪市從、神戸市電從の各團體代表三十二名にして、大場米太郎(大阪都市從)議長の下に左記議案を審議決定せり。

而して本協議會の目的は「各都市従業員の連絡、對市共同闘争並市政の調査研究」と謂ふにあるが客年十一月の準備會當時は全勞總同盟の合同問題等に刺戟せられ戦線統一等の目的多分に包蔵し参加團體間にも相當熱意を有するやに見受けられたるが、其の後全勞總同盟の單獨合同決定せる等其の他に因り参加團體間に漸次熱意を失ふに至り、殊に東交の如きは本協議會に何等の期待を有せず本評議員會にも單なる一片の義理的立場より出席したるが如き狀況なり。随つて客年十一月の準備會に於て「新規約を常任に於て作成の上各團體に持ち廻りて始めて本團體の結成を見ることとす」と決定せるにも不拘今尙規約等の作成を見ざる現況にあり是等の點を綜合して本團體の將來の發展性は得て期し難く或は有名無實と等しきものに終るにあらずやと看取せらる。

労働運動の状況

議案

(1) 戦線統一促進に関する件
書記鹿野鐵也より「今次總同盟と全勞との合同に依り新同盟の成立したるに對し交總、東京市從に於ては戦線統一の爲め合同申込を爲すこととなり七名の特別委員を任命し可能の範圍に於て協議を進むることとなり。」
書記局としては本案に關し具體案なきも輿論を振作するため聲明書等を發表したしと述べたるに神戸市從、大阪市從等の代表より「我が協議會に於て戦線統一の如き高度なる政治的問題を論議することは協議會の内部的統一を亂す虞あり」と反對的意志表示を爲し又大阪市電自動會の代表は「自助會としては内部的事情等よりして本問題に對し立場を異にするを以て此席に於て決議さるゝならば遠慮するより他に途なし」と述べ意見區々にして纏らざりし爲め議長は議案を (イ) 連絡強化に付て (ロ) 未加

入組合の組織に付て (ハ) 戦線統一促進に付ての三項に分け審議に入る旨を提案し協議せる結果 (ハ) の戦線統一問題に付ては一同異議なく之れを撤回することに決定せり。
(2) 市會闘争強化に関する件
連絡を強化して統一的に對市闘争を展開することとし方法は書記局に一任。
(3) 機關紙發行の件
來る二月十五日迄に創刊號を發行することに決定。
(4) 電氣工事人取締規則改正の件
明十七日の勞農大會に提案し當局に陳情することに決定。
次ぎに東京市從谷口伊次郎の動議に依り健康保險法適用範圍擴大運動を起すことに決定、翌十七日東交北田一郎外七名の代表は社會局長官を訪問し陳情書を提出して縷々陳情する處ありたり。

農民運動の状況

一、全國農民組合昭和十一年度大會の状況

(一) 概況 全國農民組合にありては、昭和九年度に於ける全國的凶作と昭和六年度末來の慢性的農業恐慌との競合が齎せる農村不安と、所謂滿洲事變後に於ける思想界の小康等の好條件に惠まらるゝ所となりて、複雑なる内部情勢に悩まされつ

つも昨年九月施行の府縣會議員選舉以來活動漸く活氣を呈するに至れり。殊に前顯選舉の結果は未組織大衆の共鳴に依り豫期以上の成績を得たりと稱し、爾來秋季闘争、縣會闘争等を通じ組合の躍進的發展を策しつゝありたり。
斯くて本年度全國大會は斯かる状態下に於て而かも組合創立十五週年を意義あらしむべき運動方針決定のため、一月十五、十六の兩日に互り東京市芝區協調會館に於て開催されたが、出席代議員二百八十一名(第一日八十五名第二日百九十六名)傍聴者約八十名に過ぎずして氣勢極めて振はざるものありたるのみならず、近時我國社會運動團體が夫れく社會情勢に對應して其の方針内容等に相當新味を見せつゝある折柄なるに不拘所謂左翼的イデオロギイに縛られ舊態依然たる大會に終始し殆んど見るべきもの無かりし狀況なり。

如斯本年度全國大會は極めて平凡なる年中行事たるに過ぎざりし之感ありたるが、本大會を通じて「(1) 全農が漸次左翼化の傾向を辿りつゝあること (2) 思想的に左翼化の傾向を辿りつゝも之れを其實踐に移し得ざること」の事實を看取せられたり。即ち前者は從來本大會に對して祝辭等を送れることなき全國勞働組合評議會、日本消費組合聯盟、新興佛教青年聯盟、東京交通勞働組合、東京市從業員組合等所謂合法左翼團體よりの祝辭、メッセージ等を見、其の關係密接を加へつゝある事實竝に東交提唱に係る「勞農大會」に組合内社大派の不滿を抑へ之れが参加を決定したる等の事に依り之れを推知し得べく、後者は前叙の如く、全農左翼化の傾向顯著なるものあるに拘はらず凡ての議案決定に當り徒らに階級的立場を固執せず比較的妥協的態度を採りたる事實に依り之を知り得る所なり。此の傾向は警察の指導的取締上極めて多くの示唆を有する事象として注目に値すべし。

以下大會に其の後に開催されたる中央委員會等の状況につきて述ぶる所あるべし。

(二) 大會第一日狀況 大會第一日は豫定の如く、一月十五日東京市芝區協同會館に於て杉山委員長外十六名の本部員並に地方代議員六十八名計八十五名出席の下に開催されたが、会場正面には大會スローガンとして、(1)全農に依る農村自主更生、(2)争議干渉抑壓政策反對、(3)小作法小作組合法制定、(4)第六十八議會即時解散、(5)全農全國的活動力の擴充、(6)立禁土地取上絶對反對等を墨書大書して掲出し組合當面の中心目標を明示せり。

斯くて午後零時黒田壽男司會の下に會議開催、大會議長(杉山元治郎)同副議長(田邊納、石田宥全、須永好)の推薦、議長就任の挨拶、大會書記、大會委員の任命、靜岡縣聯合會福島義一の代議員歓迎の辭、並に北海道聯合會五十嵐久彌、福岡縣聯合會佐保高の答辯ありたる後、資格審査委員長宮向國平、議案審査委員長西納楠太郎の結果報告及び大西本部員の本部情勢報告ありて議事に入れり。

而して「小作調停法の運用に就ての決議案に關する件」外三件を可決し「小作調停法の運用」に關しては司法、農林兩大臣に提出すべき次の要請書を決定し大會第一日を終へたり。

要請書

小作調停法運用に當り從來永小作の實質を備へ乍ら登記せざるの理由に依り或は之と同様の性質内容を有する小作關係は直ちに短期賃貸契約とし、其條項中僅かな部分的不履行に對してすら直に全契約を破毀し、土地並に小作料の強制引渡執行をなすが如き農民の到底堪え得ざる處置にして、この偽稱の本質を有するが故にこそ之を撤廢し、速かに小作料引下げと、耕作權の物權化を内容とする小作法の制定を要求するものである。

ざる門外漢より選出し、最も之に精通し其衝に當る全農幹部より選任を拒み甚だしきは補佐人すら之を拒否する地方少なからず、更に又減免率の決定に當りては平年作の標準即ち減免點をば契約小作料の十八割又は二十二割等一定の基準を制定し、此の條項に該當せざる場合は小作料の減免要求をなし能はざらしめてゐる。かくの如き標準は農民運動の幼稚にして農村經濟事情の甚だしく異なる調停法制定當時に於ては或は忍ぶ可くも今日尙殆んど全國的に劃一的に之を適用するが如きは吾々の斷じて默認し能はざる處にして調停運用に當り速かに是正するべきである。

右要請す。

昭和十一年一月十六日

全國農民組合第十五回全國大會

農林大臣 山崎達之輔殿
司法大臣 小原 直殿

(三) 大會第二日の狀況 大會第二日は午前十一時三十五分杉山議長の下に會議開催勞頭日本消費組合聯盟戸澤仁三郎、全國勞働組合評議會加藤勘十、新興佛教青年聯盟妹尾義郎、社會大衆黨三輪壽壯、東京交通勞働組合中島喜三郎等各團體代表の祝辭並に東電従業員組合外十四團體(個人)よりのメッセージ及祝電等の披露ありたる後米穀自治管理案其他に關する件外十四議案の審議を遂げ杉山委員長の閉會の辭ありて、午後四時四十五分散會せり、而して本日の主要議案は最近の積極的農村警察活動を對象とする「官憲の小作争議防止政策に關する件、社會運動取締方針崩壞に關する件」の兩案並に政府の農村對策遂行上計劃中なる重要農村關係法案「米穀自治管理法案、産糞處理統制法案、肥料業統制法案」に對する議案にして、近時左翼的色彩顯著なるものある全農として如何なる態度に出すべきか相當注目に値するものありたるが、極めて妥協的態度に出で積極的反對の方針を採るに至らざりしは警察の指導的取締上極めて示唆に富める事象たる故に認められたり。尙本大會は政府に對して東北、北海道振興對策の是正方を要求するの要ありとして次の決議を爲せり。

決議

政府並にブルジョア諸團體の東北振興策は、其の窮乏の根源たる資本主義惡を故らに隠蔽し、從つて其の唱うるところは大衆を氣休めするだけの場當りの僅少の凶作防止と無意味の精神作興をもつて糊塗せんとするばかりでなく、更に凶作窮乏を奇貨として資本家地主に積極的に不當なる利益を提供せんとするものである。

吾等がかゝるブルジョア振興策に反對し、動勞農民、勞働者の立場から嚴重に之が根本的建直しを要求し以て眞の窮乏せる動勞大衆の振興策たらんことを期す。

右決議す。

昭和十一年一月十五日 全國農民組合第十五回全國大會

(四) 大會議案並に新役員

(1) 大會議案

- 一九三六年に注意し努力すべき事項
- 土地取上、立禁反対に関する件
- 小作法獲得運動に関する件
- 官憲の小作争議防止政策に関する件
- 米穀自治管理法案其他に関する件
- 糧食處理統制法案其他二案に関する件
- 肥料獨占價格引下闘争に関する件
- 國民健康保險法に関する決議案の件
- 政府米を農家に拂下要求の件
- 機械摺重制米穀検査に関する闘争の件
- フアツショ農民間體排撃の件
- 兵士家族生活保護に関する件
- 總選挙対策に関する件
- 小作調停運用に就ての決議案に関する件
- 借金問題に関する具體案決定の件
- 東北、北海道農村振興政策に関する件
- 役員改選の件

「可決」

(2) 豫算、決算案に関する件
十五週年記念大會並に次期大會の件
新役員

- | | | |
|-------|-----------|-----------|
| 中央委員長 | 杉山元治郎(本部) | 三輪壽壯(〇) |
| 中央委員 | 杉山元治郎(本部) | 大西十寸男(〇) |
| | 岡田宗司(〇) | 小林勝五郎(三重) |
| | 西尾治郎平(〇) | 岡崎精郎(高知) |
| | 田原春次(福岡) | 宮向國平(岡山) |
| | 升治 豊(徳島) | 長尾 有(兵庫) |
| | 江田三郎(岡山) | 田邊 納(大阪) |
| | 松本常七(奈良) | 田中義雄(京都) |
| | 西納楠太郎(大阪) | 今井一郎(新潟) |
| | 尾關善一(岐阜) | 黒田壽男(千葉) |
| | 石田有全(新潟) | 須永 好(群馬) |
| | 山本源次郎(千葉) | 八百板正(福島) |
| | 大屋政夫(栃木) | |
| | 泉澤義一(東京) | |

「〇」

(五) 警備取締

本大會に對しては、最近に於ける全農左翼化の傾向に鑑み、嚴重なる取締を加へ反省の機を得せしむるため、警視廳當局に於て豫め大會報告議案の嚴重なる査閲を行ひ不穩と認められたる部分を削除せしめ、且つ大會の當日に於ても前彼の趣旨に於て取締を行ひたるが、言論の中止を命ぜられたるもの第一日に四件第二日に五件ありたる外概ね平穩

裡に終始せり。

(六) 第一回中央委員會の状況

本委員會は常任委員の選任並大會委任事項其他を決定のため、十七日午後一時より銀座小松食堂に於て開催し、午後三時散會したるが、出席者は杉山委員長以下二十一名にして主なる協議事項次の如し。

- (1) 常任委員選任に関する件
常任委員を次の通り決定す。
杉山元治郎 岡崎精郎 黒田壽男 大西十寸男
須永 好 宮向國平 田邊 納 田中義男
- (2) 書記並に専門部長選任の件
常任委員會一任と決定。
- (3) 顧問辯護士選任の件

- (4) 總選挙対策の件
昭和十年度第一回中央委員會に於て選任したる辯護士の外左記の者を顧問辯護士となすこととせり。
境 辯護士(神戸) 島田辯護士(名古屋)
戸梶 辯護士(高知) 亀田 辯護士(長岡)
- 選挙対策委員會(岡田宗司、大西十寸男、西納楠太郎以下十三名の委員を以て構成)に一任と決定。

二、全農青年部全國代表者會議開催状況

全農青年部にありては、全國農民組合全國大會の開催を機會とし、一月十七日午前十一時三十分より東京市京橋區銀座明治製菓に於て開催せり。

出席者は本部長稲村順三以下三十四名にして伊藤實議長の下に稲村順三の本部長報告並に濱野清(栃木)江田三郎(岡山)矢部東藏(大阪)佐藤新介(宮城)高木松太郎(福島)高橋徳次郎(群馬)沼田雅二(新潟)五十嵐久彌(北海道)藤木忠良(三重)伊藤實(京都)川添利(千葉)田島貞衛(埼玉)三宅武志(静岡)島耕一(兵庫)の各地方代表より夫れ々情勢報告ありたる後左記事項の協議を遂げ午後四時散會せり。

議事

(1) 青年部活動目標に關する件
 本件は、(イ)青年の立場よりの要求、(ロ)青年の精神的慾求等を骨子として起草することとなし、起草委員に五十嵐久彌、藤本忠良、稻村順三の三名を任命せり。

(2) 青年部役員選任に關する件。
 青年部中央常任委員として左記の者を選任せり。
 濱野 清(栃木) 田中 蒔(宮城)
 川 添 利(千葉) 佐藤新助(宮城)
 高橋徳次郎(群馬) 吉田 壽(群馬)

神崎眞三雄(群馬) 田島貞衛(埼玉)
 沼田雅二(新潟) 永森利行(新潟)
 五十嵐久彌(北海道) 三宅武志(静岡)
 島 耕一(兵庫) 山下陽蔵(三重)
 矢部東蔵(京都) 本間 剛(新田)
 岡本乙彦(高知) 大山春峰(奈良)
 福島、大阪——保留

(3) 規約制定の件。
 規約起草委員として沼田雅二、伊藤實、池田恒雄の三名を任命せり。

水平運動の状況

一、全水第三回中央委員會の状況

全國水平社總本部に在りては本月二十六日午後一時より福岡市金平公會堂に於て第三回中央委員會を開催せるが、出席者京都府聯朝田善之助外十六名(松本委員長は病氣缺席)にして第十四回全國大會、ラヂオ放送に對する鬭争方針等に就き審議し午後三時五十分散會せり。其の状況左の如し。

因に本委員會は總本部に於て開催豫定の處中央委員長松本次一郎は今回の衆議院議員選舉に際し未だ立候補を闡明せずと

雖福岡縣第一區より出馬する事殆んど確定的にして、幹部多數上阪列席するの暇なき爲め急遽福岡市に於て開催する事に變更せるものなり。

(一) 出席者

中央委員
 泉野利喜蔵(大阪) 朝田善之助(京都) 井元麟之(福岡)
 酒井基夫(大阪) 森山伊右門(福井) 坂口光之助(京都)
 栗須七郎 代理 石田秀一(大阪) 小森長男(廣島)
 田村定市(山口) 中村政治(香川) 西本喜利(高知)
 生駒長一(愛知) 富岡 募 代理 松永丈平(熊本)
 内村長七 代理 渡邊 守(熊本) 小西松之助(兵庫)
 田中松月(福岡) 藤原權太郎 代理 山本信吉(福岡)
 特別出席者
 吉武浩太郎 高丘三郎 北原泰作

(三) 協議事項

(イ) ラヂオ差別事件鬭争に關する件
 井元麟之より本問題は社會的に重大なる影響を與へるものと思料せらるゝが、曩には檢閲制度の問題及映畫劇出版物の差別問題等發生し居り、是を此の儘放任するが如き事ある時は水平運動の將來に大なる支障を招來する處あるを以て各委員の意見を需めて鬭争方針を確立し度いと満場に語りたるに、各委員より夫々意見發表の結果鬭争委員會を設置し鬭争方針其の他を決定し、鬭争委員會に關しては中央常任委員に一任する事に決定せり。

(二) 總本部鬭争報告
 松本次一郎病氣缺席の爲め泉野利喜蔵議長となり總本部報告として井元麟之より本部としては各縣聯の報告情報に基き幾多の差別事件に對し全力を傾倒して居るが其の主なるものは徳島奈良及東京中央放送局に於けるラヂオの差別放送事件等にして、就中ラヂオの差別事件は社會的反響を考慮し東京放送局に對し抗議文を提出し或は大阪放送局を通じ解決促進を促したるも、放送局に於ては曖昧糊塗し明答を避けつゝあり。尙ほ徳島縣に於ける近藤訓導並田中巡查の差別事件奈良縣の一國家社會黨員の差別事件等何れも繼續鬭争中なる旨を述べ。

(ロ) 第十四回全國大會に關する件
 泉野利喜蔵より第十四回全水全國大會の日時及場所を決定したしと語りたるに、先づ井元麟之より埼玉縣聯の懇請もあり同縣に決定しては如何と意見を提出本案に對し協議の結果。
 第一候補地 埼玉縣
 第二候補地 福岡縣
 第三候補地 熊本縣
 に内定し日時は四月下旬乃至五月上旬とし、尙ほ大會委員會は總本部に於て全水幹部及地方幹部中より五名を選任する事に決定せり。

朝田善之助より各府縣警察署に於ける水平社に対する呼稱及刑務所内に於て讀ませる書籍中水平社に關係ある古書籍等調査しては怎ふかと語りたる結果、各府縣及支部は一應調査の上事實の有無に拘はらず書面を以て總本部に報告する事に決定せり。

(四) 最後に井元麟之より第十四回全國大會には各都市より必ず一

二、差別放送に對する全水總本部の糾彈闘争の状況

全國水平社總本部に在りては、客年十二月二十五日午後九時東京放送局より全國中繼を以て放送されたる邑井貞吉の講談「中江兆民」中差別的言辭ありとなし、直ちに同放送局に對し抗議警告し或は第三回中央委員會に於て闘争方針の確立を決定する等、今後愈々糾彈闘争の舉に出づるやに認められ之が動向注意を要するものあり。其の概況左の如し。

(一) 原因

前記邑井貞吉に依り放送されたる講談「中江兆民」中『大阪の渡邊村と云ふ特種部落から選出された中江は二錢の金も使はず議員になり帝國議會に臨んでも何一言喋らず、はななくそばかりいじつて居た……乞食から三圓でシラミの澤山ついてゐるボロ着物を買つて……乞食を三十人程自分の宅に集めて……貧民窟に家を借り汚いセンベイ蒲團一枚着て寝て……キンタマを出してそれに盃を冠せて云々』等、其の内容は一聞して世人の嫌惡と嘲笑と侮蔑との念を起さしめるものにして、明かに差別觀念を助長煽動せるものなりとなす。

(二) 全水總本部の糾彈闘争状況

(イ) 抗議文發送並東京大阪兩放送局訪問

此の講談を聴取したる總本部に於ては渡邊村とは現在の大阪市内「西濱」の舊稱にて、同講談は全體を通じて極めて下品な辯論的態度を以てなされ感質極まる差別なる事は明白にして、而もラヂオは全國に數百萬の聴取者あり社會に及ぼす影響重大なりとなし、直ちに全水東京府縣深川武をして中央放送局に抗議折衝方を指令すると共に同月二十七日同局に對し抗議文を發送し、一面大阪放送局に對しても本件解決促進を依頼せり。

(ロ) 差別放送事件對策委員會設置

本月二十一日午後八時二十分より大阪市浪速區西濱榮町の有志七十名を集めて、差別放送對策地元有志懇談會を開催し、井之麟之司會者となり糾彈闘争に關する協議の結果「差

別放送事件對策委員會」を設置し、更に池田駿太郎外十名の實行委員を決定したる上、直ちに本委員會名を以て決議文を作成し逓信省並日本放送協會宛發送せり。

(ハ) 今後の闘争方針

本月二十六日福岡市に於て開催せる第三回中央委員會に於て、各委員意見提出の結果本件に關し闘争委員會を設置し闘争方針其の他を決定すること、尙ほ闘争委員會に關しては中央常任に一任する事に決定せり。

朝鮮人の運動状況

一、在京朝鮮人演劇團體の合同

昭和九年十月舊プロット加盟の朝鮮語専門劇團たる三・一劇場は過去の左翼偏重主義的傾向を清算して純然たる演劇藝術家集團として更生を企圖し高麗劇團と改稱せるが、其の後に於ても其の一般的行動は依然として所謂三・一型を脱却し得ず、客觀的狀勢の推移に伴ひ漸次凋落の一途を辿る状態にありたるを以て、遂に客年一月二十三日に至り解散を決議し、舊メンバー崔丙漢、金善洪一派は「非藝術的な態度を避け正しい藝術の領野を辿り、朝鮮民族の固有文化を再研究し新演劇の創造樹立」を目的として客年二月二十五日『東京新演劇研究會』を創立し、一方金寶鉉、韓弘奎一派は「プロット影響の枠内から脱出した翼藝術的な技術者中心の純然たる興行劇團の創造」を標榜して同年五月三日『朝鮮藝術座』を創立するに至りたり。(昭和十年特高月報二、五月分参照)

斯くて兩團體共創立後表面に於ては或は朝鮮固有文化の研究、或は純然たる藝術的興行劇團等を標榜し居れるも、其の構

成分子は何れも従來の三・二劇場員にして上演脚本に於ても殆んど従來と異なる處なく必然的に大衆と乘離疎隔するの狀態を繰返し、爾來屢々公演を試みつゝあるも常に缺損を以て終始し來れり。

斯くして兩劇團共極度に財政的窮乏に喘ぎ之が打開策に苦慮しつゝありたるが、殊に朝鮮藝術座に於ては客年五月財政問題に絡み其の主唱者金寶鉉を除名處分に附し、新たに金斗鎔を委員長に選任する等の波瀾をさへ生ずるに至りたるを以て、早くも新演劇研究會側にては再合同を策し、各種の機會を捉へて漸次接近しつゝありたる模様なりしが、朝鮮藝術座側には内部攪亂を虞れて消極的態度を採り容易に之を承認するに至らず在再客年中を經過せり。

然るに本月五日半込俱樂部に於て開催の朝鮮藝術座臨時總會に際し、東京新演劇研究會側より崔丙漢、高永基等の出席參加を得て正式に右合同問題を審議せる處、一部座員の反對意見ありたるも結局此の際兩者無條件にて合同することに決し、新名稱を『朝鮮藝術座』として左記の通り之が規約、委員及其の部署等を決定し、事務所は當分半込區早稻田町二七高地方に設置することとし、茲に一時分裂せる兩團體は再び合同して「進歩的民族演劇の樹立」を標榜し新らしき出發を爲すこととなりたり。因に本團體今後の動向に就ては相當注意の要ありと認めらる。

記

(一) 朝鮮藝術座規約

- 一、名稱、所在地、目的
- 一、名稱 朝鮮藝術座と稱す。
- 一、所在地 本座の所在地は東京とす。
- 一、目的 本座の目的は在日本朝鮮民族の演劇運動を遂行せし、日本にある朝鮮人の文化的(演劇)要求を充當し、同

時に朝鮮の進歩的演劇の樹立を期す。

構成

- 一、本座は右目的を遂行する能力を持つ座員を以て構成す。
- 一、本座を座員準座員に區別す。
- 一、座員は委員會推薦に依り總會の承認を有する者とす。
- 一、準座員は新に参加したるものにして活動成績に依り委員會が座員から推薦し總會の承認を要す。

機關

- 一、本座は左の機關を置く。
- (1) 總會 總會は必要に依つて隨時開催するが委員長之を召集す。
- (2) 委員會 委員會は總會にて選出した委員から構成するが委員長が之を統制す。但し委員長は總會にて指名選出す。委員の任期は六ヶ月とす。

- 一、委員會は左の部門を置く。
- (1) 庶務部
- (2) 文藝部
- (3) 技術部(演出、演技、美術、照明、衣)
- (4) 教育部
- (5) 企劃部

- 以上各部には責任者から部長を置く。各班には班長を置く。
- 部長下には部員若干名を置く。
- 一、本座の財政は座員の會費負擔金其の他を充當す。
- 一、入座、脱座及罰則
- 一、入座する者は座員準座員に不拘、座の規定した會費を支拂ひ、座の活動に参加し座の規則を嚴守する義務を負ふ。但し會費は月捐金五拾錢とす。
- 一、座の義務を實行せざる者特に座の名譽を毀損する者は事情の如何に依つて懲戒、除名或は除名等の處分を爲す。
- 但し總會の承認を要す。
- 一、本則は一九三六年一月五日より實施す。
- 但し添削は總會の決議を要す。

朝鮮人の運動状況

(二) 委員並部署

委員長	金斗鎔	委員	韓弘奎 吳順民 金一影 安英一 尹北洋 崔丙漢
部署		(イ) 庶務部	責任者 尹北洋 部員 河英珠 安基錫
		(ロ) 文藝部	責任者 韓弘奎 部員 吳順民 韓禮丸 金斗鎔 金子和 金善洪
		(ハ) 技術部	
		(ア) 演出班	吳順民(責任者) 安英一 許夜湖 崔丙漢
		(イ) 演技班	安英一(責任者) 尹北洋 韓禮丸 李化三 許達 安基錫 高永基 金澤英 河英珠 許桂媛 尹蘇葉 崔民姬 朴達模 金一影(責任者) 吳一
		(ロ) 美術班	金一秀 金億 申基英
		(ハ) 效果照明	朴義達(責任者) 申基英
		(ニ) 衣	尹蘇葉

二、大阪府内鮮融和事業調査会の活動状況

標記調査会にありては在阪朝鮮人の生活改善教化の目的を以て、昭和九年九月以來管下主要警察署に矯風會を設置し、之が精神作興、風俗改善、教育獎勵、生活改善、衛生改善等各種の事業を實施し相當効果を收めつゝある狀況なるが、今回更に昭和十一年に於ける矯風會事業計畫を樹立する爲め本月十日知事別館に於て大阪府社會課長以下三十四名の關係者出席左記事項に關する協議會を開催し、本年中の具體的活動方針を協議するところありたり。

記

昭和十一年矯風會事業計畫

- (一) 精神作興に關する事業
 - 國旗掲揚の獎勵
 - 國體觀念の普及
 - 神社參拜の獎勵
 - 大神宮の祈祭
 - 和服の獎勵
 - 國歌合唱の訓練
 - 祝祭日の理解徹底
 - 國旗禮拜の訓練
 - 義務觀念の養成
- (二) 風俗改善に關する事業
 - 白服着用又は特異なる裝身具着用禁止
 - 火葬の勵行
 - 内地作法の講習
 - 冠婚葬祭の簡易化
 - 特異なる儀禮改良
 - 濁酒密造の矯正
 - 内地儀禮の講習
- (三) 生活改善に關する事業
 - 家庭内職の講習
 - 勤勞精神の養成
 - 近隣親睦の獎勵
 - 色服の獎勵
 - 貯金の獎勵
 - 薪材貯藏の禁止
 - 相互扶助の獎勵
- (四) 教育獎勵に關する事業
 - 寄宿制の勵行
 - 年齢超過児の家學獎勵
 - 幼兒の託兒獎勵
 - 中年者の内地語講習
 - 就學適齡児の全員就學
 - 幼年者の勞働禁止
 - 青年の補習教育獎勵
 - 優良児の表彰
- (五) 衛生改善に關する事業
 - 家庭内の清潔
 - 部落の共同清潔
 - 種痘の勵行
 - 衛生組合加入の督勵
 - 便所の清潔勵行
 - 芥箱の共同購入設置
 - 驅蠅の勵行及獎勵
 - 優良家庭の表彰
- (六) 其他參考事項
 - 内地人側に對する理解徹底
 - 警察部内に對する協力勸奨の徹底
 - 各種融和團體の整理統制
 - 在朝鮮人の生活狀態調査
 - 矯風事業年報の作成

三、朝鮮人の内地出入狀況調

(凡例△印増 △印減)

月次	入國者	出國者	入國者と出國者との比較		前年同期との比較	
			入國者の増	出國者の増	入國者	出國者
十二月	八、九五六	一〇、五二一	△	△	一、七一四	△
自一月至十二月計	一一二、一四一	一〇五、九四六	△	△	六三、一六〇	△
			六、一九五	一、五六五	△	一一、七一九

うめくさ

朝鮮人農業實習生の取締に就て
朝鮮總督府韓旋に係る朝鮮人の農業實習生は内地に於ける所謂僞滿的篤農家の惡質と相俟つて兎角其の實績擧らず、或は中途歸郷し、或は又勞働に轉化し若は脱走する等により、幾多の警察事故を惹起し所期の目的と相反する結果を招來しつゝある實情に鑑み、總督府學務局に於ては今後之が韓旋につき嚴選主義を執り斯る弊害の除去を期することゝなりたる旨山口縣社會事業團體宛通知ありたるに付、關係各廳府縣に於ても將來關係農會、社會事業團體等と緊密なる連絡を執り此の種實習生を燒つて發生する警察事故の防止に努められんことを望む。(内鮮係)

雜 錄

特高關係主要機關紙發行狀況 (本表は昭和十一年一月中旬に發行したるもののみを記載す)

機關紙(誌)名	機 關	發 行 月 日	發 行 番 號	處 分 月 日	備 考
消費組合新聞	日本消費組合聯盟機關紙	一、二〇	第八五號		
水 平 新 聞	全國水平社總本部機關誌	一、一五	第一五號		
社會大眾新聞	社會大眾黨機關紙	一、一	第七九號		
國 民 運 動	國民協會機關誌	一、一五	第四二號		
明 倫 新 報	明倫會機關誌	一、一	第一四號卷		
皇 道	皇道會機關誌	一、一五	第一四號卷		
進 紙	進め社機關紙	自一、一五 至一、三〇	自第六二九號 至第六九〇號		
錦旗國民軍	新日本國民同盟機關紙	一、一五	第七九號		

運 動 日 誌

日 本 農 民 新 聞	日 本 農 民 組 合 機 關 紙	日 本 農 民 組 合 機 關 紙	日 本 農 民 組 合 機 關 紙
一、一	一、一	一、一	一、一
第 四 〇 號	第 四 〇 號	第 四 〇 號	第 四 〇 號

共 産 主 義 運 動

- (月 日) 一、一二 日本共産黨關西地方委員會の檢舉に著手す。
- 一、一九 獨立作家俱樂部結成第一回大會開催。

國 家 (農 本) 主 義 運 動

- 一、七 五・一五事件關係者、濱勇治の實兄、濱勝雄は居村長野縣宮川村の村治に關し不正ありと爲し、之を暴露せる印刷物を關係官廳に送附したる外同役場吏員を告發す。
- 八 皇道義盟鹿兒島盟團春吉次郎は、西田秀雄外一名と共に本日より一月十二日迄鹿兒島縣種子ヶ島内七箇所に於て「カトリック教排撃演說會」を開催したるが何れも相當の入場者ありたり。
- 洛北青年同盟は新年挨拶状並昭和十年度同盟日誌概報を各方面に送附す。
- 在名古屋、東海海軍同志會理事、三浦慶定等は直心道場

運 動 日 誌

- 一五 の指導下に、中部國民道場を開設す。
- 一七 在小樽、全日本護國聯盟は春季總會を開催し、闘争方針以下八項を協議決定、新會長に山本一郎を推薦す。
- 一八 在京、大眼目發行所に於ては「大眼目」第三號を發行したるが即日發禁處分に附せらる。
- 一八 學生國防研究會聯盟は九段軍人會館に於て、「國防の夕」を開催し野田少將其他の時局問題講演ありたり(參會者千五百餘名)
- 一九 大阪府、土木部疑獄事件に連座せる國民協會大阪府聯合會長、藤澤猛は贈賄被疑者として取調中の處本日身柄拘束豫審に附せられたり。
- 二〇 元建國會幹部、三島助治等主唱となり維新俱樂部を結成し懇談會を開催したるが更に本月二十五日「維新俱樂部報」第一號を發行す。
- 二〇 大日本國防婦人會關西本部に於ては、大阪市北區朝日會館に分會長會議を開催出席者約一千二百名あり、會則の改正、役員の改選等を爲す。

運動日誌

二二 皇國農民自治聯盟、石橋彌は縣會議員選挙に當選す。在阪皇國農民同盟は擴大支部代表者會議並大阪府聯結成大會を開催す。國民協會大阪府聯は擴大執行委員會を開催し愛國團體統一其他の協議を爲す。在京、維新青年俱樂部に於ては、松永材を講師として研究會を開催す。出席者今里勝雄以下三十九名。在大阪、八月會は第四回定例懇談會を開催、村井清規以下十九名出席し、千家尊建の作成せる「國體の本義」なる草案に基き研討を爲し、之が實現方法については、國內、國外の二問題に區分し全會員を委員として各自研究の上三月上旬開催豫定の次回會合に於て更に討議することとし散會せり。在名古屋、大日本奉皇會は本日より九日間古事記講習會を開催す。在京、北斗俱樂部に於ては、山崎清純を講師として研究會を開催す。出席者藪本正義以下十七名。亞細亞學生聯盟は、本日委員會を開催し維持困難を理由として機關紙「青年亞細亞」を廢刊すること及委員の殆どが来る三月卒業する爲近く聯盟を解消し新に「全國改造協議會」を組織することに決定せり。大日本愛國青年同盟は、日本主義理論の一元的統制を圖る趣旨の下に日滿經濟調查局を擴充すると共に、本同盟を解消する旨の聲明を發表す。

一、一 愛政小池四郎外六名は元旦早朝を期し宮城二重橋前に參集し國家安樂國運隆盛祈願を爲したり。愛政は京都に於て新年初顔合せ會を開催小池四郎外十四名出席し小池委員長より昭和十一年に處すべき激勵の挨拶ありて散會す。大國社愛知縣黨務局に於ては永田中將暗殺犯人相澤中佐に對する公判の公開要請書を作成陸軍大臣外關係方面に郵送す。新國同本部は「參考資料時局ニュース」と題する印刷物を各支部宛發送す。新國同千葉支部は「陣營を統一發展の爲め青年よ起て」と題する檄文を作成各方面に配布す。社大黨代表藤生久外三名は官邸に岡田首相を訪問し、議會解散に關し種々要請の上「議會解散に關する要請書」を提出せり。新國同本部に於ては「相澤中佐減刑運動に對する我同盟の態度」と題する印刷物を作成各支部宛發送す。新國同本部に於ては「支部、支部準備會情勢調査に關する件」と題する指令を發す。新國同本部は「時局ニュース第二號」を作成各支部宛發送す。大日本生産黨に在りては、別項研究資料欄登載の如き昭和十一年度運動綱領を各支部宛指令す。勤日黨本部に於ては總選挙に關し、「全國黨員諸君に懇ぶ」と題する印刷物を作成黨員に發送す。

政黨運動

一七 社大黨中央青年隊は全體會議を開催す。社大黨濱濱支部代表平山、門司兩市會議員は濱濱地方檢事正、神奈川縣知事、濱濱市長等を屢訪し選挙肅正に關する上申書を提出す。社大黨は芝協議會館に第四回全國大會を開催す。大國社、關西事務局會議を開催し、黨規約綱領の再檢討並大日本労働組合協議會の組織強化等につき協議す。大國社愛知縣黨務局にありては、機關紙「我等の新聞」を發刊す。社大黨本部三輪壽壯、平野學、大阪市議山口常治郎、大阪電氣従業員組合山本繁善等九名は選信省を訪問し昨年十月一日より實施中の「電氣工事人取締規則」の緩和方に關し種々陳情す。社大黨代表藤生久外二名は内務省に警保局長を訪問し、選挙取締の緩和方につき陳情す。社大黨は總選挙開争指令を發す。社大黨は議會解散に對する聲明書を發表す。埼玉縣會議員選挙に立候補せる立憲養正會矢島雄助(第一區聯合支部長)森尾律一(第三區聯合支部長)は何れも落選す。立憲養正會明石支部理事長江南富三郎は同市會議員に當選す。社大黨は「選挙公報草案」と題する印刷物を黨候補者宛送附す。新國同本部に於ては「衆議院議員選挙開争に關する件」と

題する通達を各支部宛發送す。社大黨は「總選挙情勢並開争の組織について」と題する指令を發す。社大黨は演說草案として、「最近の社會情勢と社會大衆黨」と題する印刷物を全國各支部宛發送す。社大黨は「公認申請に關して」と題する指令を發す。社大黨に於ては「危機に立つ國際政局」と題するパンフレットを發行各方面に配布す。

労働運動
ジネネーヴに於て開催せられたる國際労働海事準備會議に出席せる海員組合副組合長米窪滿亮は神戸驛列車にて歸神す。總同盟兵庫縣聯合會臨時大會開催。全評選挙對策に關する指令を發行す。組合會議擴大執行委員會開催(本文参照)。愛國労働組合統一促進關東地方懇話會開催(本文参照)。總同盟第二十五回年度大會開催(本文参照)。全勞第六回年度大會開催(本文参照)。交總中央常任委員會開催。總同盟、全勞の合同大會開催(本文参照)。全日本労働總同盟第一回中央委員會開催(本文参照)。都市従業員組合全國協議會第一回中央評議員會開催(本文参照)。勞働組合法、小作法獲得勞農大會開催(本文参照)。

運動日誌

運動日誌

- 一九 愛國労働組合統一促進第二回準備會開催(本文参照)
- 組合會議中部地協第二回年度大會開催。
- 二五 海員協會第三十回定期總會開催。
- 農民運動
- 二二六 全農宮城縣聯合會は志田郡古川町にて年次大會を開催す。
- 一、二 全農奈良縣聯合會は第十三回大會を高市郡金福村にて開催す。
- 二 全農岡山縣聯合會は岡山市にて年次大會を開催す。
- 六五〇 全國農民組合は芝區協調會館に於て年次大會を開催す(運動欄参照)
- 二二 全農中央常任委員會は連示第一號、總本部選舉開爭開始、選舉委員出動用意開爭基金募集、議會解散による總選舉に當りて宣言すを發す。
- 水平運動
- 一、二六 全水第三回中央委員會開催。
- 二八 全水中央委員松本治一郎福岡縣第一區より社大黨公認として衆議院議員選舉立候補。
- 朝鮮人の運動
- 一、四 在名左翼朝鮮人團體愛國青年團幹部朴來壽以下五名は伊勢神宮に參拜し國運隆昌を祈願す。

- 五 元在京鮮人左翼藝術團體三・二劇場の分裂體たる「朝鮮藝術座」及「東京新演劇研究會」は再び合同し「朝鮮藝術座」として新組織を決定す。(本文参照)
- 一〇 大阪府内鮮融和事業調査會は知事別館に於て本年度臨時會事業計畫に關し協議會を開催す。(本文参照)
- 二 在京特要鮮甲李雲洙發行に係る客年十二月三十一日付「朝鮮新聞」創刊號は安寧秩序を害するものと認め發禁處分に附せらる。
- 二 大日本國社黨系大阪金屬労働組合員金漢祥は「團體交渉權を獲得せよ」と題する同組合署名の檄文を頒布す。
- 一九 在名右翼朝鮮人團體「青日青年會」は南區聯合青年團主催の在滿將士武運長久祈願祭(於熱田神宮)並凱旋兵士歡迎會(於南區神戸小學校)に参加す。
- 二〇 兵庫縣に於て元上海假政府交通部委員朴圭廷外一名を檢舉し目下取調中。
- 二二 相愛會總本部副會長朴春琴は衆議院議員候補者として東京府第四區より立候補す。
- 二五 在京朝鮮留學生同窓會聯合主催に依り國民講堂に於て本年度各學校卒業生送別會を開催す。
- 二九 大阪府に於て全協土建關西支部キヤツプ金致籍を檢舉す。
- 大阪府編入特要鮮甲李善洪は、衆議院議員總選舉に際し第四區より立候補す。

研究資料

政黨運動

一、社會大衆黨第四回年次大會に於ける議案

議案第一號
總選舉政策要綱
中央執行委員會

來るべき總選舉は、滿洲事變以來我國政治的、經濟的、社會的に深刻なる轉換を経て以後の最初のものである。此の四年の間に、從來資本家階級の代辯者として政權の中心にあつた既成政黨は、その地位を失つてしまつて、今日では軍部及官僚の驕尾に附するところの衰れなる存在となつてしまつた。然し乍ら又今日の政權の中樞にあるところの軍部官僚も、既成政黨と或る程度に對立しながら、いふまでもなくそれ自身が統一ある政治勢力ではないのであるから、議會に於て獨占

政黨運動

的勢力を維持する既成政黨と妥協せざるを得ず、一切の勢力は依然として舊態のままに今日迄趨勢を保つて來たのである。

既成政黨は何故に政權を失つたか。現象的には軍部の強壓によるかの如くであるが、もしも彼等にして國民の支持を確信する事が出来たならば、何を好んでか退却に退却を重ねたであらう。既成政黨没落の眞の意味は、彼等が議會を獨占して國民大衆の衷心の要求に耳を藉さなかつたからであり、而してそれはブルジョア政黨としての彼等の本質であるからである。

今や我黨は議會のかくの如き性質を斷乎として革新し、議會政治を眞に勤勞大衆の議會政治として謂はゞ新たに建設せんがために職

はんとする。これこそ他の一切の國家の革新社會の改造の前提であり、そしてそれを爲し得るものは我黨を措いて他にはない。

然らば今日國民大衆が議會に對して要望してゐるところは何か。我等はこれに對して、消極的には租稅負擔の重壓からの解放であり、積極的には國民生活安定のための徹底せる社會政策的施設であると答へる。

たしかに既成政黨は、資本家的租稅制度により、國費の大部分を生活困難なる勤勞大衆の肩に負擔せしめ、しかも其の國費は大部分を資本家的に使用もしくは濫用し、必要な社會的施設にさえも殆んど支出しなかつたと言つても良い。言葉通りに、持

てる者は與へられ、持たざる者は、與へられなかつたばかりでなく却つて奪はれたのである。既成政黨が没落して軍部官僚の政權がこれに代つた後においても、事態は少しも改善せられなかつた。のみでなく、逆に軍事費の増大によつて大衆負擔はますます、加重せられ社會的施設はますます、阻止せられざるを得なかつた。軍部パンフレットの所謂廣義國防の精神は何處に行つたのであるか。

我等は固より國民大衆のかくの如き要求を提げ、生活安定並びに向上の爲めに職はんとする。國民生活の安定なくして、何の軍備何の國防ぞ。然しながら、そも、今日の我が國民窮乏は租稅制度もしくは財政政策に基因したものであつたらうか。否、否、其の根柢に横はるものこそは社會の資本主義的なる建て前そのものではなかつたか。既成政黨は本質的にこの建て前に結びついてゐるのであり、我が社會大衆黨はこの腐朽し頹廢したる資本主義を打破して新らしき社會を建設する事をもつて本質とするのである。

昭和十一年度總選舉政策

- 一、中心スローガン
- 一、先づ國內改革の斷行
- 一、民衆富んで國防全し

- 一、過去か未來か、既成政黨か大衆黨か
- 一、肅正の一票は大衆黨へ
 - 一、中心政綱
 - 一、動勞議會政治の建設
 - 一、大衆的増稅反對
 - 一、國民年金制の即時制定
 - 一、民衆商工金庫の設置
 - 一、重要産業の國營化
 - 一、農産損失の國家補償
 - 一、選舉政綱
 - 一、選舉政綱
 - イ、選舉肅正の徹底
 - A 買収犯の嚴罰
 - B 混同開票制の採用
 - ロ、選舉法の即時改正
 - A 大選區(一府縣一選舉區)比例代表制
 - B 有権者年齢を滿二十歳まで低下
 - ウ 選挙公營の徹底
 - ウ 職能代表による貴族院改革
 - ニ、國民經濟會議の設置(内閣審議會の廢止と内閣調査局の根本的改革)
 - ホ、内閣制度及行政機構の改革
 - 財政政策
 - イ、軍事費の標準化

- ロ、稅制の根本的改革
 - A 大衆課稅の廢止
 - B 綜合財產稅の創設
 - ハ、社會的交付金十億圓
 - ニ、國債利子支拂豫備
 - 産業政策
 - イ、重要産業の國營
 - ロ、配當制限法の制定
 - ハ、農産損害保險の創設
 - ニ、中小商工業者及農民の生産資金の無擔保金融
 - A 民衆商工金庫の創設
 - B 國立農業信用銀行の創設
 - C 農家借入金支拂豫備
 - ホ、都市農村の均衡化
 - 社會政策
 - イ、國民年金制(養老、寡婦、孤兒年金制の確立)
 - ロ、勞働者保護法の制定
 - A 勞働組合法の制定
 - B 海員法の改正
 - C 勞働者最低賃銀法の制定
 - D 失業保險法の確立
 - E 母子扶助法の制定
 - F 商店員保護法の制定

- ハ、小作法及小作組合法の制定
- ニ、國民健康保險法の確立

外交政策

一、我黨は結黨以來國際平和確立の基調に立ち、急迫する資本主義的戰爭の危機克服、激化する對立國際關係調整の爲めに戦ひ來つた。

即ち滿洲事變に對する批判、滿洲國を自主的なる民族獨立國家として成立させる爲め治外法權の撤廢、鐵道附屬地其の他滿洲國に於ける權益の讓渡、北鐵買収、更に國際聯盟退反、日ソ不侵略條約の提唱、日支平和工作の促進、太平洋安全保證條約の設定等を強調した。

二、我等は如上の我黨の國際政策を最近の國際情勢に照應し、發展せしめ左の如き外交政策を提唱せんとす。

- イ、自足、孤立、ブロック經濟主義に反對
- シ、市場、資源の解放、貿易の自由
- ロ、滿洲國の經濟建設に對し
 - 1. 資本主義政策への逆轉を阻止し
 - 2. 自主的なる民族獨立國家としての發展を助成し、其の爲めに滿洲國に於ける一切の權益の讓渡、統一的なる經濟工作の助成

政黨運動

ハ、極東被壓迫民族の提攜

極東平和、アジア被壓迫大衆の解放、社會主義建設の見地より、東洋に於ける被壓迫大衆の國際的團結を提唱す。即ち日本資本主義打倒、支那、インド、フィリッピン及び其の他極東諸國に於ける英米資本主義並に土着資本主義の打倒による東洋被壓迫大衆の提攜。

- ニ、日支國際關係の整調
- ホ、日ソ不侵略條約の即時締結
- ヘ、太平洋安全保證條約の締結
- ト、海軍々縮問題に對し
- 建艦競争を絶廢し、平和工作を積極的に展開せしむる事。

議案第二號

第六十八議會對策

中央執行委員會

- A 政府提出重要法案に對する態度
- 今期議會に於ける政府提出法案のうち、動勞大衆にとつて重要なものは(一)退職手當積立金法案 (二)國民健康保險法案 (三)商店法 (四)商工金庫法案 (五)米穀自治管理法 (六)産商處理統制法案 (七)肥料統制法案 (八)東北振興株式會社及び東北電力株式會社設立に關する法律案等である。

而して、(一)及び、(二)は我が黨独自の修正意見を明白に提示して、寧ろ政府案の實施に努力せんとするものである。

前者は失業保險法の實施までの過渡的便法として、後者は醫療機關の自主化(醫療組合を中軸とする)を主眼として、其の實現を期すべきである。(三)及び(四)については餘りに明白なる大資本擁護案なるが故に絕對反對を期し、前者について「商店員保護法」を、後者に對しては「民衆商工金庫法案」を提出して職はんとするものである。(五)は農民本位の米穀政策確立の見地から反對であり、(六)は養蠶農家本位の蠶絲政策の確立の見地から反對するものである。前者はすでに現行「米穀統制法」が事實上中農以下の所有米政府買上を拒否するが如き條項があり、其の故に農民は販米難に陥りつゝあり、故にこの條項の削除なき限り、自治管理は不可能であり、また後者は養蠶損失の保障もなく、産蠶の處理統制を行ふは、二百養蠶農家をば、製絲資本家に對する「出來高請負労働者化」するにすぎないから反對するものである。(七)は農民を犠牲として、肥料カルテルを強化するにあるが故に反對するものであり、(八)は半封建的な東北地主を資本家化し、以て東北農業の資本主義化

が企てられ、東北民衆の生活安定は何等保障されず、却つて植民地民衆と同様な水準に置かんとする危険が内容されてゐる。従つて同法案の實現は民衆の窮乏に拍車を加へる事となるので反對するものである。

B 今期議會に對する我が黨提出の法律案
(一)労働組合法案 (二)商店員保護法案 (三)母子扶助法案 (四)小作法案 (五)民衆商工金庫法案 (六)農家借金支拂猶豫に關する法案
右は、すでに黨議に於いて決定せる獨自の法律案を、我が黨議員をして提出せしめ、更に、政府案の修正案として左の法律を提出せしめ、其の實現のために職はんとするものである。

(一)退職手當積立金法案 (二)國民健康保險法案及び海員保護のために現行「海員法」改正法律案
議案第三號

昭和十一年度豫算案に對する決議

中央執行委員會

正文

昭和十一年度豫算案は軍事費に偏傾し、資本階級の利益のみを考慮して國民大衆の生活を無視し蹂躪せる暴案である、因つて、我黨は斷乎これが返上を主張するものである。

理由

一、豫算案を總括的に見るに、一般會計歳出總額二十二億七千八百萬圓のうち十億五千九百萬圓、即ち四割六分五厘を陸海軍兩省の費用をもつて占めるところの軍事費偏傾豫算であり、これに軍事公債の元利拂を加算したゞけで軍事費は歳出總額の五割五分に達する。しかも大藏大臣はかゝる膨脹豫算に對して増税反對と公債漸減といふ相矛盾する方針を頑強に固執しながら、赤字公債約六億八千萬圓を計上し、經常部及び臨時部に於いて直接間接の租税の増収を一億一千六百萬圓(經常部租税九千九百萬圓、專賣局益金六百萬圓、通信事業益金三百萬圓、臨時利得税千餘萬圓の増加)と見積り、それでも尙ほ足りず特別會計からの繰替充用、日鐵増配、ガソリン關稅増上、競馬協會納付金増、製鐵獎勵法改正、滿洲事件費第一機關金減額等の零細極まる財源をかき集めたのである。従つて軍事費以外の新規要求項目は無慘なる削減を蒙り、辛うじて承認されたものゝうち國民生活にとつて重要と思はれるものは、窮乏町村財政援助財源の名目をもつて計上されたる地方交付金一千四百萬圓、農

山瀨村經濟更生費三百餘萬圓、東北六縣縣費六百餘萬圓、商工中央金庫設置費二百萬圓、失業應急施設費三百餘萬圓、米穀自治管理費百五十萬圓、産産處理統制費二百餘萬圓、其の他必要の重且大なるに比較すれば言ふに足りざる少額であるに過ぎない。

一、軍部が軍事費の増収を要求すること、今日の如き國際對立の激化せる情勢に於いて國防を分擔する責任者として、或は當然であると言ふ事が出来るかも知れない。然し乍ら我々は、第一に軍備の擴大そのものが遂にまた國際對立を刺激する虞れあることを指摘し、第二には國防は國民生活の脅威せられたる基礎の上に立つては斷じて安固たるを得ない當然の事實を強調し、第三に就中資本主義制度の下に於ては軍事費の増大が金融資本家及び産業資本家に對して直接間接に莫大なる利益を提供するに反して、労働大衆は逆にたゞ犠牲を強ひられるにすぎないと云ふ事を主張しなればならない。即ち、昭和七年以後の所謂軍需インフレは資本の収益率を著るしく高めたことは云ふまでもない事實であり、また軍事費の財源を公債に仰ぐ事によつて公

債所有者、就中金融資本は僅かこの四年間に數億に上る公債利子を無償で收得し、同時に公債の累積を通じて國家財政に對する其の支配力を磐石の如く強化したのである。

然るに労働大衆は第一に租税を通じて負擔を重課され、第二に我國の財政においてはさうでなくては言ふに足りない社會政策的施設を阻止せられ、もしくは國民生活の安定のために緊急缺くべからざる支出を削減せられ、第三に収入はほとんど増加しないにも拘らず物價高によつて生計費を壓迫せられ、肉體をもつて國防の重きに參與しながら逆に其の持てるものをも奪はれて來たのである。

殊に況んや本年度軍事費の財源の中には、鐵道省及び逓信省の従業員待遇改善費からの繰替充用各百萬圓づつがある、專賣局益金の繰入増六百萬圓は煙草の値上となるに非ずんば可憐なる專賣局女工の労働強化とならざるを得ないのであり、日鐵増配二百八十萬圓もまた従業員に轉嫁さるべき豫想は極めて濃厚である。尨大なる軍事費に比較すればかくの如きは少額いふに足らざるものに過ぎないが、軍部は斯くの如き

労働者を直接犠牲とする財源をも使用することを層しとするものであるか如何。所謂「軍部パンフレット」に於いて宣揚高調されたる廣義國防の精神は、本年度豫算案の何處において見出す事が出来るのであるか。

一、斯くの如き豫算案編成の責任の過半は亦、云ふ迄もなく大藏大臣の増税尙早、公債漸減の方針にある。増税尙早とは何ぞや。大藏大臣は現に自然増収と稱して一億一千六百萬圓に達する租税の増額を見積つてゐるが、其の中の可なりの部分は苛斂誅求に屬するところの、法律に依らざる事實上の増税である。然らば所謂増税尙早とは財政インフレに依つて巨額の利益を私した資本家に對する増税の反對以外に何を意味するのであるか。陸軍大臣が「財源は爲政者の工夫に俟つべし」と稱して、資本家増税を明白に主張し得なかつた態度も笑止千萬の事ながら、軍部の要求を抑止するに名を社會政策に藉り、實を資本家階級のためにとつて増税尙早、公債漸減の方針を固執せる大藏大臣の老獪は鼓を鳴らして責むるに値ひする。

公債漸減とは何ぞや。膨脹豫算を貽ふに

赤字公債をもつてすると云ふ政策は、そもそも現大藏大臣が財界の絶對支持を得て開始したのではなかつたか。昭和七年以後の赤字公債はすでに四十億圓に近いが、此の赤字公債こそは金融資本家の絶對の投資物件であり、非常時に於ける彼等の繁榮の基礎であつたのだ。然るに今、公債累積して來年度末には百十億を突破すべき勢ひにあり、公債消化力の限界が漸く狭められんとするや、公債市價の維持を最大の目標として公債漸減の方針が、しかも再び大衆生活の犠牲において強行せられつゝある。大藏大臣の増税反對論は資本家増税反對論である。今や公債漸減の方針のために必要であるとするならば、彼は一朝にして増税論——大衆的増税論に彪變して何等矛盾を感じないであらう。

事實、昭和十一年度豫算案からは、公債累積の結果としての悪性インフレ大衆購買力の強制的切下への道が示されてゐると同時に、直接の増税が、しかも大衆的増税に至る所において暗示されてゐるのである。我等は以上の如く露骨に資本家的なる昭和十一年度豫算に對して、斷乎闘はんと欲す。

二、大日本生産黨昭和十一年度行動綱領

顧れば昨年度に於ける我黨の運動は、之を全面的に觀察し來れば、その本来の使命達成の上から大いた反省的批判が行はれ、更新活躍を企圖しなければならぬものありしも、皇紀二千五百九十六年の新春を迎へ、今や我黨の使命は愈々重大性を加へ來り、その運動は更に一層の白熱的大躍進を展開し行かねばならぬ任務が要求されてゐるのである。

惟ふに現下の世界は時に昏迷に傾し、東亞の風雲急にして祖國內外の諸狀況は有史以來曾て無き非常時重大の危機に直面し我々國民が全身全霊を以つて一丸となり敢然と奮起しなければならぬ秋に際會してゐる。

即ち我黨はかゝる祖國の非常時狀況の下に於て、黨本来の指導精神に基き遺憾なく其の本領を發揮しなければならぬ。

全黨員諸君は此の意を體し揮毫一番大いに奮起されんことを切に要望するものである。

金權奉還運動
金權奉還による金融の國家統制は我黨精黨以來強く主張し來れる事は周知の如くであるが、最近世界の各國は等しく資本主義的矛盾と窮迫に懊惱しつつあり、我國に於ては一日

も速かに資本主義懊惱の痘症たる金融私營を廢止し金權の奉還を斷行し以て經濟的危機を脱しなければならぬ。

第六十八議會は政府の二十二億七千萬圓の豫算案を通過せしむる筈なるも之が假に三十億、五十億の豫算を通過せしむると雖も單なる表面的彌縫策に過ぎずして斷じて非常時經濟打開の道ではない。

更に銀行、保險、信託等々の金融機關が如何にその内部的に破綻に傾しつつあるかを曝露し、國民の自覺を促進し以つて金權奉還の重要性が如何に緊急必須なるものであるかを認識せしめ、之を廣く全國的に國民大衆運動として積極的に發表させなければならぬ。

農村對策
我黨の發表せる農村對策は今年に入りて益々果敢なる實行に進展せしむる要がある。

政府は現在の農村に於ける慘狀に對して未だ何等の根本的救済の方法立案すら無く徒らに彌縫策を弄するのみにして其の無能無策振りは實に言語道斷である。
先年我黨は農村對策を發表し、之れを政府に再三進言する所ありしもその態度極めて冷淡にして肯んぞざるは實に國政の根底に悲しむべき事態を惹起せしむるものであると思はれる。

今や全國五百二十一萬戸の貧農二千七百萬の家族を救済すべき一大使命は、實に我黨の雙肩に懸れり、黨員諸君は斯の使命の重且大なるに自覺せられ、政府に内迫して我黨の對策案即ち『全國農村窮民の負債を十年支拂廢止せよ。而して其後に二分利三十ヶ年賦拂ひとせよ。』を提唱實行せしむるため大いに努力しなければならぬ。

勞働組合運動の強化
我國勞働運動は多年の間反團體的思想たる共產主義、社會民主主義の指導原理の下に展開されて來た。之れに對し我黨は大日本主義指導原理の大旗を掲げて敢然と排撃是正の闘争を行つて來たか近來我國の勞働運動が著しくかゝる反團體的共產主義、社會民主主義を清算し、日本精神を指導原理として發展しつつあるは誠に欣快とする處である。

昨年度に於ける此等の轉向数は昭和九年度に比較して倍加せるの狀態にあり、更に本年度こそは果敢なる指導運動に依つて日本主義

勞働組合の職權統一を計り決定的勝利に拍車すべきである。

我黨の勞働對策は飽迄も國家産業擁護の立場から親子主義に立脚して勞資の互助協力を強張し國家産業を破壊する不正に對しては徹底的に闘争するものにして從來左翼の執り來れる階級的對立闘争を排撃し飽迄も日本主義的道徳闘争を敢行するものである。斯くして我黨の主張し來れる生産立國の基礎を確立せねばならぬ。

中小商工業者救済策
我國に於ける中小商工業者は農村同様之を急速に救済する方法が講ぜられねばならぬ。現在政府は之を單なる資本力の不均等に依るものとして小額低利資金の資付を以つて唯一の救済策なりとせるの觀がある。勿論資力不均等の缺陷もさる事ながら之は大資本力の壓迫に對する小資本力の團結的經營對立の指導

教化を忘失せるものである。我黨は彼等小資本間に於ける小組合を啓蒙し、企業經營の大團結的組織を教導し以て大資本への對立抗争に自營せしむるの要がある。而して金權奉還の達成を見るに至ればかゝる産業企業家の完全なる救済が可能である。
本年度こそは我黨の提唱する組合制度の徹底を彼等の内部に向つて盛んに働きかけねばならぬ。

國體明徹の徹底化
國體明徹の徹底は我黨本来の主張である。我國體に悖る共產主義、社會民主主義、資本主義等々の非日本の思想を指導精神とする勢力の存在に對しては一切之を排撃し大日本主義に立脚せる諸制度の改革を斷行し以て國體明徹の徹底、昭和維新の實現を期せねばならぬ。
即ち共產主義、社會民主主義に立脚する一切の亡國政黨組合は勿論資本主義、自由主

義を信條とする腐敗既成政黨、不正金權財閥、特權階級、團體觀念を誤れる學者、民主主義思想の新聞人、誤れる宗教家等々の徹底的排撃是正は國體明徹運動に課せられたる具體的闘争目標であり、我黨は勇敢に之を闘ひ抜かねばならぬ。

其他
外交、國防其他各般の國策等に對しては我黨の指導精神に立脚して正確なる批判認識を把握し實踐すべきである。
更に黨の擴大強化其他の運動に對しては各部の部門を大いに動員活躍せしめ重要なる問題は組織上の手續を経て所屬本部書記局に提出し其の指示を待つべし
昭和十一年一月
大日本生産黨々務委員長
吉田益三

勞働運動

全日本勞働總同盟規約(昭和十一年一月十五日)

第一章 総則

第一條 本同盟は全日本労働同盟と稱し本部を東京市に置く。

第二條 本同盟は綱領宣言及び主張の貫徹を圖るを以て目的とす。

第三條 本同盟は前條の目的を達成するために左の専門部を置き必要なる各種事業を行ふ。

教育出版部、政治部、調査部、團體協約部、中央争議統制部、組織宣傳部、社會部、法律部、國際部、青年部、婦人部、専門部細則は別に之を定む。

第二章 組織及び構成

第四條 本同盟は日本全國に於ける各種の産業別組合職業別組合並に地方的組合を以て組織す。

第五條 前條に定めたる各種組合又は支部が近接地域に二つ以上組織されその所屬組合員數五百名以上に達したるときは中央委員會の承認を得て地方聯合會を組織す。

第六條 中央委員會は地方聯合會並に組合又は支部の連絡統一を圖るために必要と認め

たるるとき地方同盟會を組織することを得。

第七條 本同盟加盟の同一産業別組合は中央委員會の承認を得て全國的聯合又は合同體を組織することを得。

第八條 全國的産業別聯合又は合同體に組織されたる各地の支部又は組合はその地方の聯合會並に同盟會に加盟するを要す。

第九條 地方聯合會地方同盟會及び全國的産業別聯合並に合同體の規約は中央委員會の承認を得るを要す。

第十條 合同労働組合は産業別或は職業別的に組織し得ざるもの、過渡的混成組織なるを以てその擴大に伴ひ漸次産業別或は職業別にその整理を行ふを要す。

第三章 機關

第十一條 本同盟の機關は大會中央委員會の二種とす。

第十二條 大會は本同盟の最高決議機關にして第十六條による代議員及び本部役員を以て構成す。

第十三條 大會は前年度大會に於て決定せる期日場所に於て會長之を召集す。但し中央委員會が必要と認めたるるとき會

長は臨時大會を召集するものとす。

第十四條 大會の議長は會長之に任じ大會中に於ける各種會合の司會者たるものとす。議長は大會副議長若干名を推薦することを得。

第十五條 議長は開會と共に書記及び左の各種大會委員を任命す。

- イ、資格審査委員
- ロ、議事委員
- ハ、法規委員
- ニ、決算委員
- ホ、豫算委員
- ヘ、其他

第十六條 加盟組合はその所屬組合員中より會費完納數に基き左の標準を以て大會代議員を選出するものとす。

但し中央委員會必要と認めたる場合は一定の比率を以て増減することを得。

イ、二百名未満は二名

ロ、二百名以上は百名を増す毎に一名を増す。

ハ、五百名以上は百二十五名を増す毎に一名を増す。

ニ、千名以上は百五十名を増す毎に一名を増す。

ホ、三千名以上は二百名を増す毎に一名を増す。

ヘ、地方聯合會、全國的産業聯合體、全

第廿九條 専門部長は會長を補佐し各部の事務を分擔處理するものとす。

第三十條 正副旗手は大會に於て模範組合員中より會長之を任命す。

第卅一條 本同盟に顧問若干名を置くことを得顧問は大會に於て會長之を推薦す。

第五節 加盟及び附則

第卅二條 本同盟に加盟せんとする労働組合は左の要件を具備し大會又は中央委員會の承認を得るを要す。

一、本同盟の綱領規約を遵守すること

二、百名以上の労働者を以て組織せる労働組合たること

三、毎月定額の本部費を納入するは勿論大會及び中央委員會の決議せる臨時費を負担し且つ後日脱退し又は脱退せしめらるゝことあるも財産上何等の請求をなさざることを誓約すること

四、各組合は毎月會費收入の一割以上を基金として積立つること

五、組合名稱、創立年月日、事務所所在地、支部數、組合員數、組合役員の名氏及び住所、創立より加盟に至る

第廿一條 本同盟に左の役員を置く

會長	一名	副會長	二名
總主事	一名	副主事	一名
會計	一名	中央委員	若干名
副中央委員	若干名	専門部長	若干名
正副旗手	各一名		

第廿二條 會長副會長總主事副主事會計中央委員副中央委員は大會に於て選舉し部長は中央委員會に於て選任するものとす。

但し中央委員副中央委員の選舉區及び人員並に解任補缺に關する規定は中央委員會に於て定むる所による。

第廿三條 會長は本同盟を代表し大會及び中央委員會の決議に基き一切の會務を統理す。

第廿四條 副會長は會長を補佐し會長の指命により隨時會長の代理をなすものとす。

第廿五條 總主事並副主事は會長の指示を受けて會務を處理す。

第廿六條 會計は本同盟の金銭出納並を財産管理に關する一切の事務を處理す。

第廿七條 中央委員は會長と共に連帶責任を有するものとす。

第廿八條 副中央委員は中央委員を代理して中央委員會に出席するものとす。

國的産業別組合の代表者は選舉を要せずして代議員の資格を有するものとす。

第十七條 大會の議事は出席代議員の過半數を以て決し可否同數なるときは議長の決する所による。

但し前項の決議方法に對し出席代議員五分の壹以上の異議ある場合は各組合はその會費完納者數を以て採決せしむることを得。

第十八條 中央委員會は本同盟の執行機關にして併せて大會決議の範圍内に於て臨機の決議並に適宜の處置をなすことを得。

第十九條 中央委員會は會長副會長總主事副主事會計中央委員を以て組織し會長臨時之を召集す。

但し中央委員三名以上の要求ありたる時は會長は之を召集すべきものとす。

第二十條 會長は運動の徹底事務の整備を期するため大會の開催されざる年に於て全國事務會議を召集す。

本事務會議は加盟組合組合長、聯合會々長、同盟會々長並に本部役員を以て構成す。

第四章 役員

労働運動

表寬一體團動運會社るな主

(在現末月一年一十和昭)

備考	無政府主義系	共産主義系	社會主義系	國家主義系	農本主義系
	日本無政府共產黨	日本共産黨	日本労働組合全国協議會	大日本生産黨 新日本國民同盟 勤勞日本黨 皇道會 愛國政治同盟 大日本國家社會黨	(政 黨) 大日本生産黨 皇國農民同盟 皇國農民自治聯盟
	全國労働組合自由聯合會	日本労働組合全国協議會	日本労働組合會議	立憲養正會 海軍労働組合聯盟	(勞 働 組 合) 皇國農民同盟 皇國農民自治聯盟
		日本労働組合全国協議會	日本労働組合會議	社會大衆黨	(農 民 組 合) 皇國農民同盟 皇國農民自治聯盟
		全農全國會議	全國農民組合	日本労働組合會議	(思 想 團 體) 愛郷自治聯盟 普愛自治聯盟 皇國農民自治聯盟
		日本赤色救援會	日本赤色救援會	八雜新會 直北青年俱樂部 昭和新青年俱樂部 昭和新青年俱樂部 昭和新青年俱樂部 昭和新青年俱樂部 昭和新青年俱樂部	(傳 給 生 活 者 團 體) 全國傳給者協會
		日本赤色救援會	日本赤色救援會	關東生活者組合	(婦 人 團 體) 社會大衆婦人 中央青年隊
		日本赤色救援會	日本赤色救援會	東京市小額給料生活失業者同盟	(青 年 團 體) 愛國學生聯盟 愛國青年聯盟 愛國青年聯盟 愛國青年聯盟 愛國青年聯盟 愛國青年聯盟
		日本赤色救援會	日本赤色救援會	關東生活者組合	(消 費 組 合) 消費組合聯 日本消費組合
		日本赤色救援會	日本赤色救援會	關東生活者組合	(水 平 團 體) 日本水平社 日本水平社 日本水平社 日本水平社 日本水平社 日本水平社
		日本赤色救援會	日本赤色救援會	關東生活者組合	(借 家 人 團 體) 日本借家人組合 日本借家人組合 日本借家人組合 日本借家人組合 日本借家人組合 日本借家人組合

備考 一、團體名ノ上ニ記載セル括弧内ノ略符ハ夫々支持政黨ヲ示セルモノニシテ、(生)ハ大日本生産黨、(皇)ハ皇道會、(愛)ハ愛國政治同盟、(新)ハ新日本國民同盟、(勤)ハ勤勞日本黨、(大)ハ大日本國家社會黨、(社)ハ社會大衆黨ノ略符トス。
二、*印ヲ附シタルハ夫々、日本労働組合會議、日本労働組合全国協議會、日本プロレタリア文化聯盟ノ構成團體タルコトヲ示ス。

<p>日本赤十字社</p> <p>日本赤十字社奉天分會</p> <p>日本赤十字社奉天支店</p> <p>日本赤十字社奉天支店</p>	<p>奉天赤十字社</p> <p>奉天赤十字社奉天分會</p> <p>奉天赤十字社奉天支店</p> <p>奉天赤十字社奉天支店</p>	<p>奉天赤十字社</p> <p>奉天赤十字社奉天分會</p> <p>奉天赤十字社奉天支店</p> <p>奉天赤十字社奉天支店</p>
<p>日本赤十字社</p> <p>日本赤十字社奉天分會</p> <p>日本赤十字社奉天支店</p> <p>日本赤十字社奉天支店</p>	<p>奉天赤十字社</p> <p>奉天赤十字社奉天分會</p> <p>奉天赤十字社奉天支店</p> <p>奉天赤十字社奉天支店</p>	<p>奉天赤十字社</p> <p>奉天赤十字社奉天分會</p> <p>奉天赤十字社奉天支店</p> <p>奉天赤十字社奉天支店</p>
<p>日本赤十字社</p> <p>日本赤十字社奉天分會</p> <p>日本赤十字社奉天支店</p> <p>日本赤十字社奉天支店</p>	<p>奉天赤十字社</p> <p>奉天赤十字社奉天分會</p> <p>奉天赤十字社奉天支店</p> <p>奉天赤十字社奉天支店</p>	<p>奉天赤十字社</p> <p>奉天赤十字社奉天分會</p> <p>奉天赤十字社奉天支店</p> <p>奉天赤十字社奉天支店</p>

奉天赤十字社奉天分會

外事關係

概説

一月中に於ける國際情勢一般を概観するに、我國の軍縮會議脱退の結果、各國には漸次軍備擴張の宣傳行はれむとする傾向現れつゝあるも我國は飽くまで冷靜なる自主的態度を堅持しつゝあり。歐洲に於ては、伊エ紛争繼續せる一方、本年に入りて突如獨逸の舊植民地奪還宣言あり、依然不安定の狀態を脱せず。

北支自治問題に關しては冀察政權の成立後、冀東政權との合流は未だ行はれざるも、北支の情勢は漸次安定に向ひつゝあり。

中華民國に於ては、自治反對の北平、天津の學生運動は本月に入るも依然續行せらるゝと共に、その裏面に共產黨の指導あること漸次明かとなれり。かくの如き中國青年層に對するソ聯勢力の浸潤は極めて注目に値すべき現象なり。

滿ソ蒙越境問題は益々紛糾の狀態にあるものゝ如く、東方國境の赤軍強化の宣傳と共に前途益々注目を要すべし。

入國、居住、送還關係

入國、居住、送還關係

一、中國人(滿洲國人)入國禁止調 (昭和十一年一月中)

取扱官廳	本籍、職業、氏名、年齢	禁止事由	處置
大阪	山東省昌邑縣 吳服行商 齊 遼 二六	十二月二十四日青島ヨリ大阪入港ノ泰山丸ニテ港區壽町同發詳方ニ赴クト稱シ渡來セルモ既ニ同店ハ閉店セルヲ以テ、入國後ハ救護ヲ要スルニ至ル處アリ	十二月二十六日大阪出帆ノ泰山丸ニテ青島ニ送還
兵庫	浙江省寧波府 店員 胡 考 二〇才	十二月二十三日上海ヨリ神戸入港ノ三笠丸ニテ神戸區中山手通雜貨商王增高方店員ニ就職ノ爲メ渡來セルト稱スルモ王ハ極メテ少資本ニテ他ニ店員ヲ要スル程度ナラズ入國後ハ労働轉稼、要救護ノ處アリ	十二月二十六日神戸出帆ノ三笠丸ニテ上海ニ送還
	浙江省餘姚縣 孫 堯 二二	一月八日上海ヨリ神戸入港ノ長崎丸ニテ神戸區中山手通支那料理業鶴林方會計係ニ就職ノ爲メ渡來セルト稱セルモ、昭和七年五月無許可ニテ支那料理店給仕ニ從事セルニ依リ大阪府ヨリ送還セラレ、今回京阪ニテ就職ノ目的ニテ孫惠明ト偽名シテ渡來セルコト判明	一月九日神戸出帆ノ摩耶丸ニテ上海ニ送還
	福建省福州府 吳服行商 陳 泰 二九	一月八日神戸入港ノ三笠丸ニテ大分縣中津市ニ赴キ行商ノ爲メ渡來セルト稱スルモ將來労働轉稼、要救護ノ處アリ	一月九日神戸出帆ノ摩耶丸ニテ上海ニ送還
	福建省福州府 吳服行商 楊 和 二六	一月九日神戸入港ノ「ブレジデント」號香港碇泊中同船内ニ荷役ノ爲メ労働ノ後船内ニテ熟睡中出帆セルモノナリト稱スルモ密航ノ疑アリ	一月九日神戸出帆ノ摩耶丸ニテ香港ニ送還
	同 高 正 二六	一月十三日神戸入港ノ淺間丸ニテ岐阜縣下ニ赴キ行商ノ爲メ渡來セルト稱スルモ所持金僅少ニテ將來労働轉稼ノ處アリ	一月十三日神戸出帆ノ秩父丸ニテ上海ニ送還
	山東省蓬萊縣 姜 松 三〇	一月十五日青島ヨリ神戸入港ノ日光丸ニテ神戸區北長狭通四丁目支那料理業劉恩儒方帳簿係就職ノ爲メ初渡來ノモノト稱セルモ、本名ハ昭和十年十一月三日大阪ニ赴クト稱シ渡來セルモ労働轉稼ノ處アル爲メ入國ヲ禁止セラレ送還セラレタルモノニテ今回姜金鼎ト偽名シテ渡來セルモノ	一月十六日神戸出帆ノばいかる丸ニテ大連ニ送還

	福建省福州府 吳服行商 黃 思 二三	一月十一日上海ヨリ門司入港ノ生駒丸ニテ吳服行商ノ爲メト稱シ渡來セルモ商品及所持金ナク労働轉稼ノ處アルモノ	一月十三日門司出帆ノ三笠丸ニテ上海ニ送還
	福建省福州府 大連市初音町五四 蔡 家 木村方 二九	一月二十日大連ヨリ門司入港ノばいかる丸ニテ關節炎治療ノ爲メ九大病院ニ赴クト稱スルモ所持金四十圓ニテ要救護ノ處アルモノ	一月二十日門司出帆ノ阿蘇丸ニテ上海ニ送還
	福建省福州府 蔡 家 二四	一月二十四日上海ヨリ門司入港ノ生駒丸ニテ渡來シタル處本名ハ父吳服行商蔡國氣ト共ニ大阪ニテ吳服行商ニ從事セルコトアルモ昭和八年歸國最近上海ニテ大阪在住當時ノ知人上田壽喜(二八年)ニ對シテ渡日ニ關スル便宜供與方依頼シテ上田ノ戸籍抄本兵役證書ヲ貰受ケ上田ト偽名セルモノ	一月二十七日門司出帆ノ三笠丸ニテ上海ニ送還
長崎	福建省福州府 翁 秋 二三	十二月二十二日上海ヨリ長崎入港ノ長崎丸ニテ高知縣下ニテ吳服行商ニ赴ク爲メ渡來セルト稱スルモ本名ハ郷里ニ於テ農ニ從事セルコト判明、高知縣ニ照會ノ結果入國禁止方回答アリ	一月十六日長崎出帆ノ上海丸ニテ上海ニ送還
	福建省福州府 翁 賢 二一	十二月三十日長崎入港ノ長崎丸ニテ大阪ニ赴キ吳服行商ニ從事ノ爲メ渡來セルト稱スルモ大阪府ニ照會ノ結果入國禁止方回答アリタルモノ學業ト偽名	一月十六日長崎出帆ノ上海丸ニテ上海ニ送還
	山東省昌邑縣 王 學 一九	一月二十四日青島ヨリ神戸入港ノ原田丸ニテ東京ニ赴キ吳服行商ニ從事スル爲メ渡來セルト稱セルモ警視廳ニ照會ノ結果入國禁止シ度キ旨回答アリタルモノ	一月二十七日神戸出帆ノ原田丸ニテ青島ニ送還
	廣東省新會縣 林 一 九	一月二十四日香港ヨリ神戸入港ノ北野丸ニテ本邦留學ノ爲メ渡來セルト稱セルモ實ハ本省梧州府關聖宅ノ給仕ナルモノ在墨西哥旅館業經營中ノ實兄ノ呼寄ニ依リ大阪ニ到リ渡航セントセルモノニテ所持金僅少	一月二十七日神戸出帆ノ龍田丸ニテ香港ニ送還
	福建省福州府 翁 賢 二一	一月二十三日神戸入港ノ箱根丸ニテ神戸ニ於テ吳服行商ニ從事スル爲メ渡來セルト稱スルモ本名ハ大正十五年七月實父道信ニ同伴セラレ神戸ニ渡來小笠原島ニ居住シタルコトアリシモ昭和五年歸國、昭和十年十一月長崎ニ渡來セルモノ入國ヲ禁止セラレ一月十六日上海ニ送還セラレタル爲メ今回ハ初渡來ナリトテ學業ト偽名	一月二十六日神戸出帆ノ三笠丸ニテ上海ニ送還

入國、居住、送還關係

二、中國人(滿洲國人)送還調 (昭和十一年一月中)

取接官廳	北海道	警視廳	同	同	同	同
本籍、職業、住所、氏名、年齢	山東省登州府萊城縣 住所不定 船員 曲 善 鴻 四八	浙江省瑞安縣 城東區大島町一ノ一八五 瑞屋方 人夫 李 崇 弟 三九	同右 城東區大島町八ノ三二〇 須賀豐次郎方 人夫 劉 寶 法 二八	同右 城東區大島町五ノ四〇九 興屋方 人夫 黃 發 玉 三二	浙江省青田縣 足立區千住東町一三松丸德 三郎方 人夫 王 鴻 齊 四一	浙江省永嘉縣 荒川區南千住町二ノ五六 人夫 潘 言 寶 四六
渡來後ノ經歷	小樽市松谷商會所有越後丸ノ副 機關番トシテ稼働中、同船ガ十 二月九日新潟港外ニテ坐礁シ船 員全部解雇セラレタルモノ	昭和三年十二月傘行商トシテ門 司渡來直ニ上京、人夫トナリ轉 セルモノ	昭和三年傘行商トシテ神戸渡來 直ニ上京、人夫トナリ轉々セル モノ	昭和二年三月傘行商トシテ門司 渡來直ニ上京、人夫トナリ轉々 セルモノ	昭和二年三月傘行商トシテ神戸 渡來直ニ上京、人夫トナリ轉々 セルモノ	大正十三年七月傘行商トシテ門 司渡來直ニ上京、人夫トナリ轉 セルモノ
送還事由	要救護	無許可労働	同右	同右	同右	同右
送還、月日、出帆地、船名、行先地	十二月三十一日、小樽、廣和號、 青島	一月七日、横濱、六甲丸、上海	一月十三日、横濱、筑波丸、上海	同右	一月十九日、横濱、阿蘇丸、上海	一月二十五日、横濱、六甲丸、上 海

取接官廳	同	同	同	同	同	同
本籍、職業、住所、氏名、年齢	同右	同右	同右	同右	同右	同右
渡來後ノ經歷	同右	同右	同右	同右	同右	同右
送還事由	同右	同右	同右	同右	同右	同右
送還、月日、出帆地、船名、行先地	同右	同右	同右	同右	同右	同右

大 阪	山東省昌邑縣 港區壽町二ノ五 吳服行商 王金昭 同 李 三三 神戶市湊東區荒田町三ノ一 八六 徐鴻泰 四〇	李ハ王ノ寶子トシテ行商ノ目的 ヲ以テ昭和十年三月青島ヨリ神 戶入港ノ原田ニテ王ト共ニ渡 來ニ際シ入國困難ナルヲ察シ徐 ト通謀シ入國シ、直ニ王ノ寶子ト 稱シテ行商中ナリシモノ	不正入國並同幫助	十二月二十七日、神戸、原田丸、 青島
	山東省福山縣 西區本田二番町一二李仲周 綿布ブローカー 李 豐 二六 方 新	昭和元年十二月渡來後店員トシ テ轉々セル處各所カフエー喫茶 店等ノ交ヲ強要シ對シ甘言ヲ以テ外 出情ヲ強要セルモノ	素行不良	十二月二十九日、神戸、扶桑丸
	浙江省慈溪縣 西區南區三ノ八支那料理 業郡益三方 店員 丁 阿 茂 三四	大正十三年九月頃東京ヨリ來阪 帳場係トシテ從業ト稱シ實ハ無 許可ニテ料理職ニ従事セルモノ	無許可労働	一月八日、神戸、上海丸、上海
	福建省六十都蓬峯地方 住所不定 林 祥 煉 四一 山東省鎮南府 當時海區九條通四ノ四五八 藤原賢造方 張 鳳 五八	昭和十年五月阿片煙製造、同吸 喰幫助、同器具所持ニ依リ懲役 八月ニ處セラレ刑務所ニテ服役 罪一月六日滿期出所セルモノ	犯罪	一月十日、大阪、六甲丸、上海
	山東省牟平縣 西區本田二番町一七秦東洋 行 店員 楊 啓 昌 四三	大正八年二月渡來神戸及大阪 轉々店員トシテ從業中、昭和九 年未頃ヨリ酒色ニ耽リ主家ノ金 子千二百餘圓ヲ消費セル爲メ去 ル十二月末毒藥自殺ヲ企テ未遂 ニ終リシモノ	素行不良	一月十六日、神戸、バイカル丸、 大連

兵 庫	奉天省蓋平縣 西區本田三番町五 千 龍 四一	大正八年二月渡來、爾來支那服 裁縫職トシテ無許可ニテ就働中 ノモノ賭博前科アリ	無許可労働	一月十八日、神戸、ウスリー丸、 大連
	上海 西區本田町通一ノ三九 郭 寶 四八	大正十二年九月渡來、支那服裁 縫職トシテ無許可ニテ就働中ノ モノ賭博前科アリ	同 右	一月十九日、神戸、長崎丸、上海
	浙江省鄞縣 神戶區下山手通二ノ一〇 支那服裁縫職 孫 久 三六	昭和二年五月上海ヨリ神戸渡來 就働中ノ處、最近金塊其他ノ密 輸出ノ容疑濃厚ナルモ確證ラ ザルモノ	公安ヲ害スル虞	十二月二十二日、神戸、上海丸、 上海
	同 右 神戶區下山手通二ノ六四 洋服裁縫職 袁 維 三八	大正十三年上海ヨリ神戸渡來、 就働中ノ處、最近金塊等ノ密輸 出ノ容疑濃厚ナルモ確證ラザル モノ	同 右	同 右
	江蘇省江甯路南全家巷 神戶區下山手通三ノ三徐春 華方 洋服裁縫職 徐 進 二七	京都市ニ於テ無許可就働中ナリ シ爲メ昭和九年七月京都府ニ於 テ歸國方論旨セラレタルモ妻ノ 妊娠中ノ爲メ肩書地ニ轉ジ猶豫 ヲナリシモノ長男徐康心(一年)	無許可労働	十二月三十日、神戸、長崎丸、上海
	同 妻 張 阿 二七 同 妻 阿 二七 同 妻 阿 二七	昭和二年十月頃ヨリ京都府下宮 津町ニテ行商ノ傍甘栗販賣中昭 和九年九月暴行傷害犯ニ依リ送 還セラレタル處、同年十月送還 還セラレタル處、同年十月送還 前ノ氏名翁其詳ヲ「理財」ト變名 山口縣萩ニ渡來不正入國セルモ ノ子女四名同伴歸國	不正入國	十二月三十日、神戸、三笠丸、上海
	福建省福清縣 出石郡合橋村小谷二二五 小間物行商 翁 理 三三 同 妻 陳 桃 二八	昭和十年五月業務上ノ横領罪ニ 依リ懲役八月ニ處セラレ一月滿 期出所セルモノ	犯罪	一月十三日、神戸、秩父丸、上海
	廣東省中山縣 神戶區中山手通四ノ五五 無職 張 潤 三三			

新	三	愛	知
<p>浙江省青田縣 刈羽郡柏崎町 羅通一五一 カフエー業 卓盛三 同妻 卓黃三 二五竹</p>	<p>上海 松阪市日野町七二一劉四九 方 理髮職 羅長福 江蘇省揚州府 理髮職 小保 津市古河麻春智方 二五子</p>	<p>浙江省青田縣 名古屋市中區下日置町三九 青木幸太郎方 仲仕 朱美 三六眼</p>	<p>上海 一宮市川田町五ノ三三二 左官職 夏秀 三一吉</p>
<p>大正十一年五月長崎ニ渡來、東 京ヲ經テ昭和五年八月轉入無許 可就働中ノモノ、子女三名同伴 歸國</p>	<p>羅ハ昭和九年三月ヨリ肩書地ニ テ就働中ノ處昭和十年七月頃近 隣ノ湯屋業齊藤六郎妻コウ(三〇 年)ノ歡心ヲ買ヒ同十月六郎ト 離婚セシメ本國ニ妻子女アルニモ不 拘コウガ六郎ヨリ得タルニテ結 婚費七百圓ヲ騙取ノ目ノニテ結 婚シ大連ニ赴キカントセルモノ、小 口實ニ大連ニ赴キカントセルモノ、小 ハ昭和十年十一月ヨリ肩書地ニテ 就働中ノ處嘗テ羅ト同居中ナリ シヲ以テ羅トコウノ關係ヲ知リ コウヲ脅迫シテ情交シタルモノ</p>	<p>大正十二年三月神戶渡來直ニ轉 入石炭仲仕トシテ就働シ轉々 トセルモノ</p>	<p>大正十三年六月洋行商トシテ 神戶渡來、島取、大阪ヲ經テ昭和 五年四月轉入無許可ニテ肩書勞 働ニ就働中ノモノ</p>
無許可勞働	素行不良	無許可勞働	無許可勞働並要救護
一月十三日、横濱、筑波丸、上海	一月七日、神戶、上海丸、上海 一月十一日、神戶、長崎丸、上海	十二月二十五日、名古屋、筑波丸、上海	一月三日、名古屋、阿蘇丸、上海

福建	浙江	浙江	浙江	浙江
<p>福建省福清縣 住所不定 無職 陳政 三六招</p>	<p>同右 碧海郡矢作町字加護畑七〇 吳服行商 韋友 三八梅</p>	<p>浙江省温州府 名古屋市中區福江町五ノ一 仲仕 徐岩 三四明</p>	<p>同右 同右 仲仕 倪進 三七溪</p>	<p>同右 同右 仲仕 周定 三五標</p>
<p>大正九年春神戶渡來北海道樺太 ヲ與服行商シツ、轉々、昭和七 年春轉入、竊盜ヲ爲シタル爲メ 昭和十年五月上海ニ送還セル 處、營口朝鮮釜山經由下關附近 ニ密航シ十二月四日安城驛ニ到 レルヲ發見セラレタルモノ</p>	<p>大正十五年十一月神戶渡來京 都、秋田ヲ轉々、昭和七年十月轉 入セルモ素行不良ニテ京都在住 中ニモ屢々同國人タル有夫ノ婦 ニ對シテ情交ヲ迫リタルコトアル モノ</p>	<p>昭和四年八月門司渡來直ニ轉入、 支那拿行商、後ニ石炭仲仕トナ リ轉々セルモノ</p>	<p>昭和三年十一月拿行商トシテ神 戶渡來直ニ轉入石炭仲仕トシテ 轉々セルモノ</p>	<p>大正十五年二月小間物行商トシ テ神戶渡來、直ニ轉入石炭仲仕 ニ從事シ、本籍和歌山縣松本熊 枝(四〇年)ト内縁ヲ結ブ等素行 不良ノモノ</p>
不正入國	素行不良	無許可勞働	同右	無許可勞働並素行不 良
同右	同右	一月八日、名古屋、六甲丸、上海	同右	一月十四日、名古屋、筑波丸、上 海

福岡	和歌山	〃	〃	〃
山東省濟南府直方市中泉雜貨行商 潘興正	江蘇省儀徵縣和歌山市植松町一黃松茂方 理髮職 趙有壽	浙江省瑞安縣住所不定 無職 林守三	浙江省青田縣名古屋市中區福江町五ノ三 仲仕 留再三	福建省福清縣名古屋市中區大池町五ノ二 雜貨商 林心啓
大正十一年八月渡來縣下ヲ轉々ニ從事セルモノ	昭和二年十月渡來許可ヲ得テ就ルモノ	大正十四年小間物行商トシテ神戶渡來、山形縣ニ居住シタルモノ	昭和四年四月小間物行商トシテ砂利石炭仲仕トシテ就働中ナリ	横濱ニテ出生大正十年轉入新美まつ(二二八)ト内務ヲ結ビタルモ昭和二年及同五年物盜及贓物故買ニ依リ各懲役二年並罰金ニ處セラレタルヲ昭和四年七月、八年ノ三回送還セルモ其ノ後密入國シ最近密ニ支那蕎麥製造ニ従事セルモノ
無許可労働	素行不良	無許可労働	同右	犯罪並ニ無許可労働及不正入國
一月二十日、門司、日光丸、青島	一月十一日、神戸、長崎丸、上海	一月二十八日、名古屋、六甲丸、上海	一月二十日、名古屋、阿蘇丸、上海	同右

外諜取締關係

一、中國陸軍留學生の容疑行動

昭和十年五月頃より毎月一回宛、早稻田大學前所在、支那料理店中原舎に於て會合を催しつゝ在る中國留學生に付き探査

の結果、右は同年四月上旬西南派第一集團軍總司令部より本邦留學生として派遣せられたる、陸軍中佐羅爾外十八名の陸軍武官を以て組織せる「陳濟棠第一集團軍總司令部留日學員聚餐會」と稱し、政府よりの特命に依る研究事項を討論決定の上、本國に報告することを目的とする集會なること判明せり。

彼等の研究部門は軍事、政治、法律、經濟、産業、交通、警察等廣汎に互り、毎年一回政府に對し報告書を提出すべき定めて、既に去る十二月十四日、報告委員三名歸國せる事實あり。彼等は目下取敢はず東亞學校にて邦語修得後、新學年より入學すべき學校を選定する筈なる處、彼等の行動は嚴重視察の要あり。

二、外國人重要箇所視察事例 (昭和十一年一月中)

視察月日	視察人物	視察箇所	視察内容	備考
一、一五	駐日米國大使館附武官 海軍小佐アール・エー・オフステイ 大尉 イー・ワッツ 中尉 エイチ・イー・カリーヤ	東京府立川町所在 軍需工場 石川島飛行機製作所	全工場	詳細なる質問あり適宜回答す
一、二〇	同右 海軍小佐アール・エー・オフステイ 海軍中尉 エム・アール・ストーン	一、兵庫縣武庫郡鳴尾村 川西航空機製作所 二、神戸市 三菱造船所	一、川西製作所 木機、鋸金、小組立、發動機各工場 二、研究室の一部 三、三菱造船所 組立、造船機械、製鐵、鍛冶第一機械、鑄造物、第一機械、第三機械各工場 鑄造、鑄物、銲接、機械、電氣の各工場	同右
一、二二	同右	神戸市 川崎造船所 兵庫縣相生町 播磨造船所	製鐵、機械、鑄物、木工、造船機械の各工場	同右
一、二三	同右	兵庫縣相生町 播磨造船所	製鐵、機械、鑄物、木工、造船機械の各工場	同右

一、二、三	同右 海軍小佐 大尉 中尉 アイ・オフステイ イー・ワツツ エム・アール・ストーン	大坂市 住友金屬工業 伸鋼所	研究部、本館部及試験室銅眞鍮製管、 棒製造、銅眞鍮板製造各工場	同右
一、二、四	同右	大坂市 藤永田造船所	造船木工、造船鍛冶、造船機械、鑄造、 鑄型、造船鍛冶各工場	同右

三、國情調査容疑照會調 (昭和十一年一月中)

照會月日	照會者	被照會者	照會内容	申報名廳	摘要
一、二、三、七	駐長崎英國領事館 エフ・シー・クレイトレックス	中國、九州地方一部縣廳	造船、電氣、港灣、鑛業、鐵道、 船舶等關係重要會社工場所在地 變更等に關する事項	府 長崎、福岡	不回答
一、一、一〇	米國ニューヨーク市 ヘルマン 貨車部	福岡市 博多商工會議所	貨物自動車用木炭ガス製造業者 名簿送付方	福岡	不回答
一、一、一五	京都府竹野郡彌栄村 大下會平八郎 (系統等調査中)	數府縣 保安課長宛	自動車所有者數、自動車總數、 運轉者數、自動車種類分布狀 況、自動車交通發達狀況其他數 項	愛知、栃木 和歌山、廣島、三重	回答差控の 上調査中
一、一、二〇	駐神戸米國領事館 ケンネス・クレントツ	大坂市長	最近千箇年間に於ける出生、死 亡、嬰兒死亡、出生率に關する 統計	大坂	制限回答

社會運動の國際的連絡關係

一、北米方面よりの邦文左翼出版物による宣傳

昭和十一年一月中、海外諸國より送付越せる左翼出版物中重要なものを舉示すれば次の如し。

發見月日	發送者	送付先	事	例
十二月下旬頃	ロスアンゼルス	和歌山縣海草郡紀伊村大字北 全農紀伊村北支部	「時局パンフレット」(四六判八枚綴極左印刷物)及「國際通信パンフレット」(一枚刷)各一部の郵送越あり	
十二月三十日	ロスアンゼルス	長崎市 海員組合支部	「時局パンフレット」の郵送越あり	
一月初旬	白耳義ブラツセル市所在 政治因狀態調査委員會	東京市 自由労働組合聯合會	「政治因狀態に關する通信」(第二インター機關誌「國際情報」附録)の郵送越あり	
一月中旬	桑港郵便私書函第一一五號	東京市神田區全國労働組合 自由聯合會	「人(無政府主義運動機關紙)の郵送越あり	
〃	ロスアンゼルス	鹿兒島市武町五七〇 新名	「湖上の殺人」(太平洋労働者一九三五年十一月號)一部の郵送越あり	
〃	加奈陀オンタリオ州トロント市 ソヴェートの友の會	東京市牛込區市ヶ谷 日本赤色救援會	「今日の露西亞」(左翼月刊雜誌)第二十三號の郵送越あり	
〃	倫敦市 ソヴェートの友の會	日本赤色救援會	「今日の露西亞」第六十五號の郵送越あり	
〃	ロスアンゼルス局の消印あり	神田區美土代町 白揚社	「將棋上達の要諦」(左翼宣傳印刷物)の郵送越あり	
〃	華府 製本同業者インターナショナル	東京市神田區 全國労働組合自由聯合會	「製本業者インターナショナル」第三十六卷第四號の郵送越あり	

一月二十七日	北 米 方 面	ロンドン、ニューヨーク、シカゴ、ワシントン、サンフランシスコ、ロサンゼルス局の消印あり	東京市東山区、大塚、大塚支部、東京市神田区、全国労働組合自由聯合會、日本港灣従業員組合下關支部長	「湖上の殺人」(太平洋労働者一九三五年十一月號)の郵送越あり
		瑞西、インスターナショナル書局	東京市神田区、全国労働組合自由聯合會	「印刷業者インスターナショナル書局」(通信「拔萃」(同書記局機関紙)の郵送越あり)
			下關市、日本港灣従業員組合下關支部長	「青年とファッショニズム」(時局パンフ特輯第一冊第七號)一部の郵送越あり

二、莫斯科外國労働者出版所發行の邦文不穩印刷物

近時莫斯科を始め極東各都市國營書店内に、莫斯科外國労働者出版所發行の邦文不穩印刷物を多數販賣し居る趣なるが、其の内容、活字、装幀共に從來露領内に於て配布せられたる宣傳印刷物の類に非ず遙かに優秀なるものあり。

右は現在邦人海員、漁雜夫等に頒布せられたる模様なきが如きも將來取締の參考迄一月中浦鹽方面に於て入手せる書籍名列記するに次の如し。

- 一、日本労働大衆の革命的闘争(一九三四年版)
 - 二、中央委員會の活動に關する報告(一九三四年版)
 - 三、吾々はソヴィエト國家の防備を益々固めやう(一九三四年版)
 - 四、世界革命の老戰士片山潛(一九三四年版)
 - 五、ポリシエヴィキ化途上の共產黨(一九三五年版)
 - 六、戦争に對するプロレタリアートの態度(一九三五年版)
 - 七、政府の活動に關する報告演説(一九三五年版)
 - 八、印度、印度支那共產黨の任務(一九三五年版)
 - 九、テーゼ及決議(一九三四年版)
 - 一〇、極東に於ける戦争の危険と労働者農民(一九三五年版)
 - 一一、コルホーズによつて豊かな生活へ(一九三五年版)
 - 一二、レーニンの遺言(一九三四年版)
- 此外支那文、鮮文による印刷物
- 一、武士道(支那文)
 - 二、社會主義獲得闘争(鮮語)
 - 三、進め！創刊號(鮮語)

情報其の他

上海居住白系露人のソ聯邦總領事館襲撃事件

在上海白系露人協會勤務のワシーリ、エルシン(當二十三年)は一月八日午後三時黃浦路ソ聯邦總領事館を襲撃し所持の大槌を以て正面硝子戸を破壊し、ソ聯の國家標識たる槌と録の飾を破壊し群集に對しソ聯内情の暴露演説をなし世界各地白系露人の窮狀を訴ふる等の言動に出でたり。

本名は同地工部局警察隊に逮捕せられたるが、本名が斯る不穩の行動に出でたる原因は、最近ソ聯の對支接近政策により白系露人に對する當局の彈壓加はり其憤激の結果なりと傳へらる。

尙同地在住白系露人二萬五千名は、工部局の措置に對し極度に激昂し、工部局に對しエルシンの身柄釋放を要求すると共にソ聯出先官憲に對し報復手段をとるべく協議中の由にて、當局は白系露人の暴動化を懸念し嚴重警戒中なり。

●冀東防共自治政府組織大綱

附冀東防共自治政府宣言内容

第一條 本政府は左記各縣を管轄區域とす。
通縣、灤縣、臨榆縣、遵化縣、豐潤縣、昌黎縣、撫寧縣、遷安縣、密雲縣、玉田縣、樂亭縣、盧龍縣、寶坻縣、寧河縣、昌平縣、香河縣、三河縣、順義縣、懷柔縣、平谷縣、興隆縣、薊縣以上二十二縣とす。

情報其の他

第二條 本政府は通州に置く。
第三條 本政府には政務長官一名を設け、本區域内の軍政一切の事項を處理す。
第四條 政務長官は本區域内の各保安總隊を統率す。
第五條 本政府には參政八名を設け、政務長官の政務施行に參與せしむ。
第六條 本政府には秘書長一名を設け、政務長官の政務處理を輔

佐せしむ。
第七條 本政府には左記の三處を置き、各處長一名を設け處理せしむ。

一、秘書處 二、保安處 三、外交處

第八條 本政府には左記の四廳を置き、各廳長一名を設け本區域内の民政、財政、教育、建設事項を掌理せしむ。

一、民政廳 二、財政廳 三、教育廳 四、建設廳

第九條 本政府には參事二名を設け、本政府法令章制を審議せしむ。

第十條 本政府參政は政務長官より之を囑託す。

第十一條 本政府秘書長、各處々長及各廳々長並參事は政務長官之を任命す。

第十二條 本政府、各處及各廳の組織は別に之を定む。

第十三條 本政府所屬の各保安隊の編成は別に之を定む。

第十四條 本組織大綱は公布の日より施行す。

附冀東防共自治政府宣言内容

本政府は曩に冀東民衆の切望に依り、懸練なる黨治より離れんと十一月二十五日通縣に在りて冀東防共自治委員會を組織すと宣布して以來、未だ一箇月なりと雖、民情日に益し冀、燕、趙の憂國の士至誠連袂す。猶賢豪多く贈願す、股汝耕を防共自治の初志を貫徹せんがため、既に遷延する秋に非ずとなし、衆議一決本日本會を改組して冀東防共自治政府となす。委員長股汝耕をして該政府政務長官となし、全區軍政事宜を總攬し冀東を磐石の安きに置き民衆の福祉増進を圖る。

冀東防共自治委員會

- 委員長 股汝耕
- 委員 池宗壘 王厦材 張慶餘
- 張硯田 李海天 趙雷
- 李允聲 股體新

附其の並

土著民衆の自衛隊の組織は別に之を定む

昭和十一年一月

國體明徴運動(其の十二)

警保局保安課

目次

一、概説	一頁
二、國體擁護全國陸海軍在郷將校會の確立	一
三、國體明徴達成聯盟	三
四、機關説排撃別動隊	三
五、原理日本社	四
六、八月會	四
七、國體明徴達成近畿愛國團體懇談會	五
八、其他の團體	八
九、個人的行動	九

(目次終)

昭和十一年一月一日

國體明徴運動

一、概説

國體明徴運動は、昨年十一月頃より、本運動の主動勢力たりし帝國在郷軍人會が自重靜觀的態度を持するに至りてより、豫て郷軍の一部に對し煽動的刺戟を與へ來れる三六俱樂部の策動亦奏效せず、舊臘來同俱樂部自體の運動も亦微溫的となり、従つて本運動の全體的勢力にも影響を及ぼし、本年一月に入りては、僅かに在郷麻布將校團の石光眞臣、佐藤清勝中將等を中心とする「國體擁護全國陸海軍將校會」の結成と、貴衆兩院議員の一部並民間右翼分子の介在する「國體明徴達成聯盟」及民間の右翼團體たる「機關説排撃別動隊」「原理日本社」「八月會」等の微力なる運動に過ぎざる狀況にあり。

而して之等諸團體の主張するところを綜合要約すれば「既に本運動開始以來機關説論者と目されたる、美濃部博士、金森元法制局長官等が、辭職若くは引退せるに拘らず、其元祖たる一木樞相が今尙其の進退を決せざるは遺憾なり」として「一木樞相の辭職を要望」しつゝあるは殆んど一致するところなり。其他の點に於ては「教學刷新要望」「機關説を信奉する學者、官吏、教育者等の一掃」等を主張しつゝあるが、其の論旨は概ね既に今日迄の運動に於て反覆強調せられたるところにして、其の攻撃資料は漸く中心目標を離れて派生的問題を取上げんとしつゝある狀況にして、本運動は全體的に之を概観すれば、漸次沈靜に趨きつゝありと觀察せらる。

二、國體擁護全國陸海軍在郷將校會の確立

客年十一月下旬以來計畫されつゝありし國體擁護全國將校大會は十二月八日結成大會を爲し、其席上「本會は國體明徴の

實現する迄常設的團體たらしむべく決定したる所なるが、本月十五日石光眞臣、奥平俊藏以下十五名は發起人委員會を催して種々懇談をなし、更に同月二十七日借行社に於て二十餘名參集して左記の如き規約の制定及事業目的の検討を爲したる後、座長奥平俊藏より次の如く役員の一部を指名、散會したり。

常務理事

石光眞臣 奥平俊藏 加藤惣次郎
梅澤銀藏 村上謙吉 升田憲元
外四名(追テ決定發表)

理事

發起人全部 評議員(追テ決定發表)

規約

第一章 總則

第一條 本會ヲ國體擁護全國陸海軍在郷將校會ト稱シ本部ヲ東京ニ置ク

支部ハ内地、臺灣、朝鮮、滿洲ノ重要ノ都市ニ置キ之ヲ國體擁護全國陸海軍在郷將校會某地支部ト稱ス

第二條 本部事務所ハ當分ノ内芝區白金三光町八五、升田憲元氏方ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ國體ノ尊嚴ヲ發揚シ苟クモ國體ニ反スル思想及行動ノ排波ヲ期スルヲ以テ目的トス

第四條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、會報ノ發行
- 二、講演及演說會ノ開催
- 三、集會
- 四、國體擁護ニ關スル時事問題ニ付當局ニ對シ意見具申

五、國體擁護ニ關スル諸般ノ調査

六、其他必要ナル事業

第三章 役員

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、總裁 一名

二、顧問 若干名

三、理事 三十名(内常務十名)

四、評議員 五十名

第六條 總裁、顧問及評議員ハ大會ニ於テ之ヲ推薦ス

第七條 理事ハ評議員中ヨリ互選ス

第八條 總裁ハ本會ヲ統轄シ之ヲ代表ス

第九條 顧問ハ本會ノ權限ニ參與ス

第十條 理事ハ會務ヲ處理ス

第十一條 評議員ハ重要事項ノ諮問ニ應ジ之ヲ決議ヲナスモノトス

第十二條 理事及評議員ノ任期ハ二箇年トス但シ重任ヲ妨ケス

第十三條 總會ハ毎年一回開催ス又必要ニ應ジ臨時ニ總會ヲ開催ス

第十四條 評議員會ハ總裁之ヲ召集シ重要ナル會務ヲ議決ス

第十五條 理事會ハ總裁及理事ヲ以テ組織シ重要ナル會務ヲ審理ス

第十六條 顧問ハ理事會及評議員會ニ出席シ會議ニ參加スルモノトス

第五章 會員

第十七條 會員ハ本會ノ目的ニ賛同セル陸、海軍在郷將校トス

第六章 會計

第十八條 本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

- 一、會費
- 二、贈金

三、國體明徴達成聯盟

本聯盟に在りては、所謂國體明徴達成の先決要件は現内閣の倒壊に在りとして、屢報の如く終始熾烈なる運動を展開し來りたるが、其後資金缺乏等の關係より行動微温化するに至りたる所、客臘來所謂政治季節の到來と共に、再び國民的輿論を喚起して之を議會に反映せしめんとの意圖の下に、議會直前東京に於て國民大會を開催すべく計畫したるも、資金工作順調ならざりし模様にて之を中止するの止むなきに至りたり。

而して本年に入りても依然資金缺乏に悩めるものゝ如く表面的行動として認むるものなかりしが、議會解散の空氣漸次濃厚なるものありし爲一月十八日、日比谷陶々亭に於て初顔合せを兼ねて本問題を中心とする議會對策並今後の方針協議の爲懇談會を開催したり。

當日は貴族院側より井田、赤池、衆議院側より秋田、牧野、宮澤、大竹、其他五百木、養田、小林、板橋等十六名出席し

竹内友次郎(衆議院方面)小林順一郎(軍部、在郷軍人方面)井田整捕(貴族院方面)の各情勢を報告したる後五百木良三より「本聯盟は一貫して現内閣の存続する限り断じて國體の明徴は期し得ざるものと認むるを以て飽迄倒閣實現の速かならんとを希ふ」旨の激動的挨拶及板橋菊松より「本年の御講書初めに於て政府は穂積博士をして獨逸の機關說的憲法論を以て御進講せしめたる事實ありて其の責任は許すべからざる」旨を強調する所ありたるが、具體的對策討議に至らずして散會したり。

四、機關說排撃別動隊

政教社皆川三陸等を以て組織する本別動隊は、引続き一木樞相、牧野内府の進退問題に關し各方面當路者を歴訪しつゝありたるが、多く不在等によりて面會不能なりし爲、一月十九日再び同人等十名の代表者は各樞密顧問官を訪問したり。

當日右代表者は石塚、藤澤、元田、各顧問官と會見し「目下問題の中心たる一木樞相が潔く其の進退を決せざる點に關し各顧問官の忌彈なき意見を開陳せられ度」と共に「同樞相との會見に紹介の勞を執られ度」旨の陳情を爲したるも、各顧問官よりは何れも具體的意見を得る能はずして辭去し、其他不在の爲面會不能となりたる鈴木、清水、石井、河合、久保田、荒井、各顧問官に對しては、夫々家人を通じ「一木樞相の辭職勸告を願度」旨の傳達方を依頼する所ありたり。

五、原理日本社

原理日本社に在りては所謂國體明徴問題發生以來、代表者の實踐的運動に參畫する所ありたる外、主として各種印刷物等を通じて運動戦線の理論的指導に當りつゝありたるが一月下旬頃、「國體明徴・教學刷新の必須處置要項」と題する左記の如き印刷物を作成し各方面に配布する所ありたり。

（十月十八日）... 國體明徴運動

一、國體明徴の必要... 二、皇室の尊嚴の維持... 三、國家の統一の維持... 四、國民の教育の徹底... 五、行政の刷新... 六、司法の獨立... 七、立法の改良... 八、軍事の整備... 九、外交の改善... 十、経済の発展...

陸海軍各當局の至重責任を問ふ
「國體」の維持... 陸海軍各當局の至重責任を問ふ...

東京市町区内幸町一ノ六 大原ビル内
三井年之、後田海、村田治

原 理 日 本 社

展覧国防・思想戦備と帝大改革の急務

日本の内外情勢、中央政治の激変を背景として、我が國は「国防」に關する手前、手後「思想戦備」に關する手前、手後「帝大改革」に關する手前、手後、更にこれら三つの急務を同時に解決して、不可分の連環の急務を日本國家に課したものは、我が國の歴史でもつた。一、国防、二、思想戦備、三、帝大改革、これら三つの急務は、我が國の歴史でもつた。一、国防、二、思想戦備、三、帝大改革、これら三つの急務は、我が國の歴史でもつた。

昭和十一年一月

六、八月會

本會は其の構成の地域的並人物等よりして漸次各方面に於て注目せられんとする情勢にあるが、既報(十月月報)の如く、先づ國體の本義に關する研究を計る爲會員千家尊健をして之が草案の執筆に當らしめ居たる所、漸く完成を見たるを以て一月二十一日大阪市中之島中央公會堂に於て、野村重臣(同志社大學教授)大橋治房(國社)村田治(兵庫縣愛國社)吉田賢一(皇農)今井武吉(總聯合)其他十四名(外に傍聴十一名)出席の下に第四回定期懇談會を開催し、千家尊健より該草案の説明を加へたる後別記の如く決定する所ありて、更に之が實踐方策を協議したる結果(一)其の内容たる國內問題(政治、經濟)國外問題に關しては、會員全部を委員として各方面權威者の意見を蒐めたる上具體案を作成し世話人迄提出すること。(二)之を印刷して各方面に配布することに決定したり。

而して當日は敍上の外本會の政治的進出問題に關し討議する所ありたるも、各出席者より夫々賛否の意見ありて決定せず、今後考究することの申合せを爲して散會したるが、會内一般の動向を見るに幹部間に於いては本會を基礎として政治的進出を圖らんとするの意圖相當ある模様あるを以て、之が動向は注目すべきものと認めらる。

(別記) 國體の本義

神皇正統記の劈頭、北畠親房が「大日本は神國なり」と言つたのは何等意味なき言葉であらうか。秦の始皇は二代、三代と傳へて斯くて萬世に至らんと豪語したかその後夢は直ぐに破れて二代目には滅んで了つた。然るに日本では天照大神の天壤無窮の神勅は今に及んで尙その豫見を裏切らず實の榮えは益々天壤と共に靡りなからむとする。この歴史的事實を何と見るべきであらう。

只形式的な萬世一系の年代から云へばアフリカに於けるエチオピアは日本より古いと云はれてゐる、たか現に見る伊エ戰爭に於ても決してエチオピアが有力であるとは云へない程、国力は凡ゆる方面に弱く只天險を頼んで居るに過ぎない、元より斯く三千年乃至四千年の王統を保有してゐると云ふにはそれ相當の一系の王統と云ふものを所有してゐる爲めと云ふ事も出来よう。たか國家全體として非進歩的、非發展の爲めと云ふ事は何の國家何の王統と云ふことにならう。然るに我等の國日本に於ては幾令年代はそれよ

國體明徴運動

りも新らしくとも歴々と止まざる歴史的發展性を持ち色々な歴史的段階を経て輝榮ならむとする、これは何の故であるか。

凡そ民族の持つ神話を見ればその民族の素質、理想、信仰、使命、思想の傾向が解ると言ふか全く我等の國の神話現時的なものではなく純一的に政治的に軍事的に倫理的に審美的に凡ゆる人生の要素を持ち乍らそれが一糸の精神に一貫されてゐる、その一貫統一の中心がイザナギの命、イザナミの命に肇る皇統である。日本神話とよく對稱されるユダヤ神話に於ては人類の始祖と云はるるアダムとイヴは禁斷の智慧の實を食つた罰として樂園を逐はれた、そして働かされは食ふ事能はざるに到つた。この神話は抑々何を意味するか、それは支那人の云ふ「懶は眞なり」の如く勞働を樂まず、又人生に使命を感じせず、無爲なるエデンの樂園の生活を翹望する觀念論的説話である。然るに日本神話に於てはイザナギ、イザナミ夫婦神に對する「この深へる國を作り固め成す」と云ふ神命、取りも直さず夫婦神の協力による國土經營の自覺の語から始つてゐる、一は個人の問題、これは現實の亂離に道義的統制を與へる大所高所からの相違がある、而してその次に果して天照大神といふ一親同仁、一切生物の成育の母である太陽の如き君德を持ち給ふ御子の君臨となつてゐる。こゝに少くとも日本の政治理論なるものか擧取等にあるのでなくして太陽の如く一切生命の母たる機能をも爲すに於てを證明してゐる。

天孫はこの天照大神の高天ヶ原の理想を地に實現せんとして降臨せられたりとも云ふべく神武天皇の詔勅中には「皇孫正を養ふの心を擴む」とあつて自らその志を受け續きいよ／＼その擴充を圖らむとするの意思が披瀝せられてゐる、又神武天皇は、

六合ヲ兼テ都ヲ建キ八紘ヲ掩ウテ宇ト爲ス、と言つて所謂人類主義よりも、もつと深遠なる立場から宇宙的生命の都を開き、宇宙的生命の宮居を築くことを宣言してゐられる。これは權原に都を定め宮殿造營をせらるゝ時の詔勅として日本書紀に載つてゐるか尙この詔勅の續きには、苟くも民に利あらは聖造に妨はん、と云つて、民を利することであれば如何なる業も強行する意を述べておいてゐる。即ち政治を聖業と見ておいてゐる。斯くて後代の我等が神と仰ぐ方々は皆、斯く政治の業に携りなすつた方であつて見れば我等の國に於ては政教は不二にして信仰と政治が分裂してゐない所以の本質を知る事が出来よう。唯物論者の論議するが如き觀念論的なものは日本の神の觀念の中には少しも存在しないのである。

第一政治の事をマツリゴトと言つたのたかこの言葉の起源からかマツリと言ふ信仰的行事に發すると言はれてゐるかこのマツリと言ふのはマツロウ(順)意で祭祀する神の意に隨順することであると言ふ。神の意とはその祭神の生前の行爲即ち民庶の福祉實現の爲めに働かれた心を云ふのである。故にその心への隨順を講つて現代に適應せしむれば即ちマツリゴトとなるのたと云はれてゐる、この祭政一致、政教不二こそが日本政治の本系である。斯くて大化の改新には民の福祉を擧取する國族の土地人民の私有は禁せられ公地公民の制が樹てられ、明治に到つては傍道を歩んだ七百年の武家政治も本道の皇政へと復つて來た。

かゝる例は如何なる國にも例の無いことであつて不思議にも我等の日本のみあつた事實である。これは皇室かその初めに於ても中頃に於ても利己的存在にまします、民族の信仰の對稱と言へ

は皇室と不可分の神社であり如何に武家と雖もこの事實に反してまで本来の日本を否定することは出来なかつたからである。

實に日本に於ては皇室は肇國以來、私欲の立場より行動せられぬ本質を有せられ、それは恰も一家に於ける父の如く、國家の家長として族父的立場と行爲を持つて國民を家族として赤子として私無く臨まれたのである。全く「國家」なるといふ文字からか讀んで字の如く「國の家」とあり西歐諸國に於けるステートなるとはその意義に於て根本的に違ふわけなのである、誠には君臣なれとも情は父子と云ふか如きか日本國家成立の基礎になるわけである、親にして子を愛せざるもの無きか如く明治天皇に於いても

千萬の民と共に樂しむに、ますたのしみはあらしと思ふと宣うて百二十二代を経て初代の神武天皇の御心と變らせられない、たから民の側から云つても高崎清風であつたか

岩か根になつさう水のとこしへに、魂の心も君によるらむと詠み又萬葉時代に遊れば防人使の一火長も

今日よりは顧みなくて大君の、魂の御柵と出て立つ我はと勇躍して軍旅に出發し又左大臣橋の諸兄は

降る雪の白髪までも大君に、仕へまつれば尊くもあるかと奉仕の幸福を歌つた。

こゝに君民一體にしてデモクラシー的天皇機關説など入るゝ餘地は微塵もなく宏遠なる肇國の精神のまゝ、天皇は光臨し給ひ、内閣や議會などはその人民愛撫の御精神の補助翼機關として存在しなければならぬわけがあるのである。即ち天皇が國家の機關であらせらるゝのでなく國家機關こそが天皇の御機關であるのである。その本質を忘れて蠢動することに於て天日と地上との間に

個人主義の暗雲降りてこれを遮きると云ふことにもなるのである。

固より個人主義も經濟的現れである、資本主義も功勞があつた、今の強力日本を打成するに與つて力あつたことは認めないわけには行かない。これも皇國日本完成の一過程なのた。たか物極まれは弊、亦そこに生ずる。そこに兄弟なる國民の幸福にあまりに懸隔のある社會がある。これは肇國以來の皇國の本義に合はない、經濟大權の確立が叫はれ根本に於て皇座の主張が高調されるのも元よりその所以である。

人生生活上に於て最も係り深き經濟の部門に於て獨りその御大權が御手にないと云ふことは訝しきことであらぬ。明治天皇が明治三年にその御親臨に於て「億兆ノ内一人ト雖モ其ノ所ヲ得ザルモノアラバ是レ皆朕カ罪ナレバ」云々の仰せられたるか如き君民關係であつて見れば、資本主義は修正せられ原則として(便宜は別)資本は公有せられ土地も亦公有とならなくてはならぬ。つまり皇國に於ては私有の觀念は在り得ず預り物としてそれを發展せしめると言ふ觀念とならなくてはならぬ。斯くてスメラミコト(統る命)を中心にしての統制下に各自ミコト(命)として各自のミコト(使命)を以てこの協同體(國家)をイノチ(生命)あるものとして形成しなくてはならぬ、即ち浦安の國として天皇は安國と平けく知ろし召さねはならぬのた。そしてそれから後は次々と心狭き國は廣く心廣しき國は平けく世界各國國家資源と領土に餘りの依給のないように弱少民族、弱少國家解放の聖戰に上らねはならぬ、患けられたるものを救ふは初めから我等の神國に課せられた使命だからである。尤もその前に「言向け和す」と言つて言語に

國體明徴運動

よる論しの道か操られねばならぬ。

斯くて最後の理想は天皇の下に世界一家の理想か生れるてあらうかそれは長い／＼將來のことと神なからの無理の無い自然に待たなくてはならぬ。だから先づいつてその以前に各獨立國家か日本を模範國家として精神的宗主國として見習ふやうにしないでならぬ。たかこゝ迄に到る迄の間に於ても天皇の御事業、即ち天業恢弘の中途に於て如何はかりか複雑なる經緯を経るか又「天皇陛下萬歳」と云ふ生命の言葉か流さるゝ血と共に叫はれねばならぬか、浦安の世界も奪き血の犠牲なくては安價に贏ち得られぬか、も知れない。要は普通一貫の皇國の理想も時あつて絶ゆるか如き以上

七、國體明徴達成近畿愛國團體懇談會

國體明徴問題の徹底的解決を期する方途として近畿愛國諸團體により結成せられたる本懇談會(十一月月)は、一月十三日總聯合大阪聯合會事務所に於て本年第一回懇談會を開催する所ありて、後記の如く米窪滿亮糾彈問題其他時局問題に關して協議する所ありたり。

當日は柴山滿(生産黨)藤岡文六(愛政)手島剛毅(新國同)外十一名出席し(一)米窪滿亮糾彈問題(米窪を告發すること、首相に質問書を送付すること、關東側諸團體を督勵すること)として敘上具體的實行方法は委員一任)を決定したる外(二)大阪府會解散府議辭職勸告運動の件(三)相澤中佐公判公開運動の件(別項参照)(四)歩兵第一聯隊山口大尉に對する激勵文發送の件(五)高橋藏相に對し糾彈文發送の件(六)建國祭舉行の件等の諸問題を協議決定し散會したり。

敘上の如く本懇談會は頭初國體明徴達成を標榜して結成せられたる所なるが、其後の運動情勢を見るに漸次一般的時事問

題を闘争題目とする傾向を示しつゝありて、今後國體明徴問題の外各種の時事問題に對しても相當活潑なる運動を展開するものと認めらる。

八、其他の團體

府縣	團體名	運動概況
東	新日本國民同盟杉並支部	一月十五日委員會を開催し、國體明徴の徹底を期する爲機關說排擊同盟の新團體を結成することに決定す
京	大日本生産黨	一、一月中旬指令したる昭和十一年度行動綱領(別項研究資料欄参照)中國體明徴の徹底的闘争を指示す
京都	里見日本文化學研究所	一、一月下旬「國體明徴憲法正解大運動第一報」里見先生全國御巡講に就て」と題する印刷物を各方面に配布す
青森	陸奥興國同志會	一、主幹鳴海才八は渡邊教育總監の言辭中機關說的のものありと爲し、一月二十六日辭職勸告書を送付せるが、翌二十七日再同題旨の電報を發したり
富山	新湊愛國青年同盟	一、主幹伏木治一は一月二十八日渡邊教育總監宛「閣下の言動は國體に悖り」云々の辭職勸告電報を發したり
福	創生會	一、一月上旬各支部員の署名ある國體明徴に關する陸相宛激勵文及渡邊教育總監宛辭職勸告書を送付せる模様なり
岡	北九州愛國同志俱樂部	一、一月七日協議會を開催し「國體明徴の徹底的解決の爲勇往果敢以て最善を盡さん」ことを望む「題目」の激勵的勸告文を作成し陸海兩相、軍事參議官、參謀次長、並教育總監宛送付したり
熊本	熊本縣創生會	一、一月四日川島陸相宛(誠意なき内閣に留まること不可なる旨)及渡邊教育總監宛(機關說支持の言辭ありたるは許すべからざる旨)を以て夫々辭職勸告書を送付したり

九、個人的行動

長崎	一、長崎市居住尾道密は國體明徴の徹底を期する必要ありとして「國體明徴會」なる團體を結成すべく題目書を作成の上同志の賛成を求めつゝあり
山口	一、關門日日新聞社編輯長西川貞一は客月に引續き縣下十箇所に於て國體明徴巡回講演會を開催す

特高關係
各種團體
の衆議院議員總選舉に於ける進出狀況（其の一）

特高關係各種團體の衆議院議員總選舉に於ける進出狀況

今回の衆議院議員總選舉は、我國現下の情勢に鑑み國民齊しく多大の關心を拂ひつゝあるところなるが、特高關係各政黨其他所謂新興勢力諸派にありても夫々此の機會に於て自派勢力の伸張を企圖し、既報の如く舊臘來之が對策を講じつゝあり。殊に一月二十一日、第六十八議會は再開劈頭解散せられ、來る二月二十日を以て總選舉日と決定を見るや、各派は逸早く候補者の擁立其他各具體的對策を樹立し、夫々積極的運動を開始せり。而して現在既に立候補せるもの社會大衆黨の二十七名を筆頭に各派合計七十一名に達し尙相當數の立候補を見んとする情勢なり。今之が各主義系統乃至團體別により大別掲記すれば左の如し。

特高關係諸團體ヨリノ立候補者調(昭和十一年一月三十一日現在)

系	派	團體	種別	立候補者數
無産團體		社會大衆黨 農會黨 地方的政黨 其他無産派(鮮人・全水・労働組合等ヲ含ム)		二七 三五 四三 三九
國家主義團體		右翼的政黨 右翼思想團體 其他ノ右翼派(中立・郷軍等ヲ含ム)		一一 一二 一六 三二 三三
通計				七一名

特高關係各種團體の衆議院議員總選舉に於ける進出狀況

(第一號)

特高關係各種團體の衆議院議員總選舉に於ける進出状況

昭和十一年二月二十日施行 衆議院議員總選舉特高關係各種團體候補者調

(昭和十一年一月三十一日現在)

北海道	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第一區
選舉區別	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第一區
議員定數	五	五	五	四	五	五	三	五
擁立政黨團體名	國民協會 社會大衆黨(總同盟) 進め社	社會大衆黨	〃	立憲養正會 中 立(相愛會)	社會大衆黨 全 評	明倫會 社會大衆黨(總同盟) 勤勞日本黨	社會大衆黨	〃
職	著述 辯護士	著述 業	新聞發行	無職	無職	日大講師 著述 辯護士	辯護士	辯護士
氏名	河野密	福田狂二	安部磯雄	淺沼稻次郎	加藤喜孝	菊池義治 加藤勘十 麻生久	中村高一	水谷長三郎
年齢	四〇	四二	七二	三九	三三	四七	四〇	四〇

京都	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第一區	第二區	兵庫	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第一區	第二區	第一區	第二區	第一區
選舉區別	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第一區	第二區	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第一區	第二區	第一區	第二區	第一區	第二區
議員定數	三	三	四	四	四	三	三	四	五	四	五	三	三	五	四	三	三	五
擁立政黨團體名	明倫會	〃	社會大衆黨(總同盟)	〃(官勞)	新日本國民同盟 中 立(大阪朝鮮人協會)	社會大衆黨(全農)	國民協會	社會大衆黨(日農總同盟) 明倫會	社會大衆黨(總同盟)	全 農	中 立(國家主義系)	社會大衆黨(全農)	〃	〃	農	著述 業	須永好	四三
職	無職	辯護士	辯護士	職工	労働組合事務員	業商	業商	會社員	辯護士	齒科醫	著述 業	著述 業	農	農	業	業	業	業
氏名	篠田九一郎	石原廣一郎	田万清臣	塚本重蔵	川村保太郎	手島剛毅	李善洪	杉山元治郎	岡崎憲	津久井龍雄	片山哲	守田貞記	河上丈太郎	長尾有	北宅正吉	三宅正一	須永好	須永好
年齢	五八	四七	四五	四八	四三	四八	四二	五二	五七	三七	五〇	四七	四八	三八	五二	三七	四三	四三

特高關係各種團體の衆議院議員總選舉に於ける進出状況

特高關係各種團體の衆議院議員總選舉に於ける進出状況

宮城	長野		滋賀	山梨	静岡		愛知	千葉	奈良	栃木					
	第一區	第二區			第三區	第二區									
第一區	第四區	第三區	第二區	全區	第三區	第二區	第一區	第二區	全區	第一區					
五	三	四	三	五	四	四	五	三	五	五					
社會大眾黨	立憲養正會	信州鄉軍同志會	舊社會民衆黨	滋賀勤勞民衆同盟	新日本國民同盟	皇道會(日農)	明倫會	學園社	明倫會	社會大眾黨(全農)	春風俱樂部	中 立(全農系)	中 立(國家主義系)	皇道會	立憲養正會
辯護士	藥種商	醫師	新聞社長	無職	ラヂオ商	無職	著述業	會社員	出版業	無職	全農組合有給委員	著述業	無職	無職	無職
菊池養之輔	田中耕	關重忠	中原謹司	小山亮	梅澤治	若尾金造	平野力三	今井新造	村松道司	八木雄馬	山崎劍二	齋藤貢	竹尾式	江藤源九郎	瀧澤操六
四八	四〇	五九	四八	四四	五四	四八	三八	四三	三四	五三	三五	四三	四一	五八	三六

特高關係各種團體の衆議院議員總選舉に於ける進出状況

高知	香川	和歌山		廣島	岡山	富山	秋田									
		第一區	第三區				第一區	第二區								
第二區	第一區	第二區	第一區	第一區	第一區	第二區	第一區	第二區								
五	四	三	三	三	五	四	三	三								
社會大眾黨	應神會	全水	土佐農民總組合	社會大眾黨(全農)	中 立(全農系)	飛躍塾	立憲養正會	農民俱樂部	社會大眾黨	農民俱樂部	社會大眾黨	新日本國民同志會	明倫會	全農(岡山地方無産協議會)	立憲養正會	社會大眾黨(全農)
賣藥業	著述業	新聞取次業	土木請負業	無職	辯護士	著述業	出版業	養正時評社員	農業	辯護士	辯護士	無職	會社員	著述業	農業	無職
三浦愛二	龜井貫一郎	武内謙介	松本治一郎	大石大	佐竹晴記	前川正一	高幣常一	原利重	三上序一	高橋武夫	黒田壽男	伊丹松雄	高廣三郎	川俣清香	金作之助	佐々木東吾
四二	四五	六七	五〇	六〇	四一	三九	三三	三五	六二	四一	三八	四一	三八	五二	四五	

特高關係各種團體の衆議院議員總選舉に於ける進出狀況

合計	鹿兒島	福岡	高知
二八		五	一
三			
一			
一		一	
三		一	
五			
七			
二			
五	一		
一			
三			一
四			
九		二	
七一	一	九	二
		其他二八 生會一	地方無産ハ士佐農民總 組合

佐々木 扇

嚴
秘

特高外事月報

昭和十一年二月分

內務省警保局保安課

凡 例

- 一、本資料は各月中に於ける社會運動其の他に關し特高外事警察事務上参考となるべき情勢の概要及重要なる關係出版物を輯録するものとす。
- 一、下記種別中其の月に於て特記すべき重要事項なかりしものは之れが記述を省略す。
- 一、本資料は當該月末日迄に到達せる廳府縣の情報に據りて記述す。
- 一、記事締切後到達せる報告事項は之を翌月分月報に合併記述す。

特高關係

- 一、共產主義運動
- 一、國家(農本)主義運動
- 一、政黨運動
- 一、労働運動
- 一、農民運動
- 一、商工運動
- 一、水平運動
- 一、朝鮮人運動
- 一、其の他の運動
- 一、無政府主義運動
- 一、消費組合運動
- 一、借家人運動
- 一、宗教運動
- 一、其の他

外事關係

- 一、入國、居住、送還
- 一、社會運動の國際的連絡關係
- 一、外謀取締關係
- 一、情報其の他

特高關係

(運動狀況)

- 一、概説……………五
- 二、共産主義運動の狀況……………五
- 一、日本無産者醫療同盟の運動狀況……………五
- 二、治安維持法違反起訴者調……………六
- 一、國家(農本)主義運動の狀況……………七
- 一、帝都叛亂事變……………七
- 二、美濃部博士狙撃事件……………三九
- 三、相澤中佐公判狀況(其の二)……………四一
- 四、衆議院議員選舉に關する運動……………四五
- 五、建國祭に於ける愛國諸團體の運動狀況……………四六
- 六、神兵隊事件保釋者の動靜……………四九
- 一、政黨運動の狀況……………五〇
- 一、大日本國家社會主義協會の近況……………五〇
- 二、各政黨の衆議院議員選舉對策運動(其の三)……………五一
- 一、勞働運動の狀況……………五七
- 一、勞働團體の總選舉開爭……………五七
- 二、勞働團體等の建國祭參加狀況……………六一
- 三、全評關西地方評議會の内訌……………六二
- 四、全日本勞働總同盟の動靜……………六三

- 一、農民運動の狀況……………六四
- 一、農業關係團體の運動……………六四
- 二、農民組合の衆議院議員選舉運動……………六七
- 一、農工運動の狀況……………六八
- 一、米穀業者の一齊休業等の計劃……………六八
- 一、水産運動の狀況……………六九
- 一、全水中央執行委員長松本治一郎衆議院議員選舉運動の狀況……………六九
- 一、朝鮮人の運動狀況……………七一
- 一、建國祭當日に於ける在京朝鮮人の動靜……………七一
- 二、衆議院議員選舉に對する在留朝鮮人の進出狀況其の他……………七二
- 三、海外不逞鮮人の内地滲入取締狀況……………七三
- 四、二二六事件に對する在留鮮人の動靜……………七五
- 五、大阪府内鮮融和事業調査會の活動狀況……………七五
- 六、朝鮮人の内地出入狀況調……………七七
- (雜 錄)
- 一、特高關係主要機關紙發行狀況……………七八
- 一、運動日誌……………七九
- 一、主なる社會運動團體一覽表……………八三

外事關係

- 一、概説……………八五
- 一、入國、居住、送還關係……………八六
- 一、國籍詐稱密航常習者の入國禁止……………八六
- 二、中國人(滿洲國人)入國禁止調……………八七
- 三、中國人(滿洲國人)送還調……………八八
- 一、外謀取締關係……………九〇

- 一、國情調査照會方法の新傾向……………九〇
- 二、國情調査容疑照會調(昭和十一年二月中)……………九〇
- 一、社會運動の國際的連絡關係……………九二
- 一、情報其の他……………九三
- 一、ソヴィエト間諜の渡來説……………九三

〔附〕

- 一、特高關係の衆議院議員補選舉に於ける進出狀況……………自一、至一三
- 各種團體……………目次終

眞寫保關變事亂叛都帝
 (照參項の動運義主家國)



宮城前の整備



内務省前の交通遮断

長瀬湖

目次



山王ホテルの占據



鎮定直後の幸樂



警視廳中庭の叛軍



參謀本部附近の群衆



シールバドアの告勸順歸

らせ布撒りよ機行飛
ラビるたれ

下士官兵ニ告グ

- 一、今カラデモ連クナイカラ原隊へ歸レ
 - 二、抵抗スル者へ全部連隊テアルカラ射殺スル
 - 三、才前連ノ父母兄弟ハ國賊トナルノデ皆泣イテオルゾ
- 二月二十九日 戒嚴司令部

特高關係

運動狀況

概説

二月中に於て特高警察上豫め留意を要すとせられたる事象は、二月八日米穀自治管理法案反對全國米穀業者記念日に於ける業者の動靜、二月十一日建國祭、相澤中佐の公判に對する國家主義系分子又は團體の動靜、二月二十日施行せらるゝ衆議院議員總選舉に對する特高關係諸團體の選舉運動等なりき。

而して二月八日東京白米商同業組合員、三重縣米穀商組合聯合會員等は、一齊休業を爲さんとしたるも各當局の警告により取り止めるに至り、建國祭は例年に比し右翼團體の参加も尠なく極めて平穩裡に終始したるが、衆議院議員の總選舉に對しては、無産政黨、右翼諸派、農民團體、労働團體、水平團體、在留朝鮮人等特高關係各派より擁立せられて締切期日の十三日迄に立候補届出を提出したる者は一道三十府縣に互り總計七十九名(内無産派四十五名右翼其他の諸派三十四名)に達し、愈々二十日の選舉の結果は無産派の進出著しく前代議士は僅に三名なりしに對し一舉に二十四名の當選を見、殊に社會大衆黨は十九名の大多數を占め豫期以上の成果を收めたるに反し、一般に相當の進出あるべく豫期せられたる右翼派は僅かに七名の當選者を見たるに過ぎず、彼此何れに對しても全く意想外とされつゝありて、昨秋の府縣會議員選舉の結果と併せて將來に意味深き示唆を授け與へたり。又朝鮮人立候補者朴春琴(東京)李善洪(大阪)の兩名は共に戦ひ利あらず落選し朴春琴の

有したる朝鮮人唯一の議席は遂に失はるゝに至れり。

次に相澤中佐の公判は回数を重ねると共に益々重大化し、遂に橋本前陸軍次官、林前陸相、眞崎前教育總監等の證人喚問行はるゝに至りしが、二月二十五日の第十回公判に於ては鶴澤、満井兩辯護人より齋藤内府以下数名の證人申請と共に満井辯護人より申請理由に關連して約三時間に亘り、所謂重臣財閥等に對する曝露辯論を試むる所ありて愈々各方面の關心を深めたり。尙國體明確問題に關連して發生したる二十一日の美濃部博士邸に於ける同博士狙撃事件の犯人は福岡縣所在大統社小田十壯なるが其の背後には相當の共犯者ある模様にて其後關係當局相互に緊密なる連絡の下に嚴重取調を行ひつゝあり。

斯くして本月も既に下旬半ばを過ぎんとする二十六日に到り未曾有の不祥事件の勃發を見るに至れり。即ち同日午前五時過ぎ現役軍隊一千数百名は將校二十名により不法に出動引率せられ齋藤内府、鈴木侍從長、岡田首相、高橋藏相、牧野前内府、渡邊教育總監等の官、私邸、宿舍等を襲撃し齋藤、高橋、渡邊の三顯官を殺戮し、鈴木侍從長に傷害を與へたる外警戒警察官其の他をも殺傷し、次で麴町區南部一帯の地點を荏苒四日間に亘りて占據し暴虐の限りを盡したり。

軍當局に於ては事件發生と共に近衛、第一師管の軍隊を動員して右叛亂軍を包圍し之と對峙せしめつゝありしが、二十七日には戒嚴令の發布、二十八日には遂に叛亂軍に對し原隊歸還の勅令(所謂奉勅命令)發せられることとなり、二十九日に至るや軍當局の努力と機宜の措置により幸ひに兩者の間に兵火を交ふる事なく平穩に鎮定を見るに至れり。

今次叛亂將校の主張する所によれば「内外重大危急に直面せる際、元老重臣、財閥、軍閥、官僚、政黨等の國體破壊の元兇を交除し以て大義を正し國體を擁護開顯せん」ために騒起したりと言ふにあるも、其の動機は極めて不純なるものあるのみならず、其行動亦暴虐不逞にして昭代の一大不祥事と言はざるべからず。之を以て慢然「歴史の發展過程に於ける一摩擦

に過ぎず」と觀察し、「現下の社會情勢に於ては不可避的必然的現象なり」と爲すが如きは國體の根本義を忘却したる見解にして、斷じて容認すること能はざる次第なりとす。

而して今回の事件に對する一般國民の意嚮を既往に於ける五・一五事件發生當時の夫れに比較する時、其間多大の懸隔あるやに認めらるゝものあり。即ち叛軍將校等の殘虐不逞の行動に對する反感は總て全陸軍に對する怨嗟の聲となりて、今や反軍思想は隨所に澎湃たるものあり。元より反軍思想の誘因は之を仔細に検討する時は決して二、三に止まらざるものありと雖も、其の最も重要なものは實に現役軍人を主體として惹起せられたる今次事件の性質に因るものなりと思料せらる。即ち今回の事件は義の五・一五事件とは比較すべくもなく、叛軍の非武士道的殺人、殘虐的放火、暴戾極まりなき騷擾等凡ゆる具體的行爲は極端なる反社會性、反違法性、反道義性、反軍律性を有し、而も勅命に服從せず順逆の大義を誤るに至りては、國體の根本義を忘れたる不逞思想と言ふべく、比點は今回の事件關係者に取りて致命傷なりと言ふを得べし。而して又其の動機に於て彼等は政權覆滅後に於て不純なる野望を達せんことを意圖しつゝありたることは、決行直後に於て自決する者殆んど無かりし事實、其他の言動等に徴するとき、明瞭に之を觀取せらるゝ所にして、彼等の動機が極めて不純なるものありしは樓言を待たざるところなり。

然りと雖も今次の叛亂事件は軍部内の青年將校中一部の矯激分子に依りて行はれたるものにして、決して「軍部」の支持若くは默認に依る行動に非ざること敢て辯疏を要せざる所にして、軍部は事件發生の當初より斷乎たる態度を以て事件關係者の摘發捜査に努め道間の事情を鮮明にし、以て國民の誤解を一掃すると共に此機會に於て徹底的肅軍を斷行すべく著々其工作を進め漸次其實を擧げつゝあるの實情にあり。

此際特に警察當局は事件に對する正確なる認識を把握して確固たる決意を以て今後の治安工作に對し適切周到なる方策を樹立し、軍部並檢察兩當局と融然一體となり相提携協力し、以て再び斯の如き不詳事發生の餘地無からしむる様格段の努力を致すべきなり。

而して之が爲には當面の對處方策として、(一)民間に於ける事件關係者の剔扶及事件に關係なきも本件を賞恤し或は之を支持するが如き不逞分子に對する徹底的取締 (二)所謂「怪文書」の剔滅 (三)滅刑嘆願運動の取締 (四)反軍思想の是正及兵役義務に對する不安の一掃等に努め、以て治安の完璧と民心の安定を圖り、眞に國民信頼の標的たらんことを期すべきなり。只此際特に注意を要すべきは、治安問題に對する警察當局の態度は、今次の事件に激憤の餘り徒らに反動化するが如きは深く戒慎を要し、飽迄も適正妥當なる態度を堅持して臨むべきは言を俟たざる所なりとす。

尙本事件は判亂鎮定と同時に軍警兩當局に於て事件關係者の檢舉捜査に著手し、目下引續き其真相を究明すべく努力中にある。

本事件の勃發により、東京地方に於て蠢動し居りたる一部共產主義極左分子も一時は地方に逃れ、又稍動搖の色ありたる在京鮮人も當局の機宜の處置に依り事故なく經過し來りたるも、事件鎮靜後に於ける反軍運動の宣傳煽動には深甚なる留意を要す、更に最近漸く繁からんとする海外不逞鮮人の渡來に對しても嚴重警戒を要す。

共產主義運動の狀況

一、日本無産者醫療同盟の運動狀況

(一) 新潟縣下醫同組織統一運動の狀況 葛塚醫療同盟に在りては、客年十二月十六日第二回大會に於て縣下醫同組織の統一に關し協議決定したるが、其の後日本無産者醫療同盟及本田醫療組合の積極的贊同を得たるも、右各支部とも財政逼迫、内部的不統一等の爲進捗せず夫々之が打開策に腐心中の處、一月中旬新潟市に於て葛塚醫同幹部を中心に新潟醫大左翼學生兩三名参加の上技術者懇談會を開催し之が具體的協議を遂げ、更に二月下旬北蒲原郡本田村に於て縣下醫同代表者會議を開催し協議の結果「新潟醫療同盟」を組織することとし、右三支部より各三名宛の準備委員並各一名宛の常任書記を選出任命する事に決定せり。尙新潟市に事務所を設置すべく提議ありたるも財源捻出の方途なく遂に保留となり、差當り連絡の必要上書記局を北蒲原郡長浦村中林象平方に置き實現促進を圖る事に決定せる模様なるが、本問題に關しては北日本農民組合左翼青年分子も積極的に支持援助をなしつつありて、表面醫同組織活動に藉口し、極左組織の再建を企て居るにはあらずやと認められ新潟縣に於ては注意中にある。

(二) 葛塚醫療同盟の活動狀況 客年十二月十六日第二回大會の決議に基く青年部婦人部の擴大を目標として、本年一月一日合同總會を開催し協議の結果兩者の合同組織となし、「葛塚醫療同盟青婦人部」と改稱し、獨自の立場に於て醫同の發展強化の爲其一翼として活潑なる闘争を展開すべき事等申合せたる後、規約並役員等を決定したるが、此際看護婦見習高橋よきの提唱に係る消費組合設置を議決し、爾今日消聯と連絡を採り日用品等の共同購入をなすことに決定し目下準備中にある。

二、治安維持法違反起訴者(五月五日迄)

八名

被告氏名及年令	検察官	起訴年月日	犯 罪 事 實	本籍	組合関係	学 歴	職 業	備 考
若松 年令三十五才	一〇、五、六	二、二、四	(黨員)昭和三十一、入黨 四、一六事件連座、出所後赤教中央 フラタシヨウ 東京支部委員	愛媛	無	日本大學社 會學科卒	ナシ	
田中庄太郎 年令二十四才	一〇、一、七	二、二、四	(自選)昭和八、一〇、上旬 黨中央 選派埼玉地委委員 會津結成を謀議 す、昭和一〇、七、一八、自己の止宿 先に黨幹部種村なる者を泊せし む	埼玉	無	小學校中途 退學	工 軍手製造職	
鞠子 年令二十八才	一〇、九、八	二、二、四	(自選)昭和五、一より農民運動に 従事 昭和一〇、四、居宅に種村を一泊せ しむ、二圓五十錢を供與す、同、五 月、六月、二回合計二十圓を供與活 動資金として コミンタン機關紙英文インプレ コール米國取次所に黨の情勢報 告	埼玉	無	高文豫備試 驗合格	農	
埋橋千春 年令二十八才	一〇、一、六	二、二、四	(自選)昭六、五以來下記組合店舗 主任となり、昭一〇、六下旬 黨幹部 種村に對し二圓を供與す、同年七 月以降黨活動資金として一五圓供 與す	長野	城西消費購買組 合	高等商業專 習科卒業	消費組合店 舗主任	
淺野竹二 年令三十七才	二、二、三	二、二、三	(自選)昭九、四頃より共產主義思 想を抱持す、其後黨の目的達成の爲 黨を支持し目的遂行の爲の行爲を なす	京都	黨に關係	繪畫專門學 校卒	畫家	
小西榮治 年令二十七才	二、二、一五	二、二、一〇	(自選)昭和七、二一全協土建大阪支 部レポターとなりて組合文書の配 付に従事、昭和九、一黨の爲二千圓 出資	大阪	黨に出資元全協	同志社大學 豫科中退	會社員	

備考 昭和十一年一月以降合計八名なり。

國家(農本)主義運動の状況

一、帝都叛亂事變

本年二月二十六日早朝、帝都に於て發生したる不祥事件に關しては軍當局及警視廳當局等の努力により漸次、其の真相相

明されつゝあるが、今日迄に判明せる事件の全貌凡そ次の如し。

(一) 事變前の情勢 所謂十一月二十日事件、相澤事件等、軍内の不祥事件の繼起は早晚何等かの形を以て爆發せんとす
るの危機を孕みつゝありしが、相澤事件の公判は本年一月開廷され、二月中旬以降には相次いで高官の證人訊問の行はるゝ
あり、或は滿井特別辯護人は公判廷に於て「相澤中佐の背後には、皇軍青年將校の多數が奔々と迫りつゝあり」と辯論を爲す
所ありたるのみならず、他面には渡邊教育總監の暗殺豫備事件(一月二十四日檢擧)美濃部博士狙撃事件(二月二十一日)等の
發生するありて、然も之等は其の背後關係闡明せられざりし爲、當局にては鋭意内偵に努めつゝありたるが突如空前の不祥

國家(農本)主義運動の状況

事件は勃發するに至れり。

(二) 襲撃並占據 二月二十六日午前五時前後を期し、現役青年將校二十名は下士官兵一千四百餘名を引率して左記第一表の如く重臣、顯官の官、私邸を襲撃して之を暗殺し更に第二表の如く重要建築物に屯して荏苒四日間に涉り之を占據したり。

(第一表) 襲撃又は占據等の狀況

目標	時刻	指揮者	兵員	被害	狀況	備考
總理大臣官邸 (麹町區永田 町二ノ一)	午前五時十分頃	豊一 栗原中尉 豊教 對馬中尉 同 竹島中尉 同 池田少尉 同 林少尉	約 三〇〇	豫陸大佐 松尾傳藏(即死) 巡查部長 村上嘉茂左衛門(々) 巡查 小館喜代松(々) 同 土井清松(々) 同 清水與四郎(々)	表門、表非常門、裏門の三隊に別れ機關銃を持して襲撃す	岡田首相は即死を傳へるも同邸一室に同難を免れ定後無事となりしと判明す
警備内大臣私邸 (四谷區仲町 三ノ四四)	午前五時五分頃	坂井中尉 高橋少尉 安田少尉	約 一五〇	内大臣子爵 齋藤實(即死) 夫人 齋藤春子(三遺孀)	一隊は周圍を包圍し機關銃を擲して監視し二階十疊の間大臣寢室に侵入し夫人の誰かを退け大臣に發砲し七箇所の彈傷を與ふ	
高橋大藏大臣私邸 (赤坂區表町 三ノ一〇)	午前五時五分	近歩三 中橋中尉 砲工生 中島少尉	約 一〇〇	大藏大臣 高橋是清(即死) 巡查 高橋是清(即死) 巡查 玉置英男(三遺孀)	一隊は機關銃を持して屋内に侵入し二階十疊の間大臣寢室に侵入し夫人の誰かを退け大臣に發砲し七箇所の彈傷を與ふ	

鈴木侍從長官邸 (麹町區三番 町二)	午前五時十分	安藤大尉	約 一五〇	侍從長海軍大將 鈴木貫太郎(重傷) 巡查 平田立己(三遺孀) 同 飯田哲治(十日間)	機關銃六基を持し一隊は裏通を包圍し一隊は表門を機關銃で警戒し一隊は表玄関に機關銃を据へ一隊は警察官を監視し他は安藤大尉の指揮に依り侍從長寢室に入り拳銃三發(胸、頭、左足)を以て狙撃す	此部隊は齊藤内府邸を襲撃し安田少尉に依り指揮を爲せる
渡邊教育總監私邸 (杉並區上荻 窪二ノ一二)	午前六時頃	砲工生 安田少尉 砲工生 高橋少尉	約 三〇	教育總監陸軍大將 渡邊錠太郎(即死)	表門より侵入し裏庭より屋敷へ射撃し一隊は裏庭より屋敷に侵入し下層に機關銃を据付け銃剣を以て刺殺す	
後藤内務大臣官邸 (麹町區外櫻 田町一)	午前六時三十分頃	歩三 鈴木少尉	約 六〇	無	輕機三基を持し警察官、看守等を監視し屋内外を搜索したるも大臣不在の爲目的を達せず其儘同所を占據す	
陸軍大臣官邸 (麹町區永田 町一ノ一)	午前五時頃	歩一旅 丹生中尉 團副官 香田大尉 山本孝次 磯部淺一	約 一五〇	無	午前七時頃陸相に對し善處方を要請したる外屢々會合して上層部工作を爲す	
警備廳	午前五時頃	同 野中大尉 同 常盤中尉 同 鈴木少尉 同 清原少尉	約 四〇〇	無	應舎包圍の上常盤少尉の率ゆる一隊は代表者に面接し騒起趣意書を提示して裏側より中庭へ野中大尉は應舎西側より中庭へ清原少尉は應舎西側より中庭へ午前五時頃機關銃を占據し五基を周圍に据へて散兵射撃布陣を整へ占據す	

陸軍省參謀本部 (麹町區三宅坂)	陸相官邸と同一	約一五〇	陸軍省軍事課歩兵少佐 片倉 衷(負傷)	片倉少佐は叛軍の制止を旨せず 省内に入らんとしたるが破部淺 一は拳銃を以て之を狙撃す
東京朝日新聞社	歩野重一 近歩三 池田少尉	軍用トラ ツク三臺 に機關銃 二基を置 く 兵六〇	活字ケース等を順獲損書約 三万圓	栗原中尉は引揚に際し 「國賊朝日新聞は多年自由主義 を標榜し重臣ブロッグを擁護し 來りり今回の行動は天誅と思 へ云々と叫ぶ
日本電報通信社	同右	同右	無	栗原は用度係小島某に對し左記 「國賊朝日新聞は多年自由主義 を標榜し重臣ブロッグを擁護し 來りり今回の行動は天誅と思 へ云々と叫ぶ
國民新聞社	同右	同右	無	責任者反給役大島一衛を電車通 に連出して驅起懸意書一通を手 交す
報知新聞社	同右	同右	無	廣田編輯局長に面接東日代表者 と共に驅起懸意書を布告説明の 上新聞掲載方を懸懸す
東京日々新聞社	同右	同右	無	小泉庶務部長に面接し右同様説 明す
時事新報社	同右	同右	無	井上販賣部長に面接し同様懸意 書を述べ驅起懸意書印刷方を懸懸 して引揚
牧野元内府 (神奈川縣足柄下 郡湯河原町上橋六 二〇伊東旅館貸別 荘)	自午前 五時四 十分頃 至同六 時二十 分頃	所澤航 河野大尉	指揮者共 六名 同 八 龜 廣 藤(負傷) 別荘一棟燒失損書約六千圓	自動車二臺機關銃二基を持して 襲撃し同別荘に放火す

源起總覽書

謹んで惟るに我神州たる所以は萬世一神たる
 天皇陛下御統帥の下に舉國一體生々化育を遂げ終には八紘一字を完ふするの國體に存す
 此の國體の尊嚴秀絶は天祖肇國、神武建國より明治維新を経て益々體制を整へ今や方に萬方に向つて開顯進展を遂くべきの秋な
 り。
 然るに頃來遂に不逞兇惡の徒簇出して私心我慾を恣にし
 至尊絶對の尊嚴を藐視し僭上之れ働き萬民の生々化育を阻碍して塗炭の疾苦に呻吟せしめ随つて外侮外患日を逐ふて激化す。所謂元
 老重臣軍閥財閥官僚政黨等は此の國體破壊の元兇なり。
 倫敦海軍條約並に教育總監更迭に統帥權干犯
 至尊兵馬大權の僭窃を圖りたる三月事件或は學匪共匪大逆教團等利害相結んで陰謀至らざるなき等は最も著しき事例にして其の滔天
 の罪惡は泣血憤怒眞に譬へ難き所なり。
 中岡、佐郷屋、血盟團の先驅捨身、五・一五事件の憤騰、相澤中佐の閃發となる寔に故なきに非ず、而も幾度か頸血を瀝き來つて今尙些か
 も懺悔反省なく然も依然として私權自恣に居つて苟且偷安を事とせり。
 露支英米との間一觸即發して、祖宗遺垂の此の神州を一擲破滅に墮らしむるは火を賭るより明かなり。
 内外眞に重大危急今にして國體破壊の不義不臣を誅戮して稜威を遮り御維新を阻止し來れる奸賊を爰除するに非ずんば皇讓を一空せ
 ん。
 宛かも第一師團出動の大命喚發せられ年來御維新御翼贊を誓ひ殉國捨身の奉公を期し來りし帝都衛戍の我等同志は將に萬里征途に上
 らんとして而も顧みて内の亡狀に憂心轉々禁する能はず。
 君側の奸臣軍賊を斬除して彼の中樞を粉碎するは我等の任として能く爲すべし。
 臣子たり股肱たるの絶對道を今にして盡さずんば破滅沈淪を懸へすに由なし。
 茲に同憂同志機を一にして驅起し奸賊を誅滅して大義を正し國體の擁護開顯に肝腦を竭くし以て神州赤子の微衷を獻せんと
 す。

國家(農本)主義運動の狀況

國家(農本)主義運動の狀況

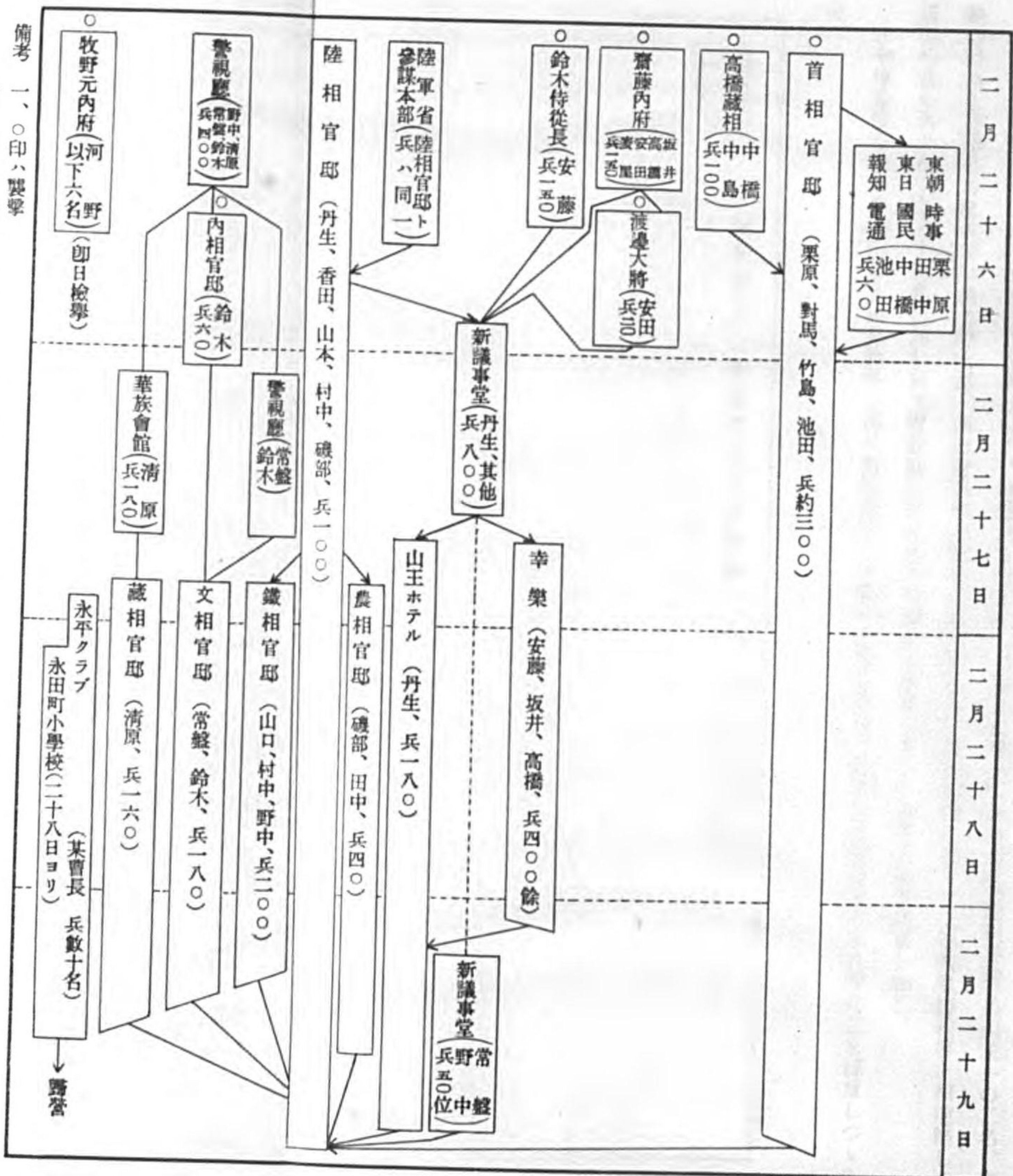
皇祖皇宗の神靈翼くは照覽冥助を垂れ給はんことを

昭和十一年二月二十六日

陸軍歩兵大尉 野中四郎
外同志一同

皇祖皇宗の神靈翼くは照覽冥助を垂れ給はんことを
昭和十一年二月二十六日
陸軍歩兵大尉 野中四郎
外同志一同

(第二表) 襲撃占據等ノ狀況一覽

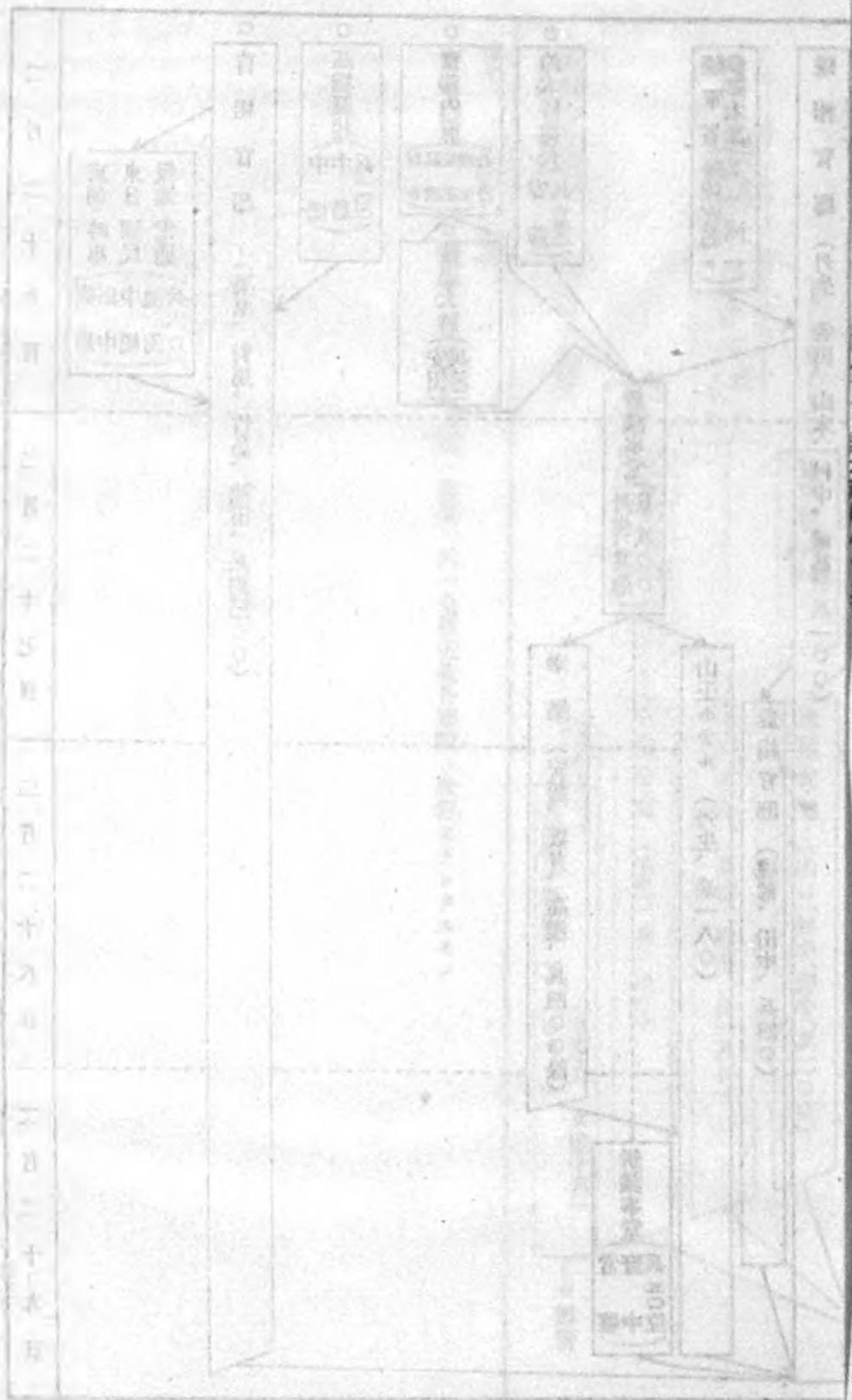


備考

一、〇印ハ襲撃

一、二十九日將校ハ全部陸相官邸ニ參集、兵ハ全部近衛各聯隊ニ收容セラレタルモノ

皇祖皇宗の神靈冥くは照覽冥助を垂れ給はんことを



(三) 關係者 叛亂部隊は歩兵第一聯隊、同第三聯隊、近衛歩兵第三聯隊、野戦重砲兵第七聯隊將兵の各一部にして、他に豊橋教導學校、砲工學校、所澤航空學校の一部將校が之に参加したるものにして其の總數は第四表の如く一千四百餘名に及ぶ。

而して叛亂將校下士官の氏名は第五表の如く、純然たる常人にして事件に参加したる者は、澁川善助、綿引正一の二名、事變の發生を豫知せるは目下の處北輝次郎、西田税等僅々數名を出でざるも、發生以後に至りて之等叛亂將校等と相連絡して援助行爲に出でたる者は十數名に達し目下警視廳に於て夫々取調中にあり。常人の主なる者第六表の如し。
尙事變勃發と共に全國に互り治安確保の爲に尖銳分子三百餘名を豫防檢束したるも事變落著と共に漸次之を釋放しつゝあり。

(第四表)

叛亂參加の將校下士官兵等數一覽

×印は元將校及同相當官
以下階級身分は事件發生前日のものを示す

部隊階級	大尉	中尉	少尉	准士官	見習官	曹長	軍曹	伍長	兵	常人	計
歩一		一	二		三	二	七	一〇	四二六		四五三
歩三		二				七	二六	三〇	八六七		九三九
近歩三			一				二		五六		六〇
近師司							一				一
野重七							一		一一		一四
豊橋校		二									二

計	常 人	在 郷	所 澤 飛 校	砲 工 校
六	×二		一	
七				
一〇		一		二
二				
三				
二		二		
三七				
四〇		二		
一、三六三				
一	二			
一、四八一	四	五		二

(第五表)

(一) 將 校

所 屬	階 級	氏 名	年 令	本 籍	備 考
步一(旅司)	步大尉	香田清貞	三四	東京	香田以下二十名は二月二十九日付免官同日附位の返上を命ぜらる
歩	步中尉	栗原安秀	二九	同	
同	同	丹生誠忠	二九	廣島	
同	歩少尉	林八郎	二三	東京	
同	同	池田俊彦	二三	廣島	
歩	歩大尉	野中四郎	三四	岡山	二十九日陸相官邸にて自決
同	同	安藤輝三	三三	岐阜	同日山王ホテルにて自決(未遂)
同	歩中尉	坂井直	二七	三重	

所 屬	階 級	氏 名	年 令	所 屬	階 級	氏 名	年 令
同	歩少尉	高橋太郎	二四	同	同	堀玉	
同	同	清原康平	二三	同	同	熊本	
同	同	鈴木金次郎	二三	同	同	茨城	
歩	同	常盤稔	二三	同	同	大分	
同	同	麥屋清濟	二七	同	同	埼玉	
近	歩中尉	中橋基明	三〇	同	同	佐賀	
野	砲中尉	田中勝	二六	同	同	山口	
豐	歩中尉	竹嶋繼夫	三〇	同	同	滋賀	
同	同	對島勝雄	二九	同	同	青森	
砲	砲少尉	安田優	二五	同	同	熊本	足部に貫通銃創
同	工少尉	中島完爾	二五	同	同	佐賀	
所澤飛校	航大尉	河野野壽	三〇	同	同	熊本	右胸銃創、三月六日自決

(二) 准士官、下士官

歩兵第一聯隊

所屬		階級	氏名	年齢	所屬	階級	氏名	年齢
二中隊	同	同	渡邊清作	三〇	機關銃隊	同	立石利三郎	三〇
六中隊	同	特務曹長	桑原雄三郎	三〇	一〇中隊	步兵曹長	福原若男	三一
同	同	同	水田露	三四	同	同	田島桑次	三三
同	同	同	堂込喜市	三〇	同	同	堀宗一	三〇
同	同	同	高橋元	二五	同	同	倉光達雄	二六
同	同	同	横川元次郎	二七	機關銃隊	同	栗田良作	二三
同	同	同	前田仲吉	二九	同	同	水澤益	二四
同	同	同	豐岡久男	二八	同	同	青木武	三二
同	同	同	尾島健太郎	二九	同	同	坂本静	二二
同	同	同	神谷光	二一	同	同	河内禮雄	二二
同	同	同	見習警官 船山市朗	二七	同	同	青木典保	三三

歩兵第三聯隊

六中隊	同	同	渡邊春吉	二五	同	同	青木銀治	二三
同	同	同	門脇信夫	二五	一〇中隊	同	井澤正治	二四
同	同	同	中村靖	二四	同	同	伊高花吉	二六
同	同	同	新正雄	二五	同	同	新井維平	二二
同	同	同	奥山桑治	二四	同	同	大森丑藏	二四
同	同	同	安川良三	二三	同	同	井戸川富治	二四
同	同	同	堀口秀輝	二三	同	同	藤倉勘一	二八
同	同	同	關根安司	二五	同	同	山本清安	二三
同	同	同	遠藤猛雄	二五	同	同	神田稔	二四
同	同	同	富田正三	二三	同	同	林武	二三
同	同	同	園田長太郎	二六	同	同	高岡庄之助	二四
同	同	同	上村盛滿	二五	同	同	丸岩雄	二三
同	同	同	鳥羽徹雄	二四	同	同	長澤一	二四
同	同	同	小河正義	二三	同	同	野村常吉	二三
同	同	同	窪川保雄	二三	同	同	小座間三男	二三
同	同	同	蛭田正雄	二三	同	同	穴倉正太郎	二二
同	同	同	小原欣次郎	二五	同	同	關根武雄	二三

在郷軍人	二中隊	步伍長	北島弘	二〇	三中隊	步伍長	平林源一郎	二三
	六中隊	同	大本作藏	二三	同	同	山崎精治	二三
	同	同	山田政男	二二	同	同	村上虎之助	二三
	同	同	相澤治案	二二	一〇中隊	同	福島理本	二三
	同	同	山岸憲二郎	二四	同	同	松本佐太郎	二三
	一中隊	同	内田一郎	二七	同	同	宇田川銀次郎	二四
	同	同	梶間増治	二三	七中隊	同	齊藤太郎	二四
	七中隊	同	吉原誠	二三	機關銃隊	同	稻葉熊雄	二三
	同	同	木藤昌調	二四	同	同	荒木直太郎	二三
	機關銃隊	同	石橋精一	二二	同	同	加藤善吉	二三
同	同	池田壽長	二二	同	同	長嶋武雄	二三	
近衛步兵第三聯隊					近衛師團			
七中隊	步特曹長	齊藤一郎	三四	司令部付	元步曹長	大江昭雄	二九	
同	步軍曹	宗形安	二四	野重七聯隊				
同	同	笑輪三郎	二四	四中隊	砲軍曹	川原義信	二四	

(第六表) 其他取調中のもの

本籍	階級	級	氏名	年令	備考
静岡県岡	豫歩少尉	師	山本又	四二	三月二日免官、三月三日位返上被命
茨城県	豫歩曹長	員	宮田晃	二九	牧野邸組、右顔部皮下銃創右膝關節貫貫銃創
東京府	豫歩上等兵	兵	中島清治	二九	牧野邸組
東京府	豫歩上等兵	兵	黒田稔	二七	
東京府	補充兵	工兵	水上源一	二九	

本籍	住所	團體職業	氏名	年令	備考
東京市杉並區和泉町番地不詳戸主		無	北野大郎	五四	叛軍ト相通ス
東京市中野區桃園町四〇		著述	西田税	三六	同
鳥取縣米子市博勢町一丁目一八戸主		同	龜川哲也	四六	取調中
東京市芝區白金三光町三〇一七		同	綿引正一	二三	牧野邸襲撃
茨城県久慈郡戸村大字松榮一四六五ノ二、三、三三、三男		會社員	村中孝次	三四	叛軍參加
北海道札幌市南七条五ノ三地貞次弟		無	磯部淺一	三三	同
山口縣大津郡海村字川原一、五、二、五、傳一弟		同	渡川善助	三三	連絡係
東京市澁谷區千駄ヶ谷五ノ八九七		同	岩田富美夫	四六	取調中
福島縣若松市七日町六一〇善太郎孫		直心道場			
東京市小石川區水道端町二丁目六四		大化會			
青森縣上北郡三澤村大字三澤字北山八					
東京市牛込區南壇町七四					

東京市向島區田町三丁目四五九戸主 同右	日本勞技會長	宇野信次郎	三九	同
茨城縣筑波郡葛城村下平塚一五〇	無職	杉田省吾	三五	取調中
東京市日本橋區本町四丁目一四ノ五地		藤原雄次	四〇	同
福井縣大飯郡本郷村本郷一四ノ一九、三藏二男	同	一飯コト幸	三四	昭和雜新發行
東京市淀橋區百人町三ノ三七三	大眼目著述業	加藤春海	三三	同
佐賀縣佐賀郡高木村大字高木三三三三戸主	土木技手	佐藤正三	二二	同
東京市淀橋區柏木四ノ九九九	土木技手	大森有聲	三三	取調中
福島縣伊達郡保原町字河原二四、善助四男	東成莊中大生	中橋照夫	二五	同
埼玉縣大宮市清水公園内	直心道場	大塚正雄	二八	取調中
青森縣弘前市廣野町四〇戸主	志人莊	宮斗南コト	三四	同
東京市杉並區阿佐ヶ谷三丁目二五六	大亞細亞日本青年會 盟幹部化學研究部員	宮浦修三	三四	同
東京市豊島區西巢鴨九五七	明道新聯盟			
東京市小石川區水道端町二丁目六四				
佐賀縣神埼郡千波村柳島一〇三七、鹿二長男				
東京市神田區九段一丁目二一〇番地シゲ養子				
北海道帶廣市大道三丁目二〇番地シゲ養子				
東京市淀橋區柏木一丁目一七五、二葉莊アハト				
青森縣下北郡大畑町新町一五力四郎三男				
東京市豊島區西巢鴨町二ノ二二九〇				

(四) 叛亂鎮定の經過 (1) 發生當日 二十六日彼上の如く叛亂部隊は襲撃決行後麴町南部即ち櫻田門、虎の門、赤坂見付、三宅坂を環る一帯の地域を占據し、其司令部を首相官邸に置いて外部と電話連絡を爲し或は新聞記者等を引見して

「我々の今日ノ目的ハ警備機構ノ破壊ニアツタ、若シ意ノ如クナラザレバ第二ハ經濟機構ヲ破壊スル、窮極ハ軍政府ノ樹立ニアル、眞崎ヲ首班ニ戴キ、柳川中將、橋本欣五郎大佐、野中、安藤ヲ閣僚トセザレバ撤退セズ」等の豪語を爲す外陸相官邸に於て各軍事參議官始め軍當局者等と會見して善處方を要望する等のことありたり。

一方軍當局に於ては事件勃發と同時に近衛、第一兩師團に屬する各部隊を動員し、東京警備司令官統督の下に宮城各御門、

宮城外苑一帯及主要建物等の警備配置を實施すると共に叛軍の外周を包圍して事態の擴大防止に努めつゝありたるが、同日午後四時に至り第一師團に戰時警備令發せられ、同日午後十時二十五分香椎東京警備司令官は次の告諭を發したり。

「今般第一師團ニ戰時警備ヲ令セラル、本職ハ茲ニ大命ヲ奉ジ軍隊ノ一部ヲ所要方面ニ出動セシメタリ。今回ノ出動ハ帝都ノ治安ヲ維持シ緊要ナル物件ヲ掩護スル目的ニ出ズルモノナリ。軍隊出動ノ目的以上ノ如シ、本職ハ官民互ニ相戒メ諄言ヲ慎ミ秩序ノ維持ニ協力セラレムコトヲ切望ス」

(2) 戒嚴令公布(二十七日) 然るに諸般の情勢漸次切迫したる爲翌二十七日午前二時二十分に至り「一定ノ地域ヲ限リ別ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルコトヲ得」

との緊急勅令公布せられ、適用の區域は東京市、適用條項は戒嚴令第九條及第十四條と規定せられ、同時に司令部を麴町區九段下軍人會館に設置、戒嚴司令官は東京警備司令官香椎浩平中將兼補され、戒嚴司令官は同日午前八時左の告諭を發表したり。

「今般昭和十一年勅令第十八及第十九號(二月二十七日官報公布)ヲ以テ東京市ノ區域ニ戒嚴令中一部ノ施行ヲ令セラル、之レ蓋シ前告諭ニ示セル如ク帝都附近全般ノ治安ヲ維持シ緊要ナル物件ヲ掩護スルト共ニ赤系分子等ノ盲動ヲ未然ニ防遏スルノ目的ニ出ス、茲ニ本職ハ大命ヲ奉シ兵力ヲ以テ戒嚴地境ヲ警備シ地方行政事務及司法事務ノ軍部ニ關係アルモノヲ管掌セントス、地境内官民克ク其ノ理ヲ辨ヘ協力一致深ク言動ヲ慎ミ本職ヲ信倚シ以テ戒嚴ノ施行ヲ遺憾ナカラシメンコトヲ期スヘシ」

斯くて前夜來徹宵軍當局と折衝しつゝありし叛亂軍側にありては二十七日朝來占據線を稍縮少し、内務省、警視廳等も

務可能な状態となりたるが、然も叛亂軍にありては戒嚴部隊の名を以て主要建物を占據して民家より食料其他を提供せしむる等暴狀を重ねる一面依然軍當局と折衝を重ねつゝありしが、容易に解決點を見出すに至らざるのみならず警備部隊(戒嚴司令官轄下の部隊)と叛亂軍とは漸次接近して形勢頗る悪化するに至れり。

夜に入りては兩軍交戦の危機をすら傳へられたるが、此間戒嚴司令官は事件解決の方策として武力を行使し流血の慘を招くが如きは斷じて避くべしとて、叛軍の上長官、友人等を通じて晝夜を問はず、凡ゆる手段を盡し熱誠を以て之が説得に努めたる結果遂に叛軍首腦者は明朝を期し全軍原隊に復歸すべく恭順の意を表するに至れり。

(3) 奉勅命令(二十八日) 然るに翌二十八日に至るや叛軍側は前言を翻して俄然態度を急變し、毫も説得に應ぜざる爲遂に戒嚴司令官は勅命を奉じ同日早朝「速ニ現勢ヲ撤シ各所屬部隊長ノ轄下ニ復歸スベキ」旨の命令を歩兵第一聯隊長小藤大佐をして占據部隊に付達せしむる所ありたり。

然るに叛亂軍にありては尙之を聽き容れず、益々矯慢なる態度を持續して各占據地點に「尊皇討奸」の旗幟を掲げ各々白旗を用ひ、或は維新義軍の名により印刷物を配布し、又は山王ホテル、幸樂前に於て民衆に演説を爲し以て自ら行動を美化せんとし暴動を煽動する等益々矯激なる態度を持し遂に勅命に抗するに至れり。

茲に於て戒嚴司令官は同日正午警備部隊に對し

「叛亂部隊へ遂ニ大命ニ服セス依テ斷乎武力ヲ以テ當面ノ治安ヲ恢復セントス」
「明二十九日午前五時迄ニ概テ現在ノ線ヲ堅固ニ守備シ隨時攻撃ヲ開始シ得ルノ準備ヲ整ヘ戰鬪地域内ノ敵ヲ掃蕩スベシ」

との嚴乎たる命令を發するの止むなきに至れり。

戒嚴司令部に於ては又同日午前關係諸官廳に對して武力解決に伴ふ必要なる準備命令を發し、「戒嚴出動部隊包圍内ノ市民ノ避難」交通機關ノ運行停止、「電報、電話ノ停止」、「銀行閉鎖」等に關する一切の準備を完了せしめたり。

(4) 鎮定狀況(二十九日) 斯くて緊張の裡に一夜を過し翌二十九日未明には愈々午前五時三十分を期し一齊に避難退去及諸機關の停止等の實施命令發せられ、午前五時十分叛軍討伐の命令發せられたり。然も午前六時には左記發表と共に之をラチオ放送を爲さしむることとなりたり。

左記

二月二十六日驟起せる部隊に對しては各その固有の所屬に復歸することを各上官より有ゆる手段を盡し正義を以て再三再四説諭したるも彼等は遂にこれを聽き容るゝに至らず、抑々驟起部隊に對する措置のため時日の遷延を敢て辭せざりし所以のものは若しこれが鎮壓のため強行手段を取るに於ては流血の慘事或は免るゝ能はず不幸斯る情勢を招來するに於てはその被彈地域は洵に畏くも 宮城を始め 皇王族邸に及び奉ることでもあり且つその地域内には外國公館の存在するあり斯る情勢に導くことは極力これを回避せざるべからざるのみならず皇軍互に相撃つが如きは皇國精神上眞に忍び得ざるものありしに因るなり、然れども徒に時日のみを遷延せしめて然も治安維持の確保を見ざるは洵に恐懼に堪へざる所なるを以て上奏の上 勅を奉じ現勢を撤し各復歸すべき命令を昨日傳達したる所彼等は尙ほもこれを聽かず遂に 勅命に抗するに至れり、事既に茲に至る、遂に止むなく武力を以て事態の強行解決を圖るに決せり、右に關し不幸兵火を交ふる場合に於てもその範圍は麴町區永田町附近の一小地域に限せらるべきを以て一般民衆は徒に流言蜚語に迷はさるゝことなく努めてその居所に安定せんことを希望す。

斯くして包圍地域の一帯は警備部隊に於て路上各所に土囊鐵條網等の障害物を構築し、叛軍の攻撃及脱出防止に努むる等極度の緊張に達したるが、然も戒嚴司令部は尙流血の慘を避くる爲、同日午前八時三十分攻撃命令下令と共に其前後に於て次の如く温情溢るラヂオによる司令官の戒告、飛行機による説得ビラ撒布、タンク、アドバルーンによる歸順勸告等凡ゆる方法を以て最後の説得を試みたる結果、叛軍中の下士官兵は驕然鋒を収め投降者續出するに至りたるを以て、叛亂將校は何れも陸相官邸に集合せしめられ、同日午前中には四日間に互りたる叛亂も全く鎮定するに至れり。

◎兵に告ぐ(ラヂオ放送)

勅令が發せられたのである、既に天皇陛下の御命令が發せられたのである、お前達は上官の命令を正しいものと信じて絶対服従をして誠心誠意活動して來たのであらうが既に天皇陛下の御命令に依つてお前達は皆原隊に復歸せよと仰せられたのである此上お前達は飽く迄も抵抗したならばそれは勅令に反抗することとなり逆賊とならなければならぬ、正しいことをしてゐると信じてゐたのに、それが間違つてゐると知つたならば徒に今までの行懸りや義理上からいつまでも反抗的態度をとつて天皇陛下に背き奉り逆賊としての汚名を永久に受けるやうなことがあつてはならない、今からでも決して遅くないから抵抗をやめて軍旗の下に復歸するやうにせよ、さうしたら今までの罪も許されるのである、お前達の父兄は勿論の事國民全體もそれを心から祈つてゐるのである、速かに現在の位置を捨て、歸つて來い。

戒嚴司令部 官 香 椎 浩 平

◎飛行機に依る説得ビラ

下士官兵に告ぐ

- 一、今からでも遅くないから原隊へ歸れ
- 二、抵抗する者は全部逆賊であるから射殺する
- 三、お前達の父母兄弟は國賊となるので皆泣いておるぞ

二月二十九日 戒嚴司令部

- 一、近歩の兵は約五十名歸つた
- 二、歩三の兵も若干歸つた

近歩三の兵脱走を始む

- 一、二十八日夜近歩三の兵十八名脱走し中隊長の處へ歸つた
- 二、其兵曰く「他の者も逃げる約束をして動揺してゐる」
- 三、可愛い兵よ考へよ

諸士の指揮官は

勅命にそむいて

既に反逆者の汚名を受けてゐる

國家(農本)主義運動の狀況

皇軍か 私兵か順逆をわきまへよ

歸へれ 今すぐ 我等の軍旗の下へ

戒嚴司令部

勅命に依り既に原隊に復歸したものがあつた

お前等も早く歸つて來い

今からでも遅くはない

戒嚴司令部

お前達の中から逐次 奉勅命令の御趣旨を體して原隊へ

復歸するものを生じつゝある

今からでも遅くはない 早く抵抗を止めて歸つて來い

戒嚴司令部

◎タンクノ前方ニ掲ゲタル勸告文

「謹ンデ勅命ニ從ヒ」武器ヲ捨て、我方ニ來レ」

「惑ハズ直グ來レ」

◎アドバルーンニ掲ゲタル字句

「勅命下ル軍旗ニ手向フナ」

(五) 叛亂軍の措置其他。斯くて叛亂將校二十名中野中大尉、安藤大尉(未遂)は投降に先ちて自決し、河野壽大尉は負傷加療中三月五日病院にて自殺したるも(六日死亡)、他は何れも二十九日武装解除の上澁谷衛成刑務所に收容され、下士官兵は一度近歩各聯隊に收容したる上、下士官は三月二日澁谷衛成刑務所へ兵は各隊にて取調の上原隊に歸還せしめたる模様なり。

尙此間歩兵第三聯隊天野武輔少佐は二十九日身を挺して部下の説得に當りたるも容れられざる爲遂に責を負ひて聯隊營庭に於て自殺せり。

軍服を着用し叛亂軍に参加せる元將校等は憲兵隊に引致されたるが、其後の取調により判明せる事件關係者並叛亂軍を支持せる右翼分子は警視廳及憲兵隊當局に於て檢擧鋭意取調中にして、關東局に於ても本事件を契機として三月二日管内一圓に互り左右兩翼人物一千餘名を檢擧取調を爲しつゝあり。

(六) 事件の全貌

(1) 指導部の策動

(4) 北、西田等の暗躍

本件叛亂將校中指導的地位にありたる栗原、安藤、

香田各大尉、對馬、中橋、丹生各中尉及磯部、村中元將校等は夙に軍の一部首腦部の黨陶の下に革新的氣運に燃へつゝありしが、一面北一輝の日本改造法案に推服し西田税の指導を受け其の實行の機を覗ひ居たるものゝ如く、十一月二十日事件、相澤事件等と一連の思想的關聯あるを認めざるを得ず。

而して同法案に流るゝ精神は周知の如く、口に尊皇を唱ふると雖も純然たる武力革命を以て現政權の覆滅を企圖せんとするものにして然も自ら主張する所直ちに聖旨に副ひ奉るものなりとの恐るべき獨斷の下に、陛下の軍隊を私用願使せんとするものなり。

果然今回の事變に於ても北、西田等は數日前に之が報告を受けて各方面との連絡に當り、爾來北は自宅より、西田は事變當日より市内數箇所を轉々として居を移し首相官邸にありたる叛軍首腦部と屢々電話其他を以て連絡し、聲援し、激勵を爲しつゝありしこと判明せり。

叛軍將校が最後に自決を爲さざりしも畢竟之等背後的支援の與りて力ありたりと認めらるゝものあり。

(ロ) 其他の背後人物

以上の外叛軍の占據數日間電話を以て首腦部を鼓舞し、或は直接面接して之を激勵せる疑あるもの漸次明確となりつゝある外、蹶起資金は二月中旬在滿某右翼團體より尙に一千數百圓、決行直前に在京某より一千數百圓

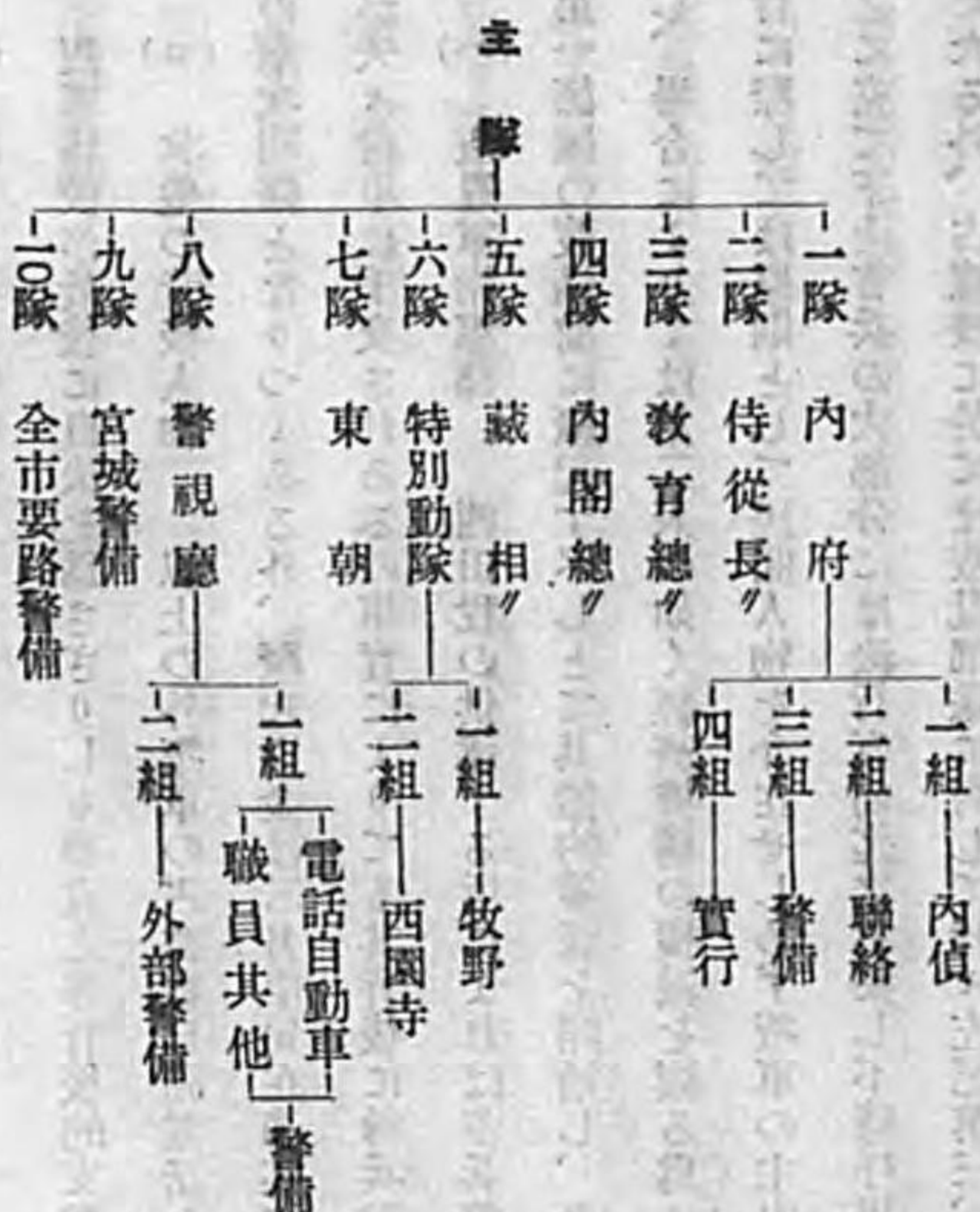
が夫々村中に手交されあるの事實によりても其背後に神兵隊事件以上の醜惡なる事情の覆在を思はしむるものあり。

(ハ) 叛亂軍指導部

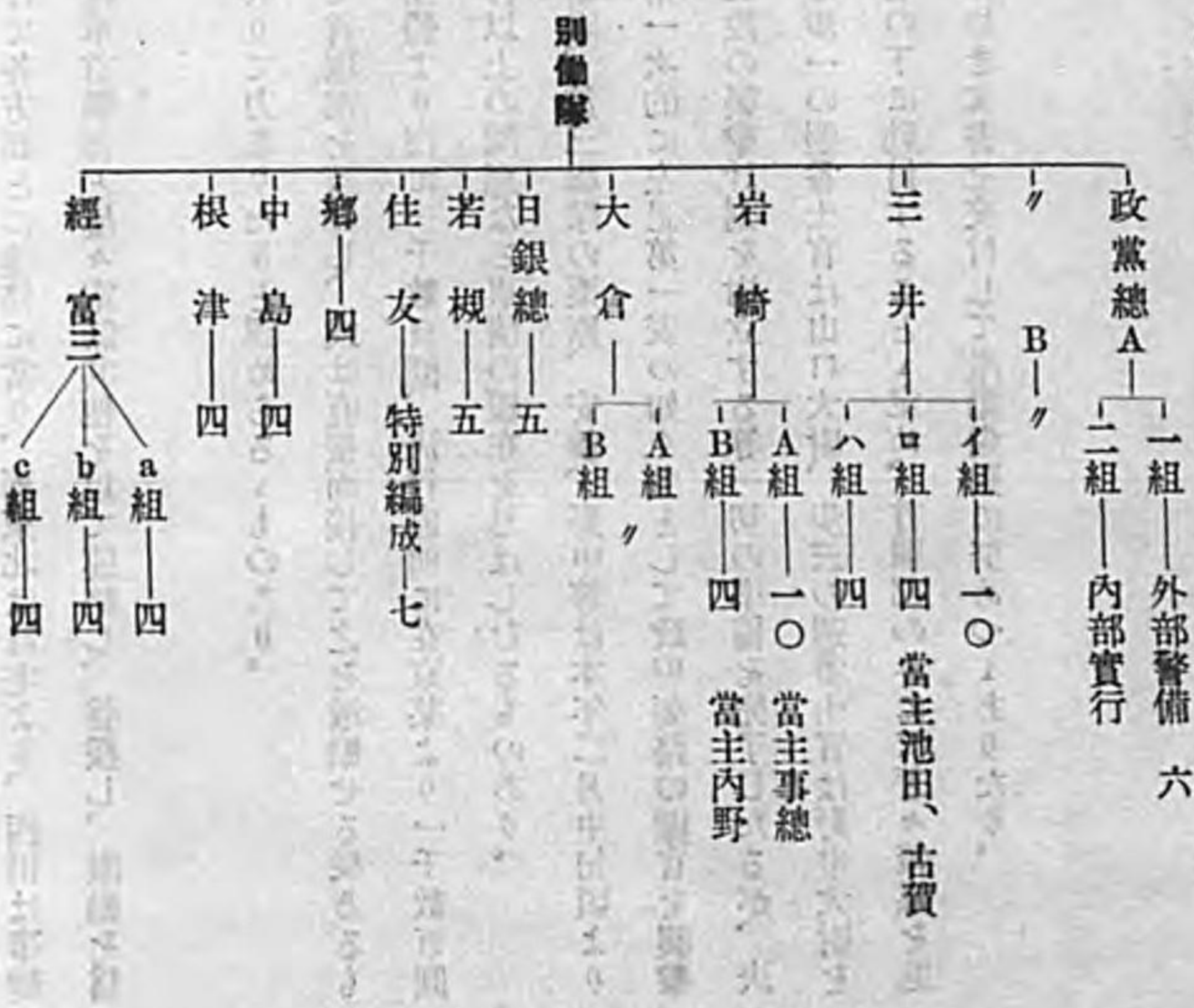
西田税の供述する所によれば歩兵第一聯隊、第三聯隊の栗原、安藤、野中等は本年二月中旬頃より

第一師團の渡滿前に蹶起すべしとて具體的策謀を開始し、先ず第一次的に左記第一表の如く主として政府要路の顯官を襲撃し、場合によりては第二表の如く經濟機構の覆滅を圖る爲に第二段の襲撃計劃を樹立する等一切の準備を完了したるが、決行に際しては原則として民間人物を介在せしめず叛軍の主力たる歩一の週番士官は山口大尉、歩三の週番士官は野中大尉を之に充て下士官兵の大部分には決行直前迄之を秘し不時呼集の名の下に動員することゝ定め、首腦部のみにて著々策謀を進めたる外、占據後に於ては叛亂部隊に對して時々左記第三、四の如き文書を交付して激動煽動に努めつゝありたり。

(第一表)



(第二表)



(第三)

尊皇討奸の義軍は如何なる大軍も兵器も恐れるものではない、又如何なる邪智策謀をも明鏡によつて照破する皇軍と名のつく軍隊が我が義軍を討てる道理がない。大御心を奉戴せる軍隊は我が義軍に對して全然同意同感し我が義軍を激勵しつゝある。全國軍隊は各地に蹶起せんとし全國國民は萬歳を絶叫しつゝある。八百萬の神々も我至誠に感應し加護を垂れ給ふ。至誠は天聽に達す。義軍は飽くまで堅確明徹たる意志を以て一體となり死生を共にし昭和維新の天岩戸開きを待つのみ。進め々々一步も退くな!! 一に勇敢、二に勇敢、三に勇敢以て聖業を翼賛し奉れ!! 昭和十一年二月二十八日

(第四)

萬世一神の天皇を上へ頂く天壤無窮に重臣ブロック財閥軍閥、政黨等相結んで私利私慾をむさぼる、曩に中岡、佐郷屋、神兵隊の如き事件が起り近く相澤事件ありしも反省なし。加ふるに學匪、共匪、新宗教團等現れ、日に神州日本を危機に陥れつゝあり、外交關係を顧れば英米佛露の關係は一觸即發の危機に迫る、我等神州日本のつはものは國體の危きを守るもの、今や帝都の守りを捨て満州に行く今、君側の奸を除かずんば何れの日や之を成さんや満洲に死すも君側の奸を討つて死すも同様なり。

維新義軍

陸軍歩兵大尉 野中榮明

外廿四名

跡起趣意書

(2) 下士官兵参加の状況 下士官の一部にありては事變前より、叛亂將校より思想的訓練を受け明確なる認識の下に積極的に参劃したるものあるべしと雖も、大部分は其の直前迄は何等の認識を有せず、二十六日午前二、三時頃不時呼集によりて夜間演習若くは渡滿期の到来等と解し上官の命の儘に出動したるものにして、決行直後に於ては直屬上官を信賴するの餘り之を以て尊皇の義軍に参加せり等漠然たる陶醉に耽るものありたりとするも、其後の情勢轉化により始めて、自己の所屬せる部隊が意外にも警備の爲の皇軍に非ずして私兵化し居ること、而して遂に夫れは勅命に抗し叛亂軍の名を冠せらるゝに至りしことを自覺するに至りしものゝ如し。今其最も代表的なる一事例として近歩第三聯隊より事件後父兄に配布せられた

る印刷物を見るに左の如し。

今般の不詳事件に際しましては各方面に多大の御心配を御掛け致し誠に恐縮に耐えませんが又態々御見舞を戴いた事に對しては感謝に堪えません、然るに本四日新聞號外に依りますと記事簡約の爲文面だけで見ますれば我近衛歩兵第三聯隊から如何にも多數の將兵が叛亂に與したかの如く感じられ遺憾の點もありますので聯隊に關係ある範圍に就き其真相を御通報致します、本年の一月中旬、中橋基明(免官せられた元中尉)が滿洲某隊から突然轉任して當隊に参りました、此中橋が不穩の行動を計劃してゐたことは本人の平素の行動が餘りに巧妙なると新轉入者として親しい交友も無かつたため事前に少しも看破する事が出来なかつたのは甚だ遺憾恐縮に耐えませんが、此中橋は去る二月二十六日午前四時三十分頃丁度自分が第七中隊週番士官であつた立場を悪用して明治神宮参拜と詐り突然此中隊に不時呼集を命じ集合を終るや否や直ちに有無を言はず自ら之を引率して高橋藏相邸に向ひ途中豫て其共謀者から秘密に提供せられた彈藥を兵に渡し事情を欺きて裝填せしめ藏相邸附近に到り部隊は之を門附近に停め中橋は他隊から同行した二名の兇漢と共に邸内に闖入し徳望高い藏相に拳銃と刀で危害を加へ再び部隊の所へ引き返して來て國賊高橋を燈したと叫んだのであります、當時中隊の兵は呆然として居たのであります、ここに於て中橋は之を再び巧妙なる手段で兵を欺瞞し其半部を首相官邸に貨物自動車で急送し半部は自ら率ひて半藏門に向ひ何事かを畫策せんとした様であるが其目的を達せず單身首相官邸に逃れ、他隊の叛徒に合流しました半藏門に行つた部隊は中橋の逃走すると共に其の監視を逃れたので直ちに聯隊に引返し上官に報告し其の後は忠誠の中橋一派の暴徒の討伐に奮勵しました、一方首相官邸に居りました部隊も一時は中橋の巧妙なる宣傳にて欺瞞されてゐたが真相の判明につれて中橋の不逞行爲を看破し危険を冒し夜暗に乗じて秘かに全員

脱出して歸隊したのであります(内八名は覺られ一夜抑留され翌朝に至り歸來す)乃ち此事件に於て我聯隊の下士官(二名)は中橋に脅迫強制せられ兵(五十七名)の方は事情を欺かれて引摺られたので誠に遺憾に堪えませんが近頃滿洲より轉入した中橋の外には我聯隊には精神的に不逞の者は一名も無かつたため事件の擴大を防ぎ得たのはせめてもの事でした。

聯隊は二十六日から晝夜の別なく不眠不休で兵營は勿論其他重要な守備地區を警備致しました。二十八日の夜は人命により叛亂軍を一舉に葬るべく出動しました、此際聯隊は中橋の外は全員逃れ歸つて一名も母隊に銃器を向けるもの無かつたのは近衛聯隊として不幸中の幸でした。果然

勅命に抗せし叛亂軍も御稜威によりまして續々歸順し流血の慘を見ることなく戈を收むることが出来ました尙戒嚴令が解かれませんでしたので將兵一同益々士氣を鼓舞して警備を續けて居ります、逆徒一中橋の爲に聯隊の歴史に汚點を著けましたことは實に残念であります。

光輝ある我軍旗に對し奉つて實に申譯なく恐懼致して居ります。茲に於てか聯隊將兵一同は旺盛なる責任感を以て益々結束し鞏固なる團結の下に近衛兵として禁關守衛の重任を完うするは勿論皇軍の眞使命に向つて邁進致して居ります。

猶聯隊は將校以下中橋の罪をにくむと共に兇刃に燈れし故高橋藏相に對し衷心哀悼の意を表してゐます。未だ公表前ではありますが關係各方面に御心配をかけてゐる様でありますから以上判明してゐる真相を御知らせ致します。

以上

近衛歩兵第三聯隊

(3) 民間側の支援 事變發生と共に警視廳は憲兵隊と協力して檢舉に努め叛亂將校等と思想的に共通せる直心道場、大眼目、核心社、贊天寮、皇道維新聯盟、大亞細亞日本青年聯盟、志人社及事件直後動搖の虞ありたる新日本國民同盟、興國自治會等の分子を一齊に檢束したるが、就中麴町區飯田町志人社中橋照夫(同人は五、五當時取調を受けたることあり)方にては首相官邸に於て警察官の携帶し居たる拳銃數挺を發見したり。又澁川善助等は事變の勃發と共に叛軍の本據に出入して叛軍を使喚激勵し奉勅命令に關するラヂオ放送あるや「敵ガテマヲ放送シテ居ル」等となし或は諸種の情報を蒐集して之を西田稅方に齎らし居たるが該情報により福井幸を中心とする西田系の人物は之を適宜編輯して左記の如き昭和維新第一報以下漸次第三報迄を謄寫版印刷に附し、之を全國愛國團體等に郵送して事件を歪曲報道すると共に地方暴動の煽動を爲しつゝありたる事判明せり。

左記

昭和維新第一報 二月二十六日午後七時現在

二月二十六日早朝四時維新皇軍東京部隊大舉躍起し皇城を奉じて維新の大義を宣明し反維新勢力の元兇、首腦を紛碎討滅せり。

概況左の如し

- 一、主力 皇道維新派歩一、歩三の大部隊其他、近歩、豐橋部隊
- 一、配備 皇城を守護し奉り、丸ノ内各省官衙、大銀行、新聞社等を完全に占據す。
- 一、斬奸 西園寺(生死不明)牧野、齋藤(實)、岡田、高橋、後藤、渡邊教育總監、鈴木(貫太郎)、小栗警視總監、川島(參内の途中行方不明)
- 一、反應 内閣總辭職、後藤内閣不明、陸軍首腦部混亂、海軍一致維新軍支持、芝浦に軍艦二艘入港、陸戰隊上陸。
- 一、對策 維新軍の赤誠を上聞に達し御親裁御嘉納を仰ぐべく工作進展中(好望)國民的意志表示の要あり。全國同志奮

躍興起すべきは唯是千載一遇の今にあり。各位不退轉の決意を以て大義に參ぜよ。

先づ環境に應じて左の處置を執られたし。

- A 各地皇軍の奮起を促進すべし。
- B 大舉實力を示威し、地方長官に面接昭和維新に賛せしめ、維新内閣出現の國民的翹望を上奏傳達せしむ。
- C 侍從武官府宛維新内閣出現の國民的翹望を上申すべく電報書信の急載を注ぐこと。
- D 各地に連絡すべきこと。
- E 其他適宜可能なる一切の手段を盡すこと。

(續報)臨時首相大角大將、其他關係は其の儘

以上

昭和維新第二報

二月二十七日正午現在

維新同志會同人

維新軍は凡ゆる困難に逢著せんも萬死を厲して牢固たる初一

念を貫徹するものなり。本舞臺は之れより始り今迄は序幕なり

と心得、全力を傾倒して斷乎たる處置を敢行せられ度し。各地に於ては最後に至る迄續々と國體擁護、國民生活確立の蜂起を望むや切なり。逆諸し難き情勢の經過連續下に維新軍の勝利を決するものは一に懸つて各地の續々たる蜂起にありと信す。環境に應じての左の處置を斷行せられたし。

- A 各地皇軍の奮起を促進すべし。
- B 大舉實力を以て地方官廳、金融機關、通信機關等を占領し昭和維新實現の國民的翹望を上奏す。
- C 侍從武官府宛維新内閣出現の國民的翹望を上申すべく電報書信の急載を注ぐこと。
- D 各地に連絡すべきこと。
- E 其他適宜可能なる一切の手段を盡すこと。

一、維新軍の眞精神を軍主腦部及幕僚は混濁せる國體觀念の故に理解する能はず、善後處置顛倒して遺憾の點のみなり。

- 一、主力 皇道維新派歩一、歩三の大部隊其他、近歩、有志將校
- 一、配備 部隊を集結し維新阻止勢粉碎準備の態勢に在り。
- 一、斬奸 西園寺(生死不明)、牧野(不明)、齋藤、岡田、高橋、渡邊、鈴木
- 一、反應 内閣總辭職、後藤内閣不明、陸軍主腦部混亂、海軍一致維新軍支持、芝浦に軍艦二艘、驅逐二艘入港、陸戰隊上陸

(續報)臨時首相代理 後藤文夫

維新同志會同人

三五

昭和維新第三報 二月二十七日午後八時現在

- 一、躍起せる部隊は皇軍と稱す。
- 一、皇軍は或嚴令下にて小隊支隊として活動中なり。
- 一、皇軍は陸相官邸、首相官邸、警備司令部を占據して兵力を集結して和戰兩様の備にあり。
- 一、陸軍省本部は明渡したり。
- 一、最悪の場合には斬死の覺悟を以て士氣旺盛なり。

以上

維新同志會同人

維新同志會同人

尊皇維新軍は愈々勇躍一路維新回天の大業に邁進しつゝあり。一、躍起の理由 趣意書に明白なり。

一、維新實現の爲めには維新を要する程に國家を亡狀に導き國民を塗炭の苦しみ呻吟せしめつゝある現支配階級而してこの國體的反逆の中樞として君側に仕へまつれる重臣と反國體軍部の不逞とを討たねばならぬ。

- 一、是等の討滅は一つに軍の武裝的實力に依つてのみ可能なる事柄であり、而して國體を體認せる維新的同志に依つてのみ果斷に決行し得られるものなり。
- 一、此の決行に對する幹部同志將校左の如し
- 一、香田大尉、栗原中尉、林少尉、等約三中隊
- 一、野中大尉、安藤大尉、新井中尉、坂井中尉、等約六中隊
- 一、近歩三、中橋中尉、等約一中隊
- 一、河野中尉、田中中尉、對馬中尉、竹島中尉等
- 一、村中大尉、磯部一等主計、中島中尉等
- 一、將校約二十名、下士以下(同志的集團)約二千名

- 一、襲撃占據地點
 - 首相官邸、陸相官邸、陸軍省、參謀本部、警備司令部、警視廳を占據し、機動的決意を以て一切の非國體的現象を處理し、而して當局の反省處決を要望しつゝあり。
 - 一、二十六日午後三時戰時警備令發布さる。尊王維新軍は現地占據のまゝ之に編入さる。
 - 一、二十六日深更以後軍事參議官と幹部將校全部との間に於て時局拾收の會議を開催し交渉せるも、具體的一致を見るに至らず終れり。
 - 一、二十七日午前三時戒嚴令下る。尊王維新軍は現地のまゝ戒嚴部隊に編入さる。
 - 一、二十七日午前十時頃尊王維新軍は諸般の考慮を以て陸軍省參謀本部より撤退し、他の各地區に全兵力を集中し待機中。而してこれより以上は一步も退かぬ不退轉の決意と行動に依りて目的貫徹に鋭意奮勵中。
 - 一、其の間全く困惑狼狽せる當局は尊王軍を鎮撫撤退せしむることに腐心しつゝあるも遂次尊王軍の要望に接近し、維新展開以外に處置の方法なきを認識しつゝあり。
 - 一、二十六日夕陸軍大臣布告全軍に發布さる。其の内容。
 - 一、青年將校等騒起の趣旨は天聽に達しあり。
 - 一、諸氏は國體眞姿顯現の至情に發したるものなることを認む。
 - 一、國體顯現の現況(弊風をも含む)は寔に恐懼に堪へず。
 - 一、各參議官も協力一致して右趣旨に邁進を申合せあり。
 - 一、それ以上は一に大御心に俟つ。
- の意味のものを尊王軍將校に提出した。全く當局として尊王軍に對

- する降伏の證文なることを意味するも、但し觀念的抽象的なり。
- 一、堀第一師團長は出撃部隊の趣旨を諒として反對論に強硬に反對しつゝあり。
 - 一、香椎戒嚴司令官は出撃部隊幹部將校と會見し、其の要望を諒承したり。
 - 一、出撃部隊を反逆視せる情報曲報あるも然らず。命令通報等には二十六日出撃部隊と稱せられ、歩兵第一聯隊長小藤大佐の指揮下に屬し戒嚴部隊として占據せる區劃の警備を命ぜられ、現に活動しつゝあり。休息、補給等十分に與へられあり。
 - 一、二十七日夕軍事參議官眞崎大將、阿部大將、西大將と維新將校幹部一同の第二回會見行はる。阿部、西兩大將は眞崎大將の時局拾收方針を支持することを契ひ、眞崎大將は參議官の行動は一に上意によるも維新將校の要望に善處することを言明したり。
 - 一、今後の方針態度
 - 一、之を一大契機として各地自主的に效果的なる善處をなし、維新の展開に邁進する。
 - 一、宮中の反國體的存在者を一掃し、宮中の維新化を圖り、軍の維新化、不純分子の一掃をなす。
 - 一、大詔煥發の請願運動を全國的に捲き起す。
 - 一、維新第一期內閣の實現を希望す。
 - 一、之に依つて全維新勢力が政治的に社會的に、凡てに互つて結合しつゝ、完全維新實現を期す。
 - 一、各團體は右顧左顧する事なく維新の本道に向つて邁進すべし。
- 以上
- 維新同志會同人

(七) 地方の動搖

二十六日事件の勃發が全國に報道さるゝや各地共異狀なる衝動を與へ、殊に所謂皇道派に屬する急進將校の一部に於ては中央と相呼應し地方蜂起を策したるものある外、民間團體等に於ても次の如く策動を爲すものありたり。

(1) 山形縣 東置賜郡赤湯町農民同盟幹事長朝倉七郎は、昭和八年頃より直心道場滋川善助、士人莊中橋照夫等と交友あり、本年一月頃より中橋の指示により相澤中佐の滅刑嘆願署名運動を爲しつゝありしが、事件發生と共に電話及電報を以て在京の中橋と連絡し、同志六名に對して決意を求め二十八日中橋の來著を待ちて軍部と協力して山形縣廳を襲撃すべく待機し居たるが、中橋が離京前警視廳に於て檢學されたる爲無爲にして終りたるものにして引續き取調中にあり。

(2) 石川縣 在金澤市天劍塾宮本正之は、昭和八年頃より屢々上京して西田税及西田系青年將校と密接なる連絡を執りつゝあるものなるが、昭和十年十月及び本年一月下旬上京の節は、村中、磯部等より「維新の烽火は必ず中央に於て擧る、其の時は第二段の構へとして地方に於て維新勢力維持の爲に騒起せよ」と煽動され待機中愈々二十六日事件勃發により即日指令に基き同志越村拾次郎と共に縣知事に面會を申込み拒絶さるゝや翌日金澤市廣阪警察署を訪問して暴行を爲し直ちに檢束せられたり。

(3) 静岡縣 清水市核心社支局長澤勇は豫てより直心道場一派と緊密なる連絡の下に運動中のものなるところ、本年一月中旬直心道場にて滋川善助より「第一師の渡滿以前に青年將校騒起すべし」と指示され居たるが、偶々今次事件の發生後昭和維新の第一報の送付を受くるや同志と共に地方蜂起を謀議し、或は昭和維新大詔煥發の請願を爲さんとして諸種の準備を爲しつゝありたるを以て静岡縣當局に檢擧され目下取調中なり。

(4) 富山縣 伏木愛國青年聯盟太田幸一、日本農人社、大道重次等は富山縣右翼團體中の重鎮なるが、夙に直心道場系國家(農本)主義運動の狀況

分子と親交あり、今次の事件發生後在京同志より昭和維新の全部の郵送を受け願起趣意書、昭和維新大詔煥發請願書等を複製頒布し、或は地方蜂起を謀議する等のことあり何れも檢舉され目下取調中なり。

(5) 熊本縣 大日本護國軍熊本軍團長、昭楠塾中島進、岡島良平等も核心社支局を結成して直心道場の指導下に在りしが、事件發生するや、即日熊本、鹿兒島、大分の各縣下急進將校の間を連絡策動中熊本縣特高課當局に檢舉され目下軍法會議に於て取調中なり。

(八) 結語 以上の如く本事件は其の内容極めて複雑深刻にして未だ其の真相を發表し得るの域に達せざるも尠くとも今日迄に闡明せられ居る程度に於ても其の思想的根據(本事件原因の一部)執りたる手段、叛亂中に於ける行動等に於て極めて非日本の非武士道的精神を以て貫かれ、而も許すべからざる不軌不逞なる思想に基く革命的行爲にして今にして之が禍根を剿滅するに非ざれば眞に皇國の前途憂慮に堪へざるものあり。

而して陸軍大臣及陸軍次官に於ても「關係者の徹底的摘發檢舉」の態度と此際「國軍の威信を顧慮して一時を糊塗するを許さず」との決意を明示し之を實行しつゝあるの狀況にあり。

- 今背後人物の策動を暫く措き叛亂軍の四日間に於ける行動にのみ之を見るも次の如く、聞く者をして耳を蔽はしむる底の暴戻と背逆を敢て行ひたるものなり。
- (1) 大命を奉ぜずして一千有餘の下士官兵を私兵化し統帥權を干犯したり。
 - (2) 陛下の御信任ある顯官を多數暗殺し國法を侵犯し軍規を紊亂したり。
 - (3) 暗殺の方法概して非禮慘虐にして著しく武士道的精神に背反せり。

例へば座敷内に機關銃を持ち四十數發の銃剣を與へ甚だしきは放火迄行ひたり。

- (4) 四日間各官廳を占據したるのみならず上官再三の歸隊命令に反抗し甚だしきは叛亂中兵力を以て禁關を侵し奉らんとする大逆行爲をすら企つるに至りたり。

- (5) 武装占據中後繼内閣に關する要請を爲す等の不逞行爲あり。
- (6) 奉勅命令にすら背反し武装下に勅令講議の大逆を侵せり。
- (7) 以上の如き不逞不軌を敢行したるに拘はらず自決したる者は僅かに三名(内一名は未遂)に過ぎず。

實狀既に此の如し尊皇、皇道の名に眩惑して事の真相を誤り之を以て維新途上に於ける一摩擦なりと言ふが如き判斷は絶體的に容認すべきものに非ず、須らく大義名分に發程し順逆の理を深刻に認識し今後の措置を講ずるの要あるべし。

二、美濃部博士狙撃事件

二月二十一日午前十一時二十分頃東京府下吉祥寺町野田九五二法學博士美濃部達吉邸應接室に於て、同博士は對談中の壯漢の爲に拳銃を以て狙撃され、右膝關節に貫通銃傷を受けたるが、警戒中の警察官は拳銃を以て之に應戦し犯人亦傷付きて逮捕せられたり。而して右犯人は福岡縣遠賀郡芦屋町所在大統社工業塾舎監小田十壯當三十一年にして目下警視廳に於て取調中なるが、今日迄に判明せる狀況次の如し。

(一) 決行準備 大統社工業塾は吉田三郎が昭和四年四月開塾し、爾來「國家的人材養成」(塾則第一條)の目的の下に塾生を養成し毎年十名内外の卒業者を出しつゝあるものなるが、吉田は曩に判決確定せる主婦の友恐喝事件により客年春下獄することゝなるや、豫てより密かに所持せる拳銃八挺を腹心の坂田稔に對して之が保管方を命じたり。而して此事實を熟知せ

る同熱幹部石橋開蔵、小田十壯等は同年七月頃より密かに謀議して一人一殺的手段によりて國家革新を企圖すべく上京中の塾生を薫陶し、或は阪田より拳銃の交付を受ける等の準備を重ねつゝありたるが、同年九月十七日美濃部博士に對する司法處分の決定あり同博士の聲明行はるゝや、小田十壯は心中深く同博士の暗殺を決意するに至り幾度か同邸の偵察を爲しつゝありたり。

(二) 犯行狀況 然るに同邸は警戒嚴重なるを以て一策を案じ拳銃及斬奸状を水菓子籠内に納め之を手土産の如く装ひ、福岡市天神町元判事辯護士小田俊雄なる偽名名刺を複製して、同日午前九時頃堂々美濃部邸を訪問して面會を求めたり。博士は名刺を一瞥して「教養せる子弟ならん」とて應接室に招じ約二時間に亙りて現下の社會狀勢等に關して對談したるが、最後に小田は會談の内容を通じて「美濃部博士は依然機關說思想を抱持するものなり」と認め徐ろに斬奸状を提示したり。博士は何心なく之を披見したるが、内容は後記の如く容易ならざるものあるを以て、即時退去を要求すると共に自ら應接室を去らんとしたるを以て、小田は豫て隠したる拳銃を以て同博士を狙撃したり。警戒中の警察官三名は銃聲により直ちに現場に馳せたるも犯人は拳銃を擬して抵抗し且逃走を企てんとしたるを以て止むを得ず之に應戦し逮捕したり。

(三) 檢舉狀況 本事件は表面的には單獨的犯行なるも敍上の如く共犯者相當ある見込なるを以て、警視廳に於ては福岡縣と連絡して熱關係者十餘名を検束し引續き取調中にあるが、阪田が當初所持したる拳銃二挺及石橋の一挺、小田の犯行に供したる一挺は發見し、尙殘餘四挺の行方に關しては引續き嚴重取調中にある。

天 誅

逆徒美濃部達吉

皇國ニ生ヲ享ケ皇恩ノ無窮一門一黨ニ及ビ身ハ社會ノ上流ニ位シ

饑餓ヲ知ラズ且ニ霜ヲ踏ミテ田ヲ耕スル勞苦ヲ知ラズ、夕ニ絹布ニ纏シ寒夜庭ニ寝ルノ苦ヲ知ラズ、職クニ木ノ香新ナル千萬金ノ美屋ヲ以テシ皇恩ヲ一身ニ集メ子孫榮達無上ノ境遇ニアリ、然ル

ニ汝ノ觀念スル處ハ何ゾ汝ノ口ニスル處ノモノハ何ゾ

皇國ニ弓ヲ引キ臣民ノ大義ヲ忘レ汝堂々 天皇ハ國家ノ統治ノ機關ナリト主張シ其ノ不臣ナル觀念タルヤ逆賊足利尊氏ニ勝リ其ノ上ヲ擡レサル不逞ノ態度タルヤ逆賊道鏡ノ夫レニモ劣ラズ皇國ノ大義ヲ紊シ歐米一流ノ法治論ヲ以テ民ヲ惑ハシ人ヲアヤマル其ノ罪萬死ニ當リ斷ジテ皇國ニ生ユルサズ然ト雖モ當路ニ人臣ナク政府ノ大官ハ只己ノ地位ヲマモルニ汲々トシテ一時ヲ彌縫シ大義名分ヲ正スノ士ナク斷乎汝ニ窮命決然汝一家ヲ國外ニ追放ナス

ノ擧ニ出ズルノ臣ナシ。
余汝ノ驕意改心自決ヲ待ツモ恬トシテ恥ヂズ悟ラズ何ぞ改悟ノ色モナク余汝ヲ注視スル事半歳天意ニノツトリ天道ヲ行フヘシ
汝ヲ誅シ大義名分ヲ正ス
昭和十一年二月二十日

福岡縣遠賀郡芦屋町

小田 十壯

三 相澤中佐公判狀況 (其の二)

相澤中佐に對する軍法會議は一月二十八日以来二回の公判により概要の審理を了りたるが、更に二月一日第三回公判開廷され爾來同月二十五日迄に開廷以來前後十回の審理行はれたり。而して次回公判を二十七日に開廷すべき旨の宣告ありたるも、同月二十六日突發せる帝都大不詳事件の爲無期延期さるの止むなきに至り、客年秋以來行はれたる同中佐の減刑嘆願運動も亦事件の勃發と同時に全く終熄したり。

(一) 事實審理 二月一日第三回公判に於ては先づ裁判長より被告に對して、「原因動機等に關して述べたき事あらば重複しても差支へなきを以て充分に述べよ」とて、被告の自由陳述を爲さしめたるが、相澤は

(1) 永田閣下を惡魔の總司令部なりと信じ之を殲滅せば直ちに昭和維新の建設工作にとりかゝり得べしと考へたるが事後の狀況は必ずしも所期の如くならざりしは遺憾なり。

(2) 實父より尊皇絶對の薫陶を受けたり。

(3) 公訴狀の字句に付

國家(農本)主義運動の狀況

- (イ) 「所謂國家革新」云々とあるも「所謂」の文字は斯様な所に使用すべきものにあらざ
- (ロ) 「直接行動をも又辭する所に非ずとなし」とあるは青年將校に對する侮辱なり
- (ハ) 「國體觀念」とあるも觀念と云ふが如きは國軍將校を辱しむるものなり
- (ニ) 「陸軍の狀勢」とあるも事實はもつと意味の深き「陸軍の實狀」なり
- (ホ) 「國軍の改革」の言は不敬なり
- (ヘ) 「憤懣の情押へ難く昂奮の餘り」とあるも之は永田閣下に對する私憤には非ず等々の反駁を爲し
- (4) 眞崎大將の教育總監更迭當時の所謂統帥權干犯事實及渡邊新總監に對する憎惡
- (5) 北一輝禮讚
- (6) 西田税の人物の偉大なる事
- (7) 公訴狀の内容には
 - (イ) 「給仕を通じ」とあるも之は給仕に命じたるなり
 - (ロ) 關入とあるも自分は皇軍の將校にして左様な亂暴者に非ず
- (8) 永田閣下に對して一刀兩斷を考へたるも之れは失態なり、一刀に非ずして一突きなることを要す此事は今後戸山學校に於ける武道指導上の參考とせられたし

(9) 公訴狀に永田閣下が顛倒しとあるも軍人は顛倒するものに非ず倒れたものなり

(10) 憲兵は妙なものゝ犬であると信ぜり

等奔放なる論斷を爲し最後に永田閣下の犠牲は尊く遺族の方には御氣の毒なれど此際官、民、軍凡て尊皇絶對の見地に立つに至れば閣下の靈も冥せらるべしと述べ終りたり。

次いで二月四日第四回公判に於ては決行直前に被告の認めたる手記に「決行の後は命課通り歸福任地に赴任する」旨の記載ありたるに對して法務官は一問一答的に訊問を爲し被告は「當時は絶對的境地にありて公判等の事は全然考慮になく自己の行爲は神の命によるものにて國法を侵し或は上官に對する暴行と云ふが如きは全然考へ及ばざりし旨を答へ更に、眞崎教育總監更迭發表後上京して西田、村中、磯部等より文書及口頭を以て統帥權干犯の事實を聴取せる顛末及當日の兇行狀況に關して圖面を中心に詳細なる訊問行はれたるが、更に一旦休憩の後午後法廷に於ては被告より「總監更迭に關して青年將校より聞知せるのみにて何故もつと確めなかつたかと問はれたるも、斯る質問を爲す杉原法務官は軍人精神の何物なるやを辨へざるに非らざるやを疑ふ、又國法に關する訊問ありたるも、國憲を重じ、國法に従ふは勿論なり」と爲し更に、國法問題に關して二、三應答の末「國法に觸るゝ事を考へざりしは認識不足なるも當時自己の考へたる通り上層部に於て反省せられたりせば斯る事にはならざりしを思ふ」等の信念を述べ結局「決行自體は惡事と思はず良き事を爲したりと信ず」る旨を陳述せり。

次で裁判長より昭和維新及統帥權の意義、犯行と軍規等に關して訊問あり、被告は、「軍規を紊したるは申譯なきも眞に私の氣持を理解されれば却つて軍規を振作したることとなるべし」と強調せり、越へて二月六日第五回公判に於ては檢察官及辯護人の補充訊問ありたるが、最後に滿井特別辯護人は、裁判は飽く迄公開たるべき事の要望を爲したる後、相澤中佐に對し「決行は個人たる相澤の行爲に非ずして永田閣下が統帥權を侵害せらるものなりとの考へより公人相澤として之を仆せる

ものならん、又同日再び問題となりし國憲及國法問題に關し、「皇軍の統制を紊るが如きものある場合は國法を越へても國憲を重んぜねばならぬ場合ありとの信念を以て決行せるに非ずや」等の問を發し、相澤は何れも之を容認せり。
 斯くて翌七日には鶴澤辯護人は政黨脫退の聲明を發する等公判は愈々最高潮に達し世人の關心を嵩めつゝありたり。
 (二) 證人及證據 次で同月十二日には事件當時の陸軍次官現近衛師團長橋本虎之助中將の證人訊問行はれたるも裁判は劈頭公開禁止となり、古莊陸軍次官、堀第一師團長及兩辯護人のみ入廷し約一時間三十分にて互に訊問行はれたり。更に同月十四日には證據品の提示、新見大佐、大藏中尉、大岸大尉、山岡中將、小川大尉及村中、西田等の證人訊問調書の讀聞け、被告の筆記及被告所持の怪文書數通に關して訊問應答ありたり。

更に二月十七日には開廷と同時に公開禁止裡に林前陸相の訊問、二十一日には非公開の健林大將の證言を被告に讀聞かせたる後午後三時二十六分に至り漸く公開となり、鶴澤辯護人より眞崎大將を、滿井辯護人より杉山中將、目黒憲兵大尉を夫證人に申請したるが眞崎大將のみ許可せられ他は保留となり直ちに閉廷したり。

斯くて二月二十五日には異常なる緊張裡に非公開の健眞崎大將の證人訊問行はれたるが、眞崎大將に對する訊問は正規の手續を得ざりし爲問題の核心に觸れざりしやの模様にて僅々五十分間の訊問に終り、愈々公判は緊張其極に達したるが、鶴澤辯護人は同日午後齋藤内府、大岸頼好大尉、菅波三郎大尉、赤鹿理中佐、福定無外、磯部淺一を、滿井辯護人は池田成彬(三井合名常務理事)、太田亥十二(池田の親族)木戸幸一侯、井上三郎退役少將、下園佐吉(牧野前内府秘書)、唐澤警保局長を夫證人として喚問さるべく申請し、續いて齋藤内府を始め各證人に對する申請の理由を滔々約三時間に亘りて暴露的陳述を爲したるが、其間滿井辯護人は「今日の狀勢に於て純眞なる青年將校達が昭和維新の實現を企圖するに至るは當然の事にし

て、今や我國は維新絶對必要の斷涯上にあり天機正に動かんとしつゝあり」等示唆多き辯論を爲したり。
 右に對し裁判長は檢察官に對し意見の有無を訊したるに檢察官は今回の二十七日に意見を述ぶる事となし午後五時閉廷したり。

四、衆議院議員選舉に關する運動

國家主義諸團體の衆議院議員選舉に關する運動は、月報一月分所載の如くなるが、今次の選舉に對する、客觀的諸情勢は、既成政黨勢力の萎微沈滞、選舉肅正運動の普遍化等により所謂新興勢力たる無產政黨乃至國家主義諸團體には極めて有利なる條件の下に置かれつゝあるに鑑み、明倫會、國民協會、其他の團體に於ては、この絶好の機會を捉へ全力を擧げて、選舉運動に集中し一舉に多數の議員を獲得、議會を通して政界の淨化廓正を爲すべしとの計畫の下に逸早く嚴選せる候補者を夫々各地に立候補せしめ、選舉期日の切迫と共に益々眞摯果敢なる運動を展開したるが、二月二十日投票の結果は、豫期に反して振はず、後記の如く、國家主義思想各團體並に之に接近せる關係にある者の立候補者二十二名中僅かに五名の當選を見たるに過ぎず、而も之等少數當選者自體に於ても、所謂地方有力者、或は前回又は府縣會其他に於ける同一地方の選舉經驗者たると同時に、有力なる、選舉地盤を有し居りたるものにして、之等の背景に依らず、單なる演說會、講演會等による團體の主張、政策の發表を選舉民に反映し當選を贏ち得たる者は絶無の狀況にありたり。

〔後記〕

團體名	選舉區	氏名	同	第二區	石原廣一郎
明倫會	東京府第五區	菊池義郎	同	同	神奈川縣第二區 守田貞記
同	京都府第一區	藪田九一郎	同	同	靜岡縣第五區 八木雄馬
國家(農本)主義運動の状況			同	同	山梨縣第一區 今井新造

同 岡山縣第一區 伊丹松雄
 國民協會 北海道第四區 赤松克麿
 同 神奈川縣第一區 津久井龍雄
 皇國農民自治聯盟 千葉縣第三區 石橋彌
 春風俱樂部 愛知縣第一區 齋藤貢
 學國社 靜岡縣第三區 村松道司
 信州郷軍同志會 長野縣第三區 中原謹司
 (明倫會) 同 第四區 關重忠

大日本經國聯盟 福島縣第二區 瓜生喜三郎
 大日本護國軍 山口縣第二區 青木作雄
 飛躍塾 熱頭 和歌山縣第一區 高幣常一
 創生會 福岡縣第三區 沖藏
 政黨解消聯盟 大分縣第一區 原尻東
 新日本同志會 富山縣第二區 高廣三郎
 中立 新潟縣第一區 北吟吉
 同 奈良縣全區 江藤源九郎

五、建國祭に於ける愛國諸團體の運動狀況

建國精神の高揚徹底を目的とする建國祭は、大正十五年二月十五日建國の佳節をトシ第一回式典の舉行ありて以來逐年發
 展して遂に一大國民運動化するに至り、本年も亦東京を始め全国各地の市、町村に於て、在郷軍人、青年團、其の他の主催
 にて盛大に行はれたり。

而して本運動は初め純真なる修養、教化團體等を中心とする眞摯なる國民運動として行はれ來りたるものなりしが、滿洲
 事變以來、國家主義運動の急激なる勃興に伴ひて、愛國諸團體の之に参加するもの亦多きを加へ、其の思想的影響を受くる
 に及び、漸次メーデーに對抗する愛國的示威運動に轉化せんとするやの傾向を示しつゝありたり。然るに本年度に於ては、
 當局の指導取締又は、各國家主義團體自體の運動不振等の爲、斯種團體の参加策動するもの著しく減少し、東京、大阪等を
 始めとして、各地共極めて平穩裡に經過したり。各地に於ける概況は次の如し。

(一) 東京

東京市四谷區明治神宮外苑内日本青年館に事務所を有する、建國祭本部に於ては、昭和十一年第十一回建
 國祭式典の舉行に關し早くより之が準備に著手し、一月中旬既に主催者、役員並に諸施設の要項等を決定したるが、本年度
 は従來の如く陸上のみ式典に止めず、飛行機、舟船等をも参加せしめ空、陸、水の三方面より赫々たる建國の精神を高揚
 宣傳せんとする、大規模なる計畫にありたり。

而して當日、陸上に於ては、九段式場以下八箇所、午前十時一齊に式典を舉行したる後四列縦隊の隊伍を整へ、宮城前
 廣場(八王子式場は多摩御陵前へ)に向け夫々示威行進を開始し、到着せる部隊は順次百名乃至二百名毎に、皇居を拜し聖壽
 萬歳を唱和散會し、午後一時十分、上野式場部隊を最後として嚴肅に終了したるが委員長島巢海軍中將以下各式場役員等四
 百三十名は午後一時三十分一同を代表して明治神宮を參拜し之を奉告祈願せり。

水上式典は陸上と同時刻、隅田公園淺草寄り隅田川水面に於て舉行し、参加舟船二十四艘二百五十名は直に航進を開始し
 芝浦港に上陸午前十一時三十分宮城を遙拜散會せり

この間、學生航空聯盟其の他の民間飛行機四十三機は之を三隊に編成し、羽田、津田沼の兩飛行場を離陸し銀翼を連ねて
 空中行進を行ひて、水陸の示威行進に呼應して氣勢を添へ、頗る盛會裡に終了せり。

敘上陸上建國祭に参加せる團體は其の數三百七十三、人員五萬七千六百三名(昨年は参加團體三三四、人員約五九、〇〇〇
 名)にして、在郷軍人分會、青年團、町内會の外、所謂親睦、修養、教化等の團體最も多く、勞働、信仰等の團體は其の一部
 の参加に止まり愛國團體に於ては更に殆ど参加を見ざる狀況に在りたり。

一方都下、大學、高等、專門學校等に於ても建國祭の舉行に關し夫々連絡協議を爲しつゝありしが、紀元節當日に先づ一
 國家(農本)主義運動の狀況

月九日之を行ふこととし、東京文理科大學以下三十五校職員學生一萬二千八百八十四名は當日午前八時より代々木練兵場に集合し、朝香宮殿下の御台臨を仰ぎて式典を執行したる後學生の大分列式を行ひ正午散會せり。

(二) 京都 在京都愛國諸團體に在りては、洛北青年同盟の提唱に依り、二月一日建國祭の準備委員會を開催して、本年は、京都愛國團體聯合會の名の下に舉行することを決定し、當日は、勤勞日本黨以下六團體約四十名、午前十一時、平安神宮前に參集式典を行ひたる後、宣言、決議の朗讀、有志の演説等を爲したるが辯士一名に注意を與へたる外格別の事故なく散會せり。

右の外救世軍及扶桑教人の道教團等に於ても示威行進、提燈行列等を舉行せり。

(三) 大阪 大阪市に於ては、例年の如く、府市主催にて當日午後二時十分より、紀元節奉祝大會を市内中の島公園に開催、一般市民男女教育關係職員生徒、在郷軍人其他約三萬人參集して式典を舉行したるが、皇道發揚會、大阪左官組合聯合會、大日本建國會、國士會の愛國四團體並に人の道教團(約四千三百名)も之に參加せり。

皇民大衆聯盟、大日本國社黨大阪府黨務局、國體明徴達成近畿懇談會等に於ても之と別個に夫々神宮參拜、祈願祭、茶話會等を開催せり。

(四) 横濱 横濱市に於ては、市聯合男女青年團主催の下に、男女青年團其他十團體人員約五千名は午後一時、横濱公園音楽堂に集合、市長代理鶴澤助役より市内青年學校三十七校に對し學校旗の授與を爲し、次で式典を舉行したる後、伊勢山大神宮に向ひて行進を行ひ到着隊列順に禮拜の上散會せり。

右の外鶴見區並に川崎市に於ても前記同様市又は青年團等の主催にて舉行せるが何れも何等の事故なく終了せり。

(五) 名古屋 大日本守國會に於ては、名古屋市所在各會社、工場等の女子従業員の加盟せる團體四十、人員一千百名を動員し、午前十時より同十一時四十分迄熱田神宮に於て、在滿將士の武運長久並に國家萬歳を祈願したるが、在名愛國十三團體約百名も右同様祈願祭を舉行せり。

其他の愛國團體並に宗教團體等に於ても夫々紀念講演會、座談會、旗行列、提燈行列等を開催せり。

(六) 其他 絃上の外建國紀念の各種催しは全國各地に於て夫々盛大に舉行せられ、愛國諸團體の之に參加せるもの相當ありたるが何れも平穩に終始せり。

六、神軍隊事件保釋者の動靜

神軍隊事件關係者は舊臘來保釋又は責付により全部出所して夫々就職若くは歸省しつゝあるが、關東側の一部にありては二月上旬左の如き印刷物を同志に配布して維新寮の名の下に同居生活を營みつゝあり。

謹啓

邦ハ内外最モ多事ナル折柄益々御健在御勇闘ノ段皇國斯道ノ爲萬々大慶ノ至リニ御座候

生等在獄中ハ一方ナラヌ御芳情ヲ辱フシ衷心ヨリ感謝感激ノ至リ厚ク御禮申上候。

茲ニ不肖等相寄り神軍隊公判ニ至ル迄ノ心魂ト頭腦ト肉體トノ皇化修練ノ道場トシテ去ル二月十一日ハ紀元節ノ佳節ヲトシテ左記ノ如キ寮警察規ノ下ニ「維新寮」開寮仕リ候間此段御通知申上候 昭和皇道維新ノ御大業翼賛ノ爲又何卒御高導御協力下サレ度懇願申上候

東京市淀橋區戸塚町一ノ五〇八

國家(農本)主義運動の狀況

維新寮代表 影山 正治

同 人 毛呂 清輝

中 村 武

永代 秀次

星井 眞澄

維新寮々々

一、我等ハ皇道ニヨル皇國維新ヲ期ス。

一、我等ハ皇道ニヨル亞細亞維新ヲ期ス。

一、我等ハ皇道ニヨル世界維新ヲ期ス。

維新寮規

一、本寮ノ同志ハ皇士タル大自覺ニ基キ皇國ノ眼目ヲ以テ任ジ一

死ヲ以テ皇運扶翼ノ聖業ニ邁進スベシ。
 下、本寮ノ同志ハ理論ト實踐トノ大乘の合體ヲ期シ口舌ヲ弄セズ
 私心私圖ヲ去リ血盟以テ維新ノ大義ニ殉ズベシ。
 一、本寮ノ同志ハ一切ヲ神意ニヨツテ斷ジ私生活ノ絶對的皇道化

ニ努メ爾後朴訥以テ大道ニ生死スベシ
 皇紀二五九六年二月十一日

以上

政黨運動の状況

一、大日本國家社會主義協會の近況

本協會は昭和九年三月石川準一郎一派が従來の日本國家社會黨準備會の内訌問題にて同準備會を脱退し、自己の勢力圏内たる「日本國家社會主義學盟」を本會に改組したるものにして其目的は、黨(國社)と併行して國家社會主義思想運動の展開にあるも結成直後既に極度の財政難等の爲何等見るべき活動なく僅に機關紙「國家社會主義」を發行して辛ふじて主義の宣傳を圖りつゝありたるが同機關紙も昭和十年一月よりは遂に休刊の止むなきに至り爾來全く有名無實の状態にありたり。如斯協會の不振狀況に鑑み最近會長石川準一郎以下幹部は寄々之が對策につき協議中なりしが、二月一日之が正式懇談會を京橋區寶町八重州園に於て開催せり。出席者は石川、別府外六名にして之が局面打開につき種々意見の交換を行ひたる結果、此際先づ萬難を排し機關紙「國家社會主義」を復活し以て四面楚歌の中にある協會及黨の勢力挽回を圖るべしと爲し之が具體的プランを石川の手許に於て作成したる後更めて正式決定することに申合せ散會したり。

二、各政黨の衆議院議員選舉對策運動(其の三)

今次の衆議院議員總選舉は、全國民の多大なる關心裡に二月二十日を以て無事完了したり。去る二月二十一日第六十八議會解散せられてより將に一箇月、此間特高關係各政黨にありては、時流に乗じて自派勢力の伸張を期し、夫々候補者を擁立、相當果敢なる鬭争を展開する所ありたるが、之が開催の結果は別表(衆議院議員總選舉に於ける進出状況参照)の如く候補者四十三名中當選者二十名にして併かも中十九名は社大黨に屬し、右翼政黨は僅に皇道會一名といふ惨敗にて聊か一般の豫期に反したる感あり。

如斯右翼政黨が社大黨の好調に比し著しく不振なる原因は種々あるべしと雖も右翼政黨が議會に對する關心の薄きと組織的地盤を有せざるに反し、社大黨は唯一の無產政黨として統一ある組織と強固なる地盤を擁し、當選第一主義を採れる等が其の主たる原因なりと認めらる。左に其後に於ける運動概況を掲記すべし。

(一) 社會大衆黨

(1) 概況

議會の解散により全國的に果敢なる選舉運動を開始したる本黨は、特に其の戦術を得意とする言論戦に集中し、二月に入るや黨本部は安部委員長名を以て主義政策を内容とするメッセーヂを作成し、全國各支部宛送付して之を演説會場に於て朗讀せしめたる外、同月五日、社會大衆新聞「總選舉特輯版」を發行し黨の主義政策の宣傳に努め、更に二月十日には別項の如く日比谷公會堂に關東大會を開催し、唯一の無產在野黨としての氣勢を揚げたるが、一方各地方支部に於ても黨本部の指示通達に基き夫々果敢なる鬭争を展開したり。

而して黨本部は現下非常時局に鑑み特に政見に於ても之が適合政策を加味し、終始國政革新及新政策實施の急務を強調したる爲各地共多大なる大衆の支持を博するに至り開票の結果は別表(總選舉進出状況参照)の如く擁立候補三十名中十九名の

當選者を獲得し、然も其の十一名は各地方に於ける最高點にして、落選者も何れも支點又は相當の得票ありて躍進の跡目
 覺しく、其の顔觸を見るも安部黨首をはじめ麻生書記長、鈴木、龜井、杉山、河野、河上、片山、淺沼等黨首諸部殆んど全
 部の外各地方に於ける中堅分子を網羅し、同黨は今や意氣軒昂たるものあり。而して本黨はこれを以て「我黨の政界革新、
 現状打破の旗色が反資本主義反既成政黨の鬱積せる國民的憤懣に點火し、爆發的なる國民的支持」を受けたるものに外なら
 ずとし、二月二十一日後記(二)の如き聲明書を發表したり。

如斯本黨の躍進目覺しき動向に對しては一般の齊しく括目しつゝある所なりと雖も一方黨内に於ては豫て本部の態度に懐
 らずと爲し居りたる東京市中野支部橋浦時雄及杉並支部書記長中井正晃等幹部數名は今選舉中麻生書記長に對抗して東京第
 五區より立候補したる日本労働組合全國評議會中央執行委員長加藤勘十の應援運動に奔走し、露骨なる反本部的態度をとる
 に至り黨内に相當の衝動を與へたり。其後之等分子は飽迄社大黨の右翼化に對抗し、加藤勘十を擁して新に左翼政黨を樹立
 すべく密に畫策しつゝあるやに傳へられ、一方黨内に黨及無産運動より引退せる淺原健三も其の主因が黨本部に對する反感に
 あるが如き點等に鑑み本黨としても單に一支部、一黨員の問題として等閑に附すべからざるものありて其の動向相當注意す
 べき情勢にあり。

(2) 關東大會の状況 本黨は全面的選舉運動に更に一大拍車たらしむべく二月十日、東京市日比谷公會堂に於て關東大
 會を開催せり。出席者は安部黨首以下本部員の外黨員其他參會者約二千五百名にして午後一時司會者三輪壽壯開會を宣し座
 長に黨首安部磯雄を指名推薦し安部座長席に就き現下時局の重大なると、社大黨としての立場につき説明して挨拶に換へ、
 後記(一)決議及宣言を可決して一旦大會を終了し引續き演說會に移れり。先づ (イ)淺沼稻次郎「第四次普通選舉に直面して」と

題し黨の全面的活動情勢を述べ續いて (ロ)民衆富んで國防完し 中村高一 (ハ)我黨の社會政策に就て 片山哲 (ニ)中小
 商工業者の要求 阿部茂夫 (ホ)我黨の産業労働政策 鈴木文治の順序にて何れも黨の主義政策を強調し、(ヘ)最後に書記
 長麻生久は「國內改革の斷行」と題し逼迫せる我國内外の情勢より國內革新の急務を説きたるも論旨中不穩の言辭あり中途遂
 に臨監警察官より中止を命ぜられ午後三時無事散會したり。

決議

後記(一)

我等は今回の總選舉に當り左の中心政策の實現を期す

- 一、労働議會政治の建設
- 一、大衆的増税反對
- 一、國民年金制の即時制定
- 一、民衆商工金庫の設置
- 一、重要産業の國營化
- 一、農産損失の國家補償

昭和十一年二月十日

社會大衆黨關東大會

宣言

今や昭和政戰史上に特筆大書さるべき普選第四次總選舉戦が全
 國的に展開されつゝある
 戦ひは既に開始された、今こそ我が社會大衆黨が、全日本の勤
 勞大衆の代表として、頽廢せる資本主義と、その代辯者たる既成
 政黨に對し、堂々の迫撃を加ふべき秋である

政黨運動の状況

滿洲事變以來反動の嵐の中に一時跳躍を擡いままにしつゝあつ
 たファッショは早くも凋落の時到来し急遽なる退潮を余儀なくせし
 められつゝある
 既成政黨は既にその威信を全く泥土に遺棄し去り、軍部、官僚
 又國民的要望に應答することを得ず、今や又一つ、我黨のみが、
 勤勞大衆の眞實の黨として要望の焦點となつて居る
 今日に於ける政局の不安定は、即ち資本主義の政治的危機の表
 現である、しかも、外海軍々縮會議の最終的決裂は國際對立をい
 よいよますます激化し内、軍需インフレ、低爲替輸出、その他一
 切の經濟恐慌克服の政策は逆に勤勞大衆の生活窮乏を擴大再生産
 しつゝあり、従つてこの政局不安は今や半永久化し、我黨によつ
 て一切の資本主義制度を革新するにあらざれば、斷じて如何なる
 安定にも到達することは出来ないものである、しかも見よ、かつて
 は四散五裂し抗争しつゝあつた労働戦線、農民戦線も、著々とし
 て我黨の旗の下に整備統一されつゝある
 昨秋全國的に舉行された府縣會選舉は、我黨をブルジョア政權
 の對立的政治勢力として拔くべからざる地步を確立せしめた、さ
 らば我が社會大衆黨は國內改革の斷行、労働議會政治の建設の大

旗の下に邁進また邁進、躍進また躍進、もつて資本主義の牙城に肉迫せん
關東地方に於ける我黨の精銳を結集してこゝに大會を開催したるに當り
右宣言す
昭和十一年二月十日

社會大衆黨關東大會

後記(二) 聲明書

激化する國際對立の危機、非常時局突破の爲めに國民の總意に問ふた今回の第四次普選は、我國政治史上の劃期的政戦であつた。我黨は國民大衆の要望を體して國內改革の斷行、新勤勞議會政治の建設を中心政策とし、烈態依然たる既成政黨の偽善政策に對

(二) 新日本國民同盟

本同盟(本部派)は一月二十一日第六十八議會の解散を見るや逸早く黨の態度を決定し、同時に各地方支部宛「衆議院議員選舉開争に關する件」と題する通達を發する所ありたり。斯くて同盟は公認候補として、若尾金造(山梨)手島剛毅(大阪)の兩名を擁立し佐々井委員長以下夫々之が應援に奔走する所ありたるが、二月二十一日開票の結果は別表(總選舉に於ける進出状況参照)の如く兩名共成績意外に振はず遂に落選せり。

(三) 大日本國家社會黨

本黨は今次の總選舉に際し黨財政の窮乏と其他諸般の情勢に鑑み全く無關心的態度をとるの外なかりしが、二月八日に至り突如奈良縣下より黨員清原一隆が立候補したるより同黨も漸く之を公認候補と決定し翌九日付を以て之が選舉開争應援に關する緊急通達を各支部宛通達したり。然るに立候補したる清原は他に九名の立候補あり甚しく立遅れの爲到底當選見込なきを悟り翌九日急遽立候補辭退の届出

を爲すに至れり。従て本黨としては結局一名の立候補も無く選舉運動としては僅に大阪府黨務局が友誼的立場より新國同擁立の手島剛毅を支援したるに過ぎざりき。

(四) 勤勞日本黨

本黨は選舉黨に非ざるも今期選舉を通じ愛國團體の全面的進出と黨の主義主張を廣く國民全體に宣傳する爲と稱し、曩に總理松谷與二郎を擁立することに決定し同時に此旨各地方支部宛通達する所ありたり。而して松谷は一月二十一日議會解散を見るや、翌日逸早く東京第六區より立候補の手續をとると共に即日選舉運動を開始し、二月五日黨本部名を以て左記の如き示達を全國各支部に發し只管之が運動に狂奔したるも日常同總理の利己的行動に慍らずとする黨内一方の空氣は自ら選舉應援に於ても熱意を缺き之が運動も他派に比し遙に不振の状況にありたり。果して開票の結果は別表(總選舉に於ける進出状況参照)の如く候補者十一名中第十位の不成績にて落選を見るに至れり。而かも本名落選の最大原因が敘上日常行動に對する内外兩面よりする不信の表現とも見らるべく、今次の落選は黨將來の消長に相當大なる影響を與ふるものと認めらる。

示 達

今回の總選舉に關し黨本部は全國黨員に對し左の通り示達す。
黨本部の選舉方針は我黨は選舉を第一の目的とする選舉黨にあらざる事は昨年施行せられたる全國府縣會選舉に際し示達せる通りである。然し今回の總選舉に當りては愛國團體の全面的進出と選舉を通じ我々の主義主張を廣く國民全體に宣傳する爲先に檢を以て全國に通達したる意圖の下に選舉戦に臨まんとするものである。具體方針としては

(一) 黨本部に於ては松谷總理の當選を期して斷然闘ひつゝある現

政黨運動の状況

抗して、全國に決死的闘争を敢行したのであつた。果せるかな我黨の政界革新、現状打破の旗色は反資本主義反既成政黨の體積せる國民的憤懣に點火し、爆發的なる國民的支持を受くるに至つた。

見よ！東京、大阪、兵庫、京都、神奈川、等々の各地に於ける我黨候補の未曾有なる最高點當選の戦績を！

我等が社會大衆黨は遂ひに勝てり、我等はこの澎湃たる新興勢力を代表し更に勇躍して、來るべき議會に於て腐肉の如き既成政黨の中央突破を敢行し國民大衆の要望に答へん。

昭和三十二年二月二十一日

社會大衆黨

- (二) 全國支部及支部聯合會は黨本部に激勵の書面又は電報を寄せらる事
- (三) 滋賀縣縣より立候補せる梅澤氏に對しても同様の方法を講ずる事
- (四) 黨の直接立候補はなくとも他の愛國團體より立候補せる地區は全力を擧げて其候補者を應援する事
- (五) 然し愛國團體より立候補のない地區は支部又は縣縣の機關に於て適當なる方針を樹立する事

(六) 全國支部及縣聯は選挙情勢を適時本部に通知する事
昭和十一年 月 日

(五) 立憲黨正會 屢報の如く本會は去る府縣會議員選挙に於ける惨敗と、昭和十年度會勢擴張計畫の蹉跌等により、今次の衆議院議員選挙對策に多大の齟齬を來したる結果、辛うじて總裁田中澤二外六名の候補者を擁立し得たるに止りたり。

斯くて本部に在りては各地支部の激動に努むると共に應援辯士の派遣、或は選挙資金の全国的募集等に奔走し、一面各候補者も亦主力を言論戦に傾注して必勝を期する所あり、其間群馬縣新田聯合支部長佐村敏郎が總裁苦職を憂慮するの餘り同志激勵文を血書して刺腹自殺を圖る等のことありて、奮闘大いに努むる所ありたるも遂に全候補者共落選し、殊に犬塚卯作(長崎)は供託金没收の厄に遭ふ等文字通りの惨敗を喫するに至りたり。

而して本會が多大の期待を以て臨みたる今次の選挙も、敍上の如く大敗に終りたる結果として全會員に及ぼせる精神的影響の相當大なるものありたるは蔽ふべくも非ず、必然的に從來の運動方針に對する再檢討論漸次有力化せんとしつつある状況なり。

(六) 愛國政治同盟 本同盟に於ける立候補者は總務委員長小池四郎(福岡)一名に止まり本同盟は全勢力を傾倒して同候補の當選を期したる所なるが、情勢容易に樂觀を許さざりしものありし爲、選挙期日の直前藤岡文六(兵庫縣愛國社同盟)其他の有力辯士の來援を求め舌戰大いに努むる所ありしも遂に惜敗するに至りたり。

一面本同盟に於て曩に提唱せる愛國團體選挙共同闘争委員會(一月々報参照)は、其後他團體の氣乗薄等の關係より殆ど何等の活動を見ることなくして終りたり。

(七) 皇道會 本會に在りては曩に選挙對策委員會を本部内に設けると共に、各地支部に對し有力候補者擁立方の態度に努めたる結果、平野力三(山梨)稻富稔人(福岡)瀧澤操六(栃木)の三名の立候補者を見るに至りたるが、瀧澤操六は其後成算なきを見越したるもの、如く二月三日立候補辭退届を提出する所ありたり。

斯くて實戦期に入るや兩候補者は本部より山下巍八郎其他本部員の來援を得て言論戦を展開し、特に本會の金城湯地とも云ふべき山梨縣に於ては熾烈なる運動を行ひて平野候補の必勝を期する所ありたるが、開票の結果は平野力三當選し、稻富稔人は八千餘票を獲得したるも僅少の差を以て敗れたり。

労働運動の状況

一、労働團體の總選挙闘争

近來各労働團體は政治闘争を第二義的とし等閑視する傾向ありしが、客年九月の府縣會選挙以來頓に之れが活潑なる運動を開始するに至り。而して本月二十日施行せられたる衆議院議員總選挙に際しては、各團體夫々所屬政黨等の擁立せる候補者を應援し果敢なる選挙闘争を展開する處ありたり、左に各團體の運動状況を摘記すべし。

尙労働組合に關係あるものにして立候補せる者十五名中(附録参照)當選者は十三名なり。

(一) 全日本労働總同盟 總同盟にありては客月十六日の第一回中央委員會の決定に基き社大黨と積極的に協力し同黨關係

の候補者を極力應援活動する處ありたり。

(二) 日本海員組合

海員組合にありては組合員に對し不在投票制を徹底せしむべく本月上旬一般組合員に對し「船員不在投票手續要綱」なる「リーフレット」を配布すると共に各支部に對し選挙運動に關する注意事項を指令せり。

尙本組合組織部員雁部平治は客月二十七日神戸港停泊中の日本郵船日光丸に赴き同船乗組員に對し「兵庫縣第一區より立候補せる河上丈太郎は我が組合が公認してゐるものであるから皆にそう言つて呉れ云々」と言明し河上丈太郎に投票を得せしむる行爲に出でたりとして選挙違反に依り檢舉せられたり。

(三) 海員組合長崎支部外二團體の選挙肅正委員会

海員組合長崎支部、長崎海友同志會、長崎印刷技工組合の三團體にありては本月五日合同選挙肅正委員会なるものを開催し、無産團體が純情なる氣持に於て選挙肅正に積極的に乗り出し國家に對し奉公の誠を致すべきなりとして種々協議し之れを實行する處ありたり。

(四) 海員協會

本團體にありては客月下旬一般會員に對し「不在投票の心得」と題する印刷物を配布して不在投票制の周知徹底を圖ると共に神奈川縣第一區より立候補せる岡崎憲(社大黨公認にして海員組合の顧問なり)及兵庫縣第一區より立候補せる河上丈太郎(社大黨公認)の兩名を極力應援することに決し會長小泉秀吉名儀を以て推薦狀を當該有権者及神戸在住船員等に發送すると共に幹部は演説會等に出演し極力應援運動に努めたり。

更に本協會内の公立商船學校出身者を以て組織せる十一會は兵庫縣第二區より立候補せる立川平(政友會)を應援することとし同区内に在住せる船主及船員關係有権者に對し會長佐藤廣政外幹部連名の推薦狀を發送し應援せり。

(五) 日本労働組合總聯合會

總聯合會にありては現在政治團體との關聯を有せざる爲め總聯合會より立候補せざる限り政黨の應

援は内部的統制上より差向へ本年は選挙肅正の徹底を強調し各自の自由行動に一任するが可なりとの態度を採り本月十五日附を以て別記(一)の如き示達を關係組合に發送せり。

尙本團體會長高山久藏は個人の資格に於て東京第六區より立候補せる勤勞日本黨松谷與二郎の選挙事務長となり積極的に應援活動を爲せり。

(六) 官業労働總同盟

本團體は主事川村保太郎が大阪第四區より社大黨公認として立候補せるを以て積極的に之れが應援活動を爲せり。

(七) 日本産業労働俱樂部

本俱樂部は去る一月八日の理事會に於て在來の無産運動は餘りにも政治運動に禍せられたる觀あり、我が産勞は從來政治運動を爲さざるを以て選挙運動に際しても各組合は統制を紊さざる方法を以て行ふことに決定せる爲め本團體の選挙闘争は極めて消極的なりき。

(八) 日本文通労働總聯盟

交總にありては去る一月十五日の中央常任委員會に於て總選挙對策の件を協議せる結果、客年七月の常任委員會に於て決定せる選挙對策方針に基き邁進すること並に社大黨支持以外の他團體と連絡を採りブルジョア政黨、反動候補者には絶對投票せざること等を決定せり。而して所屬組合たる東京交通労働組合は東京第五區より立候補せる全評委員長加藤勘十に對し幹部は殆んど演説會等に出演し積極的に應援せり、又大阪市電従業員組合は社大黨候補者を應援し演説及推薦狀に依る運動を爲したり。

(九) 大阪地方労働團體協議會

大阪市電従、大阪自従、全評、全水、全農等を以て組織せる本協議會にありては、本月四日委員會を開催し總選挙對策を協議せる結果、本協議會は改めて候補者を擁立せず労働組合全線的統一特に勞農提携の立場

に於て政治的進出を圖る爲め社大黨推薦の候補者を支持應援することに決定、各團體夫々應援せり。

(五) 日本労働組合全国評議會 全評にありては去る一月十一日選挙対策委員会を開催し選挙闘争に關する根本方針を協議せる結果、同月十二日附を以て別記(二)の如き指令を全国關係組合に發送せり。而して東京地方の所屬組合は第五區より委員長加藤勘十を擁立し全力を擧げて應援し相當活潑なる闘争を展開せり。又關西地評にありては選挙闘争並に加藤勘十應援運動として本月五日「政治闘争基金募集に就て」と題する印刷物を所屬團體に配布し、募金等に努むると共に左翼労働團體独自の闘争を展開する處ありたり。

(二) 岡山地方無産團體協議會 全評所屬岡山地方労働者組合、及全農、其他を以て組織せる本協議會にありては同縣第一區より全農の黒田壽男を擁立し全力を傾注して全面的に應援闘争を展開せり。

(三) 日本産業軍 本團體大阪聯合會にありては去る一月二十五日附を以て別記(三)の如き「議會解散に對する聲明」と題する印刷物を關係方面に配布せり。

別記(一) 示 達

今回の總選挙は政府の選挙肅正の趣旨を體し吾が組合は慎重に内外の情勢を察し、以つて労働者として愛國の至誠を發揮せられ

たし

(一) 選挙肅正の意義を徹底すること

(二) 労働階級に理解深き候補者を選ぶこと

(三) 日本内外の非常時局よりして祖國愛に徹したる候補者を選ぶこと

以上の趣旨に依り吾等は公正なる態度により今回の選挙戦を徹底

せられたし、右とくに示達致します。

昭和十一年二月十五日

日本労働組合總聯合會 東京聯合會本部

別記(二) 指令 第一號 一九三六・二・二二

日本労働組合全国評議會 選挙対策委員会

一、選挙対策に關する件

ブルジョア政局の動向は明瞭に第六十八議會再會後數日を出でずして解散せられようとしてゐる。我が全国評議會は常任中央執行委員會の下に選挙対策委員会を組織し來るべき選挙闘争

争に對する基準を協議した我が選挙対策委員會は次の如く指令

(一) 來るべき總選挙に對しては出來得る限り積極的に總選挙戦を闘ふこと

(二) 廣汎な未組織大衆をも動員する無産政治闘争をかきたてる機會とすること

(三) 労働組合の統一戦線のために労働提携の強化のために地方労働協議會を確立すること

(四) 候補者の選定について

イ、出來るだけ独自の候補を立てること

ロ、独自の候補なき時は、當該地方無産團體協議會、或は労働協議會の如き友誼團體間の協議によりて當該地方の推薦すべき候補を立てること

ハ、社大黨其他の所謂無産候補に對しては當該地方組合機關に於て態度を決定し、本部の對策委員會に上申し裁定をあらはくこと

(五) 應援闘争について

イ、全國評議會として独自の候補を立て、全勢力を集中すること、即ち闘争基金、推薦演説者を集中すること

ロ、全農、水平社、社大黨の一部階級的候補者のためには積極的な應援運動をなすこと

(六) 投票について

一、労働團體等の建國祭参加状況

(一) 東京地方 本月十一日の建國祭に對し東京地方に於ける愛國労働團體等は何れも組合員として参加せず青年訓練所員

労働運動の状況

六二

イ、ブルジョア政黨、ファッショ政黨には絶対に投票してはならぬこと

ロ、社大黨其他の無産黨候補に對しては充分批判し、階級的候補にのみ投票すること

別記(三) 議會解散に對する聲明

非常時日本に於ける議會解散の本義は 天皇政治の確立以外になしと信ずる。我等は今回の議會解散に於ける政府の議會解散理由及び政黨の態度に絶對的に反對するものである。

岡田内閣は先に國體明徴を二回も國民に聲明し乍ら彼等の思想行動はあくまで國體不明徴であり、憲政常道論に偽裝されたる、民主民政の政權復歸者である

各政黨も亦同じく、英國流れの自由民政政體である議會政治要望者であり政黨政治復活第一主義であり政民兩黨は政權濫竊争奪母體である

我等は議會は神聖なる 天皇政治翼賛の府、即ち、

(神集ひに集ひ、神議りに議りて、皇運扶翼、大政翼賛を申さぐる神聖なる庭であるべきである)

と信じ今回の政府並に政黨の議會解散及選挙に對する態度に反對すると共に日本産業軍の議會解散及び選挙に對する大義徹底の爲に右聲明するものである

昭和十一年一月二十五日

日本産業軍大阪聯合會

及在郷軍人等の資格にて相当多数(實數不明)各式場に參加せり。

(二) 中部地方 中部地方に於ける日本主義労働團體大日本忠孝労働、中部港灣労働、總聯合愛知縣職、新日本海員組合名古屋支部其他數團體は(三百餘名)熱田神宮に於て建國祭祈願式或は團體參拜等を爲せり。更に日本主義労働團體中部地方協議會にありては當日午後七時より名古屋市内二箇所に於て演說會を開催し、又日本主義労働團體瀬戸地方聯合協議會は建國祭マーク九百箇(一箇十錢)を一般市民に頒布し、利益金を市社會事業に寄附せる外市當局主催の建國祭に參加する等結束の強化を圖ると共に、日本主義労働團體の存在を一般に認識せしむる處ありたり。

三、全評關西地方評議會の内訌

日本労働組合全國評議會關西地方評議會内部に、近時舊總評系と舊統一會議系との間に日常闘争並に戰線統一方針等に付き意見の相違を來し、常任委員間の確執となり、加ふるに一部常任は日常の活動極めて消極的なるのみならず素行上に於ても兎角の風評を生ずるに至り、統制漸く紊れつゝありし爲め安島高行、兼島影毅等の古老幹部等は非常に憤慨し延て古老對常任の争ひをも惹起し事態愈々紛糾化せんとする情勢を示せり。依つて一部幹部は事態の表面化を防止し圓滿解決に努力する處ありたるも奏效せず、本月一日以來執行委員會或は各産業別委員長に常任を加へたる小委員會並に常任委員會等を開催して之れが打開策に付き種々協議せるが何等決定を見る能はざりき。

而して本月十一日夜關西地評委員長安島高行召集の下に、古老並に常任を合したる最高幹部會を開催し、種々協議せる結果、過去一切の確執を除去し全評擴大強化の爲め斷乎常任全部(八名)を一旦辭職せしむると共に四名(富家一、尾崎一雄、柳本義雄、岡田三郎)の新常任を任命し書記局を構成せしめ、從來の如く産別分擔的に配置せず書記局に於て全般的に分擔し

古老幹部と協力し古老幹部は從來の消極的態度を一變して第一線の活動に積極的に助力すること等を決議せり。而して以上の如く新陣容を整備したるが未だ正式機關の承認を得ざるを以て、關西地評大會或は擴大執行委員會に於て承認を求むること、し夫れ迄暫定的常任執行委員會として存置することし會務を遂行しつつありて、表面的には一應本内紛も解消せられたる如く見受けらるるも其實寧ろ之れが爲め内部に種々複雑なる問題發生し、就中唯一の所屬團體たる關西電氣労働組合は大同電氣労働組合と合同せんと畫策しつつあり若し之れが實現を見んか、關電脱退後の關西地評は殆んど壊滅に等しき状態となる模様なり。

四、全日本労働總同盟の動靜

(一) 交總、市從への合同提唱 本同盟にありては前號既載の通り客月十六日第一回合同促進特別委員會に於て「今後交總、市從等堅實なる労働團體と積極的に合同促進を圖ると共に此旨交總、市從に對し文書を以て通告し、適當の時機に交總及市從を代表者と合同に關する懇談會を開催すること」を決定し、此の決定に基き客月二十二日總主事菊川忠雄は交總及市從本部を訪問し、「合同懇談會提唱狀」を夫々代表に手交せり。之れに對し交總、市從は正式機關の決議を経て回答する豫定なるが、總選舉其の他の事由に依り未だ機關の決議を経るに至らず、而して交總、市從の最も苦慮するところは全評との關係にして、東京市從は兎も角交總殊に東交と全評との關係は前記合同提唱に應ずるに至る迄には相當迂餘曲折は免れざるべく、更に大阪に於ける大阪市電從と全評關西側との關係は東京側と逆のデリケートなる關係にあるを以て合同提議に應ずる場合には之等の問題は簡單に處理し得られざるべし。何れにせよ交總の動向は相當注目に値するものあり。

(二) 本部特別基金募集運動

本部の經濟的並政治的諸活動に資する爲めの特別基金募集計畫を樹て、本月十一日を第一回

基金データーとして全國組合員より金拾錢以上を募集することとし、客月三十日附を以て之れに關する印刷物を所屬團體に發送せり。

(三) 機關紙發行 客月十六日の第一回中央委員會に於て「機關紙の名稱其他機關紙に關する一切を松岡會長に一任」と決定せるを以て其後松岡は舊總同盟本部機關紙「勞働」を其儘新同盟本部機關紙として採用することに決定し、本月一日附「勞働」第一九十五號を發行所屬團體等に發送せり。

農民運動の状況

一、農業關係團體の運動

産業組合關係團體及系統農會に在りては、過ぐる第六十七帝國議會に於て農村關係重要法案が總べて審議未了となりたるに鑑み、農村問題の解決は先づ農民の政治的自覺に俟たざるべからずと爲し、爾來農民の政治的自覺促進に努め第六十八帝國議會對策として農村關係重要法案の通過促進を期することとせり、衆議院解散の爲總選舉に際しては農村及産業組合に理解ある人士を選出することに努むる處ありたり。

其の状況左の如し。

(一) 産業組合中央會に於ては一月二十五日第三回全國産業組合長會議を開催し、志立會頭より開會の辭として、「産業組合

關係者としては此の選舉をして有意義ならしむる爲最善の努力を傾注する要がある」と述べ、協議事項として「産業組合關係重要法案ニ關スル件」を附議し、「農村の實情竝一般社會情勢に鑑み米穀自治管理法及産藪處理統制法案の速かなる實現を切望すると共に、産業組合事業制限に對しては徹底的反對を爲し以て國家の諸政策と相俟ち眞に庶民大衆の自主的經濟組織の確立を圖り、國民經濟の進展に貢獻せむことを期す」との決議を可決し、實行委員十名を擧げ關係當局に陳情することとせり。

(二) 又全國農村産業組合協會に於ては一月二十七日第三回全國農村産業組合總會を開催し、議會對策として今回政府提出の米穀自治管理法、産藪處理統制法案は衆議院の修正を殆んど其の儘容認せる不徹底なる法案なるも、農村の現状と議會の情勢よりして此の際同法案を支持することとし、別記の決議を可決せり。尙總選舉對策としては組合員をして選舉肅正の實を擧げしむると共に政黨政派の如何に拘らず、眞に農村の利益を念とし産業組合に理解ある士を選出することに決し之が決議を爲す處ありたり。

(別記)

農村關係法案ニ關スル決議

第六十八帝國議會ニ提出セラレタル米穀自治管理法、産藪處理統制法案ハ第六十七帝國議會ニ提出セラレタルモノニ比シ其ノ内容ニ於テ幾多ノ差異アルハ吾人ノ甚ダ遺憾トスル所ナリ、然ルト雖モ農村現時ノ狀況ハ米穀統制ノ強化、産藪ノ處理統制ニ關スル急速ナル措置ノ實現ヲ必要トスルヲ以テ之等法案ノ速ナル確立ヲ仰望セルニ拘ラズ今回第六十八帝國議會ハ解散セラレ之ガ實現ヲ見ルニ至ラザリシモ政府ハ宜シク之等法案ヲ次期特別議會ニ提

農民運動の状況

出シ其ノ成立ヲ圖ラレンコトヲ切望ス
更ニ肥料工業統制法案ニ付テハ現時ノ肥料價格ノ昂騰ト肥料製造業者ノ之ニ處スル態度トニ鑑ミ今後肥料ノ價格ヲ公平ナラシメ以テ農業經營ノ基礎ヲ安固ナラシムル法制ノ實現ヲ要望ス
今ヤ農村ノ實狀ハ産業組合ノ活動ニ依ル自主的經濟組織確立ノ要切ナルモノアリ。吾人ハ産業組合事業制限ノ如キハ斷然之ヲ排撃シ益々産業組合ノ整備擴充強化ニヨリテ農村ノ振興ヲ期シ國家ノ興隆ニ貢獻セムコトヲ期ス

(三) 産業組合青年聯盟全國聯合は總選舉對策方針中に「産業組合關係重要法案に對する正しき輿論喚起の爲の行動を積極すること」の一項を加へ居れり。

尙總選舉に當りては産青聯独自の立場に於て之が對策を樹立して、一月二十七日所屬聯盟に對し通達せるが其の主なる點は選舉行動目標として (イ)米價の平準化を圖れ (ロ)養蠶農家の窮境を救へ (ハ)肥料値下の工作をせよ (ニ)消費者の爲物價を値下げせよ (ホ)國民の健康増進を圖れ (ヘ)中商工業者の資金難を緩和せよ (ト)農産物の販賣權を農家の手に (チ)産業組合の事業制限絶對反對を掲げて之が趣旨を盟友は勿論況く有権者に徹底せしむることに努力すべきことを主張し又選舉權ある盟友は中小産業者の利益伸暢、産業組合運動の進展、選舉の徹底的肅正を念として行動すること等なりとす。

(四) 帝國農會に於ては一月二十一日、二十二日の兩日に互り道府縣農會長協議會を開き議事として、「從來農會の主張せる重要農政問題實現促進に關する件」「來るべき衆議院議員選舉對策に關する件」「疏安暴騰應急對策に關する件」を附議せるが、何れも十七名の委員に附託せるに同委員會に於て農政問題に就いては、左記決議案を作成し本會議に上呈せるに異議なく承認し、陳情委員六名を擧げたり。尙總選舉對策としては農業者の自覺を促す爲帝國農會と道府縣農會と連名のポスター一枚刷を作成農村に普及せしむることとせるが、其の一枚刷は「衆議院議員總選舉に對する農業者の覺悟」と題し米穀、蠶絲、肥料政策の確立、負擔不均衡の是正、農業團體の活動助成の實現を主張し、來るべき總選舉には眞に農村を理解し熱意ある高潔の士を選舉すること、誘惑情實壓迫に屈せず選舉肅正の實を擧ぐることに、選舉權を尊重し棄權せざることにの三項を擧げ居れり。

(前記)

重要農政問題實現促進ニ關スル決議
重要農政問題ノ解決ハ現下農村ノ實狀ニ鑑ミ瞬時モ之カ遷延ヲ許サス、依テ吾等ハ全力ヲ盡シ來ルヘキ特別議會ニ於テ之カ實現ヲ期ス。

二、農民組合の衆議院議員選舉運動

衆議院議員總選舉に對する農民組合の運動は、既成政黨の凋落不振と理想選舉を目標とする國民的肅正運動の影響に依りて、二十三名の候補者中十名の當選者ありたる等全く豫期以上の好成绩を収めたり。之れが概況次の如し。

(一) 選舉對策 農民組合中選舉對策を決定したるは全國農民組合のみなり。即ち全國農民組合に於て「ブルジョア政黨

及官僚、軍部の政治によつて生活の安定を得なかつた勤勞大衆は、重苦しきファツシヨ的勞團氣を破つて新興政治勢力の出現するのを力強く希望して居り、而かも昨秋の府縣會議員選舉の後を享け狀勢は極めて有利に動いて居る」と稱し、今次の總選舉には無産政治運動躍進のため、將又全農擴充のため、積極的闘争を行はざるべからずとなし、本年度全國大會（一月十五、六日）に於て

(1) 候補者は (イ)眞面目に階級運動に従事し居る人 (ロ)組織の統制に服する人 (ハ)明確な意識を持ち壓迫懷柔に屈せぬ人 (ニ)可成政治的手腕のある人を選ぶこと

(2) 立候補地は 有望なる地區に集中する方針を取り、亂立を避けること

(3) 社會大衆黨其の他無産團體のある場合には協力し効果を擧げる様努めること

等の具體的方針を決し、更に總本部に選舉對策委員會を設置すると共に岡田宗司、西納補太郎、大西十寸男以下十三名の

委員を置き、選挙戦術に遺憾なきを期することとしたる外、其他の組合にては格別選挙対策を決定するに至らざりし状況なり。

(二) 候補者の辨立 候補者は大阪、神奈川、兵庫、新潟、群馬、千葉、栃木、静岡、山梨、宮城、秋田、岡山、広島、香川、高知、福岡、鹿児島の一府十六縣に互り全會一名、全農十五名(内社大黨員十三名)日本農民組合總同盟一名(社大黨員)日本農民組合二名(皇道會員)其他の組合員四名合計二十三名にして前回の二府四縣に於ける八名に比し著しき増加を見たり。(附表参照)

(三) 選挙の結果 選挙の結果は附表に示すが如く、當選者全會一名、全農六名(内五名、社大黨員)日本農民組合總同盟一名(社大黨員)日本農民組合一名(皇道會員)其他の組合員一名(土佐農民總組合)の十名にして、實に四三%の當選率を示し前回到ける當選率一二・五%に比し全く躍進的の好成績を收めたり。

斯くて農民組合側は此の結果を目して、一般農民の組合活動に對する共鳴と所謂重苦しきファツシヨ的雰圍氣より逃れんとする氣運の顯現なりと稱し居れり。

商工運動の状況

一、米穀業者の一齊休業等の計劃

(一) 過ぐる第六十七帝國議會に提出せられたる米穀自治管理法案に對し、全國米穀商組合聯合會は米穀の配給機關を排除

せむとする暴案にして業者の死活問題なりとして猛烈なる法案反對運動を起し、昨年二月八日東京市國技館に於て米穀自治管理法案反對全國米穀商大會を開催して氣勢を擧げたるが、同大會に於て當日を業者の記念日と爲し一齊休業の申合せを爲したり。

(二) 東京白米商同業組合にありては右申合せを實行すべく二月六日各支部長に對し來る八日は業者の記念日に相當し休業することとなり居る旨の通知を發せり。警視廳當局に於ては業態に鑑み一齊休業を爲すは一般社會に及ぼす影響尠からず不穩當と認め同組合重立者を招致し諭示の上之を取止めしめたり。

又三重縣米穀商組合聯合會に於ても當日一齊休業すべく各郡市同業組合に對し指令を發したるを以て三重縣當局に於ては不穩當と認め諭示中止せしめたり。

尙千葉縣穀肥商同業組合は一月二十六日役員會を開き米穀自治管理法案對策等に就き協議したるが其の際二月八日の第一回全國大會及三月十一日第二回全國大會の兩日各組合員は各戸に國旗を掲揚することに決定したるが千葉縣當局に於ては不穩當と認め諭止中止せしめたり。

水平運動の状況

一、全水中央執行委員長松本治一郎衆議院議員選挙運動の状況

全國水平社中央執行委員長松本治一郎は、這般の衆議院議員選挙に際し、福岡縣第一區より立候補し、一四、四三九票を

獲得し、定員四名、候補者九名中第三位にて當選せるが、その運動状況次の如し

(一) 選挙委員長の選任 選挙事務長には従来の如き水平社特有のセクト主義を排し、専ら實力信望を第一條件として非同人なる福岡市在住辯護士三好彌六を選任し、當選第一主義の下に之が指導統制に當らしめたり。

(二) 文書戰 全水福岡聯合會並全農福佐聯合會關係者其他一般有権者に對し二月五日付立候補挨拶状を送付したる外、選挙期日切迫するに伴ひ、水平社同人中の有力者及土木請負關係者より續々推薦状を發送し、その數一萬九千通に達したるが、就中土木請負業關係者配下の労働者への推薦状は相當の効果を擧げたる模様なり。而して立候補挨拶状に於ては「明朗なる民衆政治樹立の爲に最後の血の一滴まで闘ひ抜く」べきことを強調して次の如き政策を掲げたり。

- 一、勤勞大衆の負擔を軽減し、大富豪に高率累進課税
- 一、勤勞大衆に生産資金の無利子無擔保貸與
- 一、失業者保護法、退職積立金制度の即時制定
- 一、労働者最低賃銀法の制定
- 一、下級官吏、薄給サラリーマン労働者の待遇改善
- 一、農漁山村の徹底的保護政策の實施
- 一、土地引上げ、立毛差押へ、立入禁止處分絶對反對
- 一、災害農民に充分なる飯米と肥料の無料給付並税金の減免

- 一、小開墾補助費交付制度の復活
- 一、出征、入營、戦死、傷病兵士、家族の生活の國家による保證
- 一、一切の社會施設費、社會事業費の増額並にその全額國庫負擔
- 一、義務教育費の全額國庫負擔
- 一、身分的民族的差別の撤廢
- 一、富豪の脱税並瀆職官吏の嚴罰
- 一、フアツショ反對

(三) 言論戰 言論戰には全水中央委員、全水福岡縣聯合會の幹部及社會大衆黨福岡縣聯合會所屬員等の應援を得て一日

十數箇所に互り舌戰を張り、二月十九日迄に一七六回、聴衆延人員二三、八八七を算し、同選挙區内候補者中回数に於ては第一位、聴衆數に於ては第二位を占めたり。

尙ほ當選原因と認めらるゝ事情には勿論種々錯綜せる事情ありと雖も、其の主たる勝因は従来の如き身分的セクト主義を放棄して中立を標榜し、努めて一般大衆の獲得に努めたるにあるものゝ如し。

即ち前記の如く、選挙事務長には同人外の有力者を選任し、應援辯士には無産者各派の一流辯士多數を迎へて言論戰に主力を注ぎ、而もその論旨は従来の如き主義的言論即ち身分的乃至は階級闘争的論議を努めて避け、主として一般大衆の生活上の觀點より論議したることなど當選の主なる原因と認めらるゝ、尙その他候補者自身の平素に於ける無産者貧民に對する社會奉仕的救済が一般下層階級の支持を絶對的ならしめ、又既成政黨の候補者が遠慮せるやの感ある「フアツショ」排撃を絶叫したることが、インテリ階級の共鳴を得たる模様なり。

朝鮮人の運動状況

一、建國祭當日に於ける在朝鮮人の動靜

東京市に於ける第十一回建國祭は別項記載の如く、(國家主義運動及労働運動の項参照)二月十一日午前十時より神宮外苑、九段、上野、芝、淺草、本所、深川等各式場共一齊に開式同十時三十分前後式典を終り、宮城前廣場に向け行進、到著順に宮城を遙拜 天皇陛下萬歳を三唱し、逐次全員散會したるが、當日の參加團體三百五十六、人員五萬七千八百五十三名中、在京朝鮮人参加者は相愛會七〇名(本所式場參集)、榮尙協會一五〇名(上野式場參集)、東京協和少年團七〇名(芝式場參集)

朝鮮人の運動状況

合計二九〇名にして、何れも幹部引率の下に内地人團體に伍し極めて静肅に行進し何等事故なかりき。

二、衆議院議員選挙に對する在留朝鮮人の進出状況其他

朝鮮人一般が政治に興味を有し、之を批判容喙せむとするの風は、一の民族性と云ひ得べきものあり。在留朝鮮人にありても、昭和七年朴春琴が衆議院議員に當選以來、其の政治的關心漸次昂まり、各地の地方議會等に對し相當数の議員を選出しつゝあり。今、本月二十日施行せられたる第十九回衆議院議員總選挙に對する在留朝鮮人の進出状況其他を摘記せば概ね次の如し。

(一) 立候補状況

(1) 朴春琴(前議員)

一月二十二日東京第四區(定員四名)より中立を標榜して立候補せり。前後四〇回に互り演說會を開催し相當活潑なる運動を展開せるも時利あらずして落選し、唯一の朝鮮代表としての特異の存在を失ふに至れり。

(2) 李善洪

一月二十七日大阪第四區(定員四名)より中立を標榜して立候補す。同區鮮人有権者二二、〇七一票を目標に(イ)参政權問題、(ロ)徴兵令施行問題、(ハ)義務教育の實施問題、(ニ)渡航證明書問題等を中心として前後九五回に互り演說會を開催し前回の雪辱戦を展開せり。然るに本名は最近在阪鮮人間にさへ信望薄く爲に豫期の得票なく再び落選せり。

(二) 選挙運動

各地に於て朝鮮人有権者の投票獲得を目的に、融和團體幹部若くは多少信望ある鮮人を以て選挙委員又は勞務者と爲す候補者相當ありたり。又内地人候補者及び同選挙委員等と平素の事業關係にある朝鮮人其他にして演說又は推薦狀により之を應援せる者尠からず、前回總選挙に比し選挙運動に關與せる者著しく増加せり。

(三) 投票状況

各府縣當局並融和團體等による棄權防止の宣傳にも不拘内地人有権者に比し、其成績著しく不良なりき。

其の主たる事由は在留朝鮮人の大部分が低級なる下層勞働者なるに起因す。今其の一例を示せば山口縣に於ては六割一分強の棄權率を示し其内譯は (イ)文字を解せざる爲め棄權四割弱。(ロ)異動頻繁にして同一市町村内に定住せざる爲め棄權四割強。(ハ)政治的意識低級にして選挙に無關心なる爲め棄權一割にして、各地共大體三割六分乃至六割一分強の棄權率を示し全國平均棄權率二割一分に比し大なる懸隔あり。

(四) 選挙違反

各府縣當局は勿論融和團體其他に於ても會合を利用し或は謄文印刷物の配布等に依つて選挙肅正の普及徹底化に努むる處ありたるが、

(1) 特要鮮甲許煌は、福岡第二區木曾重義候補の爲め、鮮人下宿業周甲祚外二二名に對し饗應の上投票を依頼せり。

(2) 土木請負業洪玄用は、長崎第二區中田正輔候補を當選せしむる目的を以て、人蔘ソツプ販賣業守東柱外四名に對し饗應の上投票を依頼せり。

(3) 株式仲買外交員張斗鎮は、東京第四區より出馬せる各候補者の選挙事務所に至り、内地人「高松弘」と詐稱し大東共和會長にして會員三〇〇餘名あり。積極的に應援すべしと投票の豫約を爲さんとせり。

(4) 土木請負業崔俊徳、代書業韓海川は山口第二區保良淺之助候補を當選せしむる目的を以て鮮人下宿業南三龍外三名に對し再三戸別訪問個々面接の行爲を敢行せり。

(註) 別項特高關係各種團體の衆議院議員總選挙に於ける進出状況参照

三、海外不逞鮮人の内地潜入取締状況

支那、北米、布哇等に蟠踞蠢動中の所謂海外不逞鮮人にありては、最近國際關係の錯綜複雑化に伴ひ其の活動相當活潑と

なり、殊に對日兇暴計畫實行の目的を以て極めて執拗果敢に内地潜入を企てつゝある模様なるが、之等分子は概ね商用又は内地經由にて歸國するが如く、巧みに藉口して内地の情勢視察其の他の密命を帯びて渡來しつゝある状況にして、現に本年に入りてより左記の通り海外不逞分子と關係ある容疑鮮人を檢舉せる事例あり、將來海港警備上最も嚴重警戒を要するものありと思料せらる。

記

檢舉官廳	檢舉年月日	被檢者		職業者	摘 要
		本籍	住所		
兵庫	昭和十一年一月二十日	京畿	天津	李公巷コト 李圭廷 當四十二年	本名は商用の爲めと稱し一月二十日天津より神戸に渡來せるものなるが、陸に際し査察の結果、上海假政府交通部委員と署に於て檢舉取調の結果、曾て上海假政府交通部委員として活躍せることあり最近之等不逞分子と交通を絶ち取ら海産物商を営みつゝある旨自供せるも眞偽判然せず取致せる二月三日制令第七條違反事件として所轄檢事局に送致せられたり。
右同	一月二十六日	慶南	右同	朴壽福 當二十三年	本名は前記李圭廷の店員なるが、主人李圭廷に對し大阪製メリヤス類の販賣を提唱し之が商況視察の爲めなりと稱し同道渡來したるものにして外地不逞輩と連絡し居れるものと思料せらるゝも差當り物的確證なきを以て嚴論の上李圭廷と共に二月六日天津に送還す。
右同	一月二十六日	京畿	北米加州	韓錫源 當四十二年	本名は京城主日學校副總務に就任の目的を以て歸國せるものなるが、在米中假政府幹部李承晩と交通關係あり同人と同列檢舉せる寫眞を携帶し査察の結果、あるを以て神戸水上署に檢舉取調の結果差當り之が確證を掴むこと能はざりしに依り附尾警署に送還せしむ。
神奈川	二月七日	慶北	布哇	斗生コト 朴秀轍 當五十三年	本名は二月八日プレスデントフーバーにて歸國の途次横濱水上警察署に於て檢舉取調するに在布不逞鮮人團體布哇國民會に入會し會費を納入する傍ら在米不逞團幹部李承晩等と交通關係ある模様なるが、舉證困難の爲め一應放還二月二十五日附尾警署に送還せしむ。

四、二・二六事件に對する在留鮮人の動靜

本事件の突發に伴ひ戒嚴令の發布を見るに至るや、當日在京一般鮮人にありては、往年關東大震災當時に於ける朝鮮人虐殺事件を聯想し、恐怖の念に驅られ戦々兢兢として概ね屋内に蟄居他出せず、殊に芝、本所方面の一部朝鮮人にありては秘かに避難準備を爲すものすらありたるが、特に警視廳に於ては流言蜚語に對する徹底的取締を勵行すると共に彼等の身邊に對しては絶對安全を保障し専ら輕舉盲動を戒めたる爲め、何等の動搖を見ずして無事經過し、又一方全國各地方にありても各廳府縣の治安維持に對する機宜の措置に依り極めて平穩裡に經過せり。

尙前述せる如く目下の處在留鮮人は今回の事件に對し一般に靜觀的態度を持しつゝあるも、斯る國內動搖に紛れて何時海外不逞分子の潛入を見るやも難計此の際特に海港警備の完璧を期すると共に一般鮮人の動向につき嚴重監視するの要あるものと思料せらる。

五、大阪府内鮮融和事業調査會の活動状況

(一) 矯風會の増設 本會は客年以來總會の決議に基き在阪鮮人の生活改善教化方法として鮮人密住地域たる鶴橋以下五警察署に矯風會を設置したるが、其の成績良好なるに鑑み、更に本年度より市岡、朝日橋、戎、芦原、曾根崎、福島、網島、十三橋、大和田、堺、御厨の十一警察署に之を増設することに決定、目下之が實施準備中なり。

(二) 不良住宅の整理 今福警察署内矯風會に於ては管内北清水町六五七番地空地を無断占據しバラックを建設せる朝鮮人住宅十六戸及同鳴野町府有地所在十四戸の不良住宅整理を實施することとなり、客月二十三日居住者三十名を事務所に招致し土地不法占據の非なることを諭示し任意移轉方を懇談したるに彼等は何れも其の趣旨を了解し、北清水町は一月末日鳴野町は二月五日を期し立退きを實施することを約し目下他に移轉準備中なり。

(三) 國民精神作興運動 今宮、中本兩警察署管内矯風會にありては、紀元節當日責任指導員をして一般會員に對し神社参拜、宮城遙拜、國旗掲揚等を奨励せしむると共に「紀元節」と題する國民精神作興に關する印刷物を配布し、更に精神訓話を試むる等専ら國民精神作興運動に努めつゝあり。

(四) 朝鮮人親睦團體の統制運動 管下に於ける朝鮮人の融和親睦團體は現在百九十團體、會員一萬八千六百六十餘名を算し其の大半は概ね職業的融和運動者の設立に係り各種の弊害を伴ひ甚だしく内鮮融和を阻害しつゝある狀況なるを以て斯の種不良團體の統制を爲す方針なるが、今回今福矯風會に於ては事業擴張の前提として既設親睦團體の整理に著手し目下之が工事中なり。而して既に管内湖南九種組合以下三團體は此の趣旨に賛同し任意解散の申出を爲すに至る等著々其の實績を收めつゝあり。

(五) 皇軍慰問金の贈出 鶴橋矯風會加入の鮮人にありては、在滿皇軍慰問の目的を以て客月中旬以來有志を募り應分の贈金を求めつゝありたるが、此の程會員二百七十八名より合計六十五圓六十五錢の寄附ありたるに付、客月二十八日大阪朝日新聞社を通じ之が處分を寄託せり。

六、朝鮮人の内地出入状況調 (凡例○印増 △印減)

月次	入國者	出國者	入國者と出國者との比較		前年同期との比較	
			入國者の増	出國者の増	入國者	出國者
一月	九、四六三	一八、八八六	九、四二三	△	八九五〇	二、七八八
二月						
三月						
四月						
五月						
六月						
七月						
八月						
九月						
十月						
十一月						
十二月						

雜 錄

特高關係主要機關紙發行狀況

(本表は昭和十一年二月中に發行したるもののみを記載す)

機關紙(誌)名	機 關	發 行 月 日	發 行 番 號	處 分 月 日	備 考
水 平 新 聞	全國水平社總本部機關紙	二、五	第一六號		
社會大衆新聞	社會大衆黨機關紙	二、五	第八〇號		
土地と自由	全國農民組合機關紙	二、二〇	第一四三號		
明 倫	明倫會機關誌	二、一	第二四號卷		
明 倫 新 報	同 右(紙)	二、一五	第一二號		
皇 道	皇道會機關誌	二、五	第二四號卷		
進 め	進め社機關紙	自二、一 至二、二八	自六三〇 至六五一〇號		第六四四號、第六五一號各禁止
錦 旗 國 民 軍	新日本國民同盟機關紙	二、一五	第八〇號		
錦 旗	同 右(誌)	二、一	第一五號卷		
日本農民新聞	日本農民組合機關紙	二、一	第四一號		

運 動 日 誌

國家(農本)主義運動

(月 日) (事) (項)

二、二 在長野日本農民協會は年度大會を開催し規約の改正外二項を決定す。

五 在京都洛北青年同盟に於ては「時局問題嚴正批判」と題する運動方針を發表す。

九 在大阪國柱會青年部(精華會)に於ては本日より三日間講習會を開催す。

一〇 在京鶴鳴莊本部代表者摺建雨以下五名は首相官邸を訪問「日露國交斷絶」に関する建白書を提出す。

二、中旬 在富山伏木愛國青年同盟書記長太田幸一は豫て渡滿中の處本日歸國す。

二、中旬 建國會本部に於ては都下新聞關係者のソ大使招宴並にソ大使の宮内高等官招待問題に関する反對運動を爲したる外紀元節當日は對露國交斷絶を要する請願書、ピタ、檄文等を多數作成各方面に配布す。

一七 武神會員長崎勝助は昨年二月二十二日正力讀賣新聞社長襲撃事件に關し豫て控訴中の所、辯護料其他の關係より運動日誌

政 黨 運 動

一、二九 淺原健三は社大黨離脱と同時に無産運動より引退の旨聲明す。

二、四 大日本生産黨關西本部は大阪府會解散要求府民大會を開催す。

五 勤勞日本黨にありては總選舉に對する示達を全國各支部宛發送す。

八 新國同(本部派)は「紀元節を記念すべき事業に關する件」と題する通達第三號を作成各支部宛發送す。

一〇 國社黨愛知縣黨務局二月五日發行「我等の新聞」は發條處分に附せらる。

二、一 社大黨は日比谷公會堂に關東大會を開催す。

二、一 大日本國家社會黨本部は曩に關西事務局會議(大阪)に於て提唱したる黨名綱領政策規約等の變更意見に對し本部意見書(反對的)を作成各支部宛發送す。

二、中旬 新國同三重縣支部聯合會は「國體明徴と選舉廢止運動」と題する印刷物を作成各方面に配布す。

控訴を取下げ服罪(傷害罪懲役三年)下獄せり。

運動日誌

一六

新國同革正會幹部亀川保は相澤中佐の行爲は正當防衛なりとし、當局の善處方の要領書を第一師團軍法會議宛郵送せり。

労働運動

二、一

全國手工中工組合第六回大會開催委員長に田中政男を選任す。

二、五

全評關西地評執行委員會開催選舉對策其他を協議せり。逕信從業員聯盟第十九回常任理事會開催「聯盟運動の再認識に關する件」外二件を審議決定す。

八

産業労働俱樂部常任理事會開催事務所移轉(麹町區有樂町一ノ四日比谷一番館二階)及専門部長等を決定せり。

二二

愛知縣下東三地方の各愛國労働組合を以て三河愛國從業員組合聯盟結成さる。

朝鮮人の運動

一、一六

兵庫縣下本山村所在朝鮮人バラック十世帯約五十名は地主より土地立退要求を受け紛議中の處所精進屋警察署の調停にて本月二十九日迄の猶豫期間を存し圓滿解決す。

二二

和歌山縣下紀勢中線鐵道工事就勞中の鮮人土工約三百名は工事請負人森繁松に對し賃銀値上其他數項目の要求を

八〇

爲し目下紛争中。

二六

此花商業學校生徒金永春等の首唱の下に在阪朝鮮人中等學校留學生親睦會準備會を結成す。

三〇

神奈川縣下所在多摩川消費組合は鮮人夜學校經營に關する資金提出の目的を以て朝鮮藝術座を聘し高津町に於て演劇會を開催す。

二、一

和歌山市議候補妻性會は開票の結果落選す。

六

客月二十日兵庫縣に於て檢舉取調中の元上海不逞團幹部李圭廷は制令第七條違反として神戸地方檢事局に送致せらるが、本月三日起訴猶豫處分に附せられたるを以て本日住所地天津に送還す。

八

在京日本大學朝鮮留學生同窓會は南山莊に於て本年度同校卒業生送別會を開催す。(來會者七十三名)

九

山口縣社會事業協會昭和館に於ては下關市當局及各小學校長等を招待し朝鮮人兒童教育問題に關する第三回懇談會を開催す。

一〇

神戸朝鮮人消費組合は臨時大會を開催し、經營困難の爲め休業状態にありたる事業を復活開始することに決定す。

在京民族系團體「共和會」機關紙「會報」第十一號(二月五日付)は發禁處分に附せらる。

朝鮮基督教青年會は在京各大學專門學校本年度朝鮮人卒業生の送別會を開催す。(來會者百二十名内卒業生三

十名)

一一

第十一回建國祭に際し在京鮮人團體相愛會以下三團體所屬鮮人二九〇名参加す。(本文参照)

一八

朝鮮藝術座は臨時總會を開催す。(金斗鎔外十六名出席大期公演の件、座員整理の件外三件を協議決定す)。

二二

二二

兵庫縣尼崎市所在阪神消費組合は第六回大會を開催す。衆議院議員總選舉に際し東京府第四區より立候補の朴春琴及大阪府第四區より立候補の李善洪兩名は開票の結果何れも落選す。(本文参照)

運動日誌

八一

一、國籍詐稱密航常習者の入國禁止

陸軍の護衛入國、居住、送還關係... 國籍詐稱密航常習者の入國禁止... 青島ロイアング路三〇番

自稱芬蘭人アレックス・カゾチエン事

舊露國人アレクサンドル・カゾチエンコ

當二十九年

右者二月六日門司經由神戸入港の汽船原田丸にて渡來したるを以て取調ぶるに、芬蘭ヘルシングホルス市ボーイスカウト團幹事として、世界各國ボーイスカウト團を歴訪せんが爲渡來せりと稱するも、陳述態度曖昧にして芬語を解せず、且歐洲各國を歴訪せる形跡を認めず依而嚴重追及するに、本名は舊露國人にして、從來國籍を詐稱し、密航常習前科數犯を有する浮浪者なる事判明せるにより、兵庫縣は二月十三日神戸出帆の生駒丸にて上海に向け送還せり。尙本名は渡來に際し在天津帝國領事より二荒伯爵に宛てたる紹介狀を所持せる他在上海芬蘭總領事代理發給の身分證明書に在天津帝國總領事の入國査證を受得し居りたり。

代車關羽

二、中國人(滿洲國人)入國禁止調 (昭和十一年二月中)

取扱官廳	本籍職業氏名年齢	禁 止 事 由	處 置
兵 庫	廣東省高明縣 無職 謝心 二五開	二月六日上海より神戸入港の「アレジデント・ジャクソン」號にて、神戸市海埠通二の三三貿易商楊華益方倉庫番として就職の爲め渡來せりと稱せるも取調の結果、横濱にて支那料理店の雜役に從事の爲めなるも入國を容易ならしむる爲め渡來目的を詐稱せること判明	二月七日神戸出帆の靖國丸にて香港に送還
兵 庫	上海公益里 理髮職 馬林 二七子	二月九日上海より神戸入港の長崎丸にて神戸に於て理髮職從事の爲め渡來せりと稱せるも所持品皆無にして渡來救護を要するに至る處あり	二月十二日神戸出帆の長崎丸にて上海に送還
兵 庫	山東省昌邑縣 吳服行商 張錫昌 四四	二月十五日青島より神戸入港の泰山丸にて大阪に於て吳服行商の目的にて渡來せりと稱し、何れも市岡警察署の發給の身分登録抄本を所持し居れるも張錫昌及張善曾は張啓書より借金して自己の所持金の如く裝へる疑あるもの	二月十五日神戸出帆の泰山丸にて大阪經由青島に送還
兵 庫	張啓書 三五	二月十三日上海より神戸入港の上海丸にて名古屋飛行學校入學の爲め渡來せりと稱せるも、本名は昭和五年東京成城學校在學中窃盜の歴に依り同年十二月警視廳より送還せられたるものなること判明	二月十六日神戸出帆の長崎丸にて上海に送還
兵 庫	江西省萍鄉縣 無職 文新 二五民	二月二十一日上海より神戸入港の上海丸にて上海居住邦人上田榮一と偽名して渡來せる處、本名は神戸にて出生、昭和五年上海に歸國し英國人經營商店々員たりしが昨年未失職せる爲め就職目的にて渡來所持金皆無にて要救護の處あり	二月二十三日神戸出帆の三笠丸にて上海に送還
兵 庫	廣東省番禺縣 店員 梁卓 三六	二月六日天津より神戸入港の長安丸にて大阪に赴き眼鏡仕入の爲め渡來せりと稱せるも、本名は十五歳の頃大阪に渡來、眼鏡工場職工として稼働中、昭和十年十二月無許可労働の歴に依り送還せられたるもの	二月九日神戸出帆の長安丸にて天津に送還
兵 庫	北平花市中四條 職工 錢德 三三	二月二十四日上海より長崎入港の長崎丸にて大阪市東成區生野町一ノ七の長崎丸にて神戸經由上海に送還	二月二十四日長崎出帆の長崎丸にて神戸經由上海に送還
兵 庫	上海共同租界 店員 陳青 三三	二月二十四日上海より長崎入港の長崎丸にて就職の爲めとて邦人名張榮清吉と偽名して渡來せるもの	二月二十四日長崎出帆の長崎丸にて神戸經由上海に送還

長崎	福建省福州府長崎市八幡町七九 理髮職 黃 恆 黃 殿 三九 三二	後者は昭和五年五月東京に於て隊中婦女誘拐の廉に依り警視廳より送還せられたる處前者は其の情を知りつつ昭和七年來屢々後者を自己に於て雇入る爲め不正入國を從應し昭和八年七月二十七日陳希明と偽名せしめ長崎に渡來せしめたるもの	不正入國並同補助	二月一日、長崎、上海丸、上海
青森	浙江省永嘉縣西津縣郡森田村上相野三二 吳服行商 陳 鏡 三二	李國實父陳進標より本名に對し詐冒歸國取計方青森縣及警視廳宛願出たるもの	實父よりの歸國取計方願出ありたるに依る	二月五日、横濱、阿蘇丸、上海

外謀取締關係

一、國情調査照會方法の新傾向

長崎駐在英國領事「エフ・シー・グレートレックス」は本年一月二十七日福岡、山口、佐賀各縣知事宛重要會社工場を指名してその所在地名稱等の變更の有無を照會したるも回答を期待し得ざるより調査方法を變更し二月五日同一事項を前記各縣の商工會議所宛照會を發したるも尙回答を得られざるを覺り、更に同月十二日付を以て前記會社工場宛に直接同一事項の照會を發したる事實あり、斯種傾向は將來全國に現出するを豫想せらるゝを以て相當の注意を要す。

二、國情調査容疑照會調 (昭和十一年二月中)

照會月日	照會者	被照會者	照會内容	申府縣報	摘要
一、日不詳	ルーマニア國ブカレスト市 サレツブ商會	東京商工會議所	自動車 (製造者及貿易商の住所氏名)	警視廳	不回答
〃	メキシコ國メキシコ市私書函一 六六八 エゼシア・インターナショナル	同右	自動車ノ部分品 (同右)	同右	同右
〃	米國ニューヨーク市 マラソン・スペンアリテイ商會	同右	婦人フェルト帽原料(防毒マス) (同右)	同右	同右
〃	英國リード市 マイヤー・ヒル商會	同右	アルミニウム板(軍需品) (同右)	同右	同右
〃	在神戸 和蘭總領事館	同右	フェルト帽原料 (同右)	同右	同右
〃	印度ボンベイ市 ステイト・トレヂング商會	同右	自動車 (同右)	同右	同右
〃	パレスタイン・ハイファ市 エム・エツチ・バストニー商會	同右	自動車並部分品 (同右)	同右	同右
〃	キヤナリー島ラスパルマル市 ビュロー・キヤナリオ・デエゼ ンシア	同右	自動車 (同右)	同右	同右
一、二〇	佛領アルバニア國サンテイ・カ ランタ デメトリ・レフテリ商會	同右	船舶、自動車、自轉車用の發動 機製造會社並工場の所在地名稱	同右	同右
一、二八	ユーゴスラヴィヤ國 ベルグラード モダーン・テクニツク・ ビュロー	大阪商工會議所	一、各種機械並船舶車輛 二、前號の附屬品 三、光學機械其他關係品 四、海陸空軍關係各種新兵器 の製造業者	大 阪	同 右
一、二九	在神戸 和蘭總領事館	大阪及神戸 關	入出港船舶(汽船、機船、帆船別) に就き外國貿易、内國貿易に區 分したる隻數噸數	大 阪 兵 庫 關 公 回 表 答 範	同 右

社會運動の國際的連絡關係

昭和十一年二月中、海外(特に北米方面)より送付に係る左翼運動關係出版物の種類及數量は比較的僅少なりしが、今其の顯著なる事例を擧示すれば次の如し。

發見月日	發送者	送付先	事
一月中	グレースハリバーに於て何者かが船員室に投入	大坂入港米山丸船長より提出	「世界は何なる(國際通信パンフレット)」「戦友てびき(國際通信パンフレット)」「重慶下の世界(國際通信パンフレット)」「湖上の殺人(怪奇講談雜誌社發行パンフレット)」 一九三五年十月十五日附第九〇號
二月中旬	市俄古市世界産業労働者同盟	東京市神田區全國労働組合自由聯合會	「絶対自由主義者(佛文週刊)」 一九三五年十二月十三日附第四七四號
二月下旬	巴里市無政府主義同盟	東京市神田區全國労働組合自由聯合會	「絶対自由主義者(佛文週刊)」 一九三五年十二月二十七日附第四七六號

情報其の他

ソヴィエト間諜の渡來說

上海方面に在るソヴィエト側間諜は、今次の事件に付、密に本邦内に潜入せんとしつゝあるやの情報あり、之等は多く波蘭、チエツコスラヴァキヤ其他他國の旅券を所持する由に付此際相當注意の要あり。
尙最近哈爾濱より赴連せんとして査證拒否せられたる元ソヴィエト側スパイ容疑者數名あり、右等も前掲一派と連絡あるやに認められる。

特高關係
各種團體
の衆議院議員總選舉に於ける進出狀況(其二)

附屬表

選挙区別進出状況表

Table with multiple columns and rows, containing data related to the election results. The text is very faint and difficult to read.

目次
一、概説
二、無産派進出の原因
三、國家主義派の不振と其原因
四、附表

特高關係各種團體の衆議院議員總選舉に於ける進出狀況

一、概説

第六十八議會は本年一月二十一日再開の劈頭解散を命ぜられ、次で二月二十日を以て衆議院議員總選舉を施行することに決定を見るや、豫て議會解散を見越し、議會進出を期しつゝありたる各政黨其他所謂新興勢力諸派にありては、逸早く候補者の擁立其他選舉對策を樹立すると共に積極的活動を開始せり。而して立候補届出の締切期日たる二月十三日迄に於ける各派立候補者總數(但し特高關係各種團體の擁立候補者)は三十一道府縣を通じて合計七十九名(内無産諸派四十五名、右翼諸派三十四名)に達し選舉期日の切迫に伴ひ各派の態度は益々眞剣味を加へたり。

殊に唯一の無産政黨たる社會大衆黨の如きは、選舉肅正運動の普遍化と昨秋に於ける地方議會選舉に於ける好調とに多大の希望を繋ぎ、此の機に於て雌伏四年の逆境を一氣に轉換すべく候補者三十名を擁立して白熱的選舉運動を展開せり。其他左翼派の殘存勢力たる日本労働組合全國評議會、全國農民組合中の非社大黨派等にありては、茲數年來の頽勢挽回を企圖して、十餘名を立候補せしめ、右翼各派亦、時流に乗じて政治的進出を期し、各々独自の立場に於て其主義政策を掲げて果敢なる運動を展開するところありたり。

斯くて愈々二月二十日選舉の結果は別表(一)(二)(三)に於て示すが如く無産派の進出著しく合計二十四名の當選を見、殊に社會大衆黨は一舉十九名の當選者を獲得豫期以上の成果を収めたるに反し、一般に相當の進出あるべしと豫想せられたる右翼諸派にありては僅に七名の當選者を見たるに過ぎず、勝敗何れに對しても意想外とされつゝあり。

特高關係各種團體の衆議院議員總選舉に於ける進出狀況

之れが勝敗の原因に關しては、各個別的に觀察すれば種々の事情により多様の所論あるべしと雖も、其共通する勝敗の原因に付き一般に批評せらるゝ所を綜合要約すれば概ね次の如き諸點にありと思料せらる。

二、無産派進出の原因

(一) 無産政黨團結の統一 無産政黨は其の發生の當初より思想的に對立し、又感情的に分裂、離合、集散を事としたる結果、昭和三年の總選舉以來相當進出さずして常に惜敗を重ね來れるが、其後國家主義運動の擡頭に依りて其勢力の一部は右翼陣營に轉向離散せるものありしも、之等の諸情勢は無産派多年の要望たりし戰線統一を招來し社會大衆黨の實現を見るに至れり。其結果候補者擁立に際しては一、二の例外を除き殆んど同派對立の現象を見ざりしは、今回の躍進的成績を擧げたる第一の原因なり。

(二) 既成政黨の不評 從來の總選舉に對する國民の關心は「政友勝つか」、「民政勝つか」に興味を集中せるやの觀ありて、無産派の進出の如きは極めて少數の國民の注目するところに過ぎざる實情にありたり。

然るに近年來の國內情勢の變遷、特に五・二五事件以來の諸事件等によりて既成政黨に對する國民の信頼は漸次稀薄となり著しき不評を買ふに至れる結果、無産派に對する積極的支持の立場よりも、既成政黨に對する消極的嫌忌の散票を拾集したることは無産派の進出を助勢したる有力なる原因なりと思料せらる。

(三) 選舉肅正の効果 選舉肅正運動は多年に亘る醜惡なる選舉の宿弊を一掃し多大の効果を擧げたることは一般國民は勿論、言論機關の齊しく承認するところなり。即ち選舉民の覺醒、投票買収の減少、選舉ブローカーの減少、選舉費用の低減、選舉運動方法の向上、選舉干渉の絶無等は無産派にとりては極めて有利なる條件たりしことは事實にして、無産派自身に於

ても異論なき所なり。

(四) 無産候補者と地盤の密着 今回當選せる無産候補者は、概ね數回の選舉に於て選舉民に接觸し、或は所謂日常闘争に於て平素其地盤に於ける選舉民に對し多少の貢獻を爲し相當知名的存在を爲し、其間労働組合、農民組合及政治的組織の擴充等に専念し、永年に亘りて地盤を開拓し來れる結果、今回當選の榮を得たるものにして、此點は既成政黨の地盤が一朝一夕に構築せられたるものに非ず、従つて一、二回の選舉に依りて崩壞するものに非ざることと同様に觀察すべきものなり。

(五) 無産派の選舉題目の堅實化 從來無産派の政策乃至選舉題目は徒らに階級闘争主義的イデオロギーに捉はれ實現性なき觀念的理論に基く政策主張を掲げ一般國民に首肯せらるゝもの比較的尠かりし實情なりしが、最近に於ては相當時勢の動向に對應する弾力性ある主張を包容する現實的政策乃至選舉題目を掲げて選舉に臨みたる結果、國民の對無産黨觀を是正するに至り、今回の進出を見たるものなりとの批判を加ふるもの相當多數あり。

(六) 其他の諸原因 其他 (イ) 無産派の進出は最近に於けるファシズム的傾向に對する民心の反撥的意思表示なりとなすもの相當多く、或は (ロ) 無産派に對する投票は必ずしも無産派の主義政策に信頼し之に贊同したる結果に非ずして、他に新興勢力を代表する適當の候補者無かりし爲にして即ち無産派は漁夫の利を占めたるものなりとなすもの、(ハ) 無産派が永年の重壓を忍び守操し來りたるに對し選舉民は同情と賞讃の意味を以て投票したるもの、(ニ) 國民——特に労働者、農民、小市民階級——の極度の窮迫は必然的に無産派に投票を集中するに至れるものなり等、其の勝因として擧げられつゝあるも之等は比較的少數者の批判なり。

三、國家主義派の不振と其原因

(一) 議會政治に對する態度の不明確 國家主義諸派在來の主張は二、三の例外を除きては既成政黨の腐敗糺弾より政黨政治の弊を指摘し、議會に對する疑惑となりて表明せられつゝあり。従つて議會進出の爲には當然經過せざるべからざる選挙戦に對しては、概ね之を輕視し消極的態度をとり國政一新の手段を議會外の勢力による行動に依らんことを夢想するもの如く觀察せられ、國民をして漠然たる獨裁政治への恐怖疑惑を抱かしむる等の事情は、彼此相俟つて投票に際して遲疑するの結果を招來するに至れるものに非ずやと觀察せらる。

(二) 組織運動の閉鎖 國家主義諸派の運動は主として啓蒙運動乃至觀念的宣傳糺弾運動に局限せられ、大衆的組織運動は概して閉鎖せられ、殊に國民の現實的利害問題に對する所謂日常闘争を缺如せる結果、選挙運動に於て缺くべからざる確固たる地盤培養行はれず、選挙に對する準備としては極めて不充分なるものあり、譬へ多少の準備的意圖を以て運動を繼續し來れるものありとするも、之等は既成政黨乃至無産派の夫れに比し極めて劣弱なる觀あり、又國家主義陣營を通過するに其の勢力分散的にして統一せられたる強固なる組織主體を有せず、之等の諸點は即ち今回の選挙に於て劣敗せる有力なる原因の一なりと評せらる。

(三) 現實的政策の缺陥 國家主義運動に於て論述せらるゝ政策主張は概ね精神主義的主張にして大所高所より見たる理想論多く一般大衆に訴ふべき確固たる理論と政策を缺き、選挙民を吸引するに足る實質的にして具體的なる政策を有せざりしことに起因すと爲すもの多し。

(四) 國民の興望なしとするもの 國民大衆は國家主義運動者の強調する愛國主義に對して共鳴するところなるも「時代の

人心は未だ必ずしもファシズム的傾向に歡迎的ならず、殊に表面愛國主義乃至國家主義を標榜するも内面的には依然として從來一部右翼團體の抱藏する暴力的行動主義を信條とするものなるべし」との推斷を以て、斯かる風潮には絶対に贊助し難しとする國民の意志表示は即ち今回の投票となつて現はれたるものにして所謂右翼派候補に對する國民の興望なきことの證左なりとの批判をなすものあり。

以上は今回の選挙に於ける無産右翼兩派に對する一般的觀察なりとす。然れども今回の選挙の結果に據り、直ちに無産派が最近に於ける類勢を挽回したるものと爲し、又は國家主義勢力を過少評價し、或は之れを以て國家主義運動の退潮を示すものと速断するが如きは甚だしき誤謬なり。即ち國家主義運動の議會政治乃至選挙に對する態度は前述原因の(一)に於ても概述したるが如く、其他從來行はれたる右翼運動の實情に徴するも自ら明白なることにして、國家主義運動は選挙戦の不振により決して其の實力を失ひ又は衰退せるものに非ざることを認識するを得べし。

(一) 昭和十一年二月二十日施行 特高關係各種團體候補者當落調 (其ノ一)

系派及團體種別	候補者數	當選者數	得票總數	一人當平均得票數
社會大衆黨	三〇	一九	五一九、四八七	一七、三二六
農民團體(全農ヲ含ム)	九	二	九三、〇八八	一〇、三四三
地方的政黨	二	一	一九、二七三	一九、六三六
其他無産派(鮮人、全評、全水、労働組合ヲ含ム)	四	二	七九、一三六	一九、七八四
計	四五	二四	七一〇、九八四	一五、八〇〇

特高關係各種團體の衆議院議員總選舉に於ける進出状況